



Title	鉄鋼業の「合理化」と企業内教育 II（上）：大手独占体M製鉄所の「合理化」と鉄鋼労働運動の変貌過程 についての実証的研究 上
Author(s)	道又，健治郎
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書，14，1-94
Issue Date	1977-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88005
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol_14.pdf



鉄鋼業の「合理化」と企業内教育 II(上)

——大手独占体M製鉄所の「合理化」と
鉄鋼労働運動の変貌過程についての実証的研究(上)——

1977・3

鉄鋼業の「合理化」と企業内教育 II(上)

——大手独占体M製鉄所の「合理化」と
鉄鋼労働運動の変貌過程についての実証的研究——

道 又 健治郎

1977・3

北海道大学教育学部産業教育計画研究施設

序

この報告書は、本産研施設、道又研究員を責任者とする一連の研究『鉄鋼業の「合理化」と企業内教育』の一部で、産研報告書第11、12号において明らかにした鉄鋼諸資本の企業内教育の展開諸形態と性格分析を、本14号では労働運動とのかかわりから再照写し、企業内教育の積極・消極両面と労働者の陶冶、主体形成との照応・相互浸透関係を明らかにしようとしたものである。

鉄鋼独占体においては、すでに1960年代から、労働過程における作業長制度と、価値増殖過程における職務給制、職能的資格制度が導入され、それを媒介する重要な環として階層別教育訓練制度が実施されてきた。それらを基礎的な枠組として、いわゆる能力主義管理がおこなわれてきたわけだが、いままた70年代後半の不況のもとで、それは新しく再編強化されようとしている。

そして、そこでも企業内教育は不可欠の役割を資本から負託される。

たとえば、作業長候補教育による工長＝作業長制度の再編が追求され新生産手段導入にともなう技術教育、説明会という名の講習や職種職換教育その他によって省力化のための職務統合・拡大・多能工化が進められている。それは「現代科学、技術革命」による鉄鋼生産諸工程のオートメーション化、コンピュータリゼーション化に照応する企業内教育形態といえるが、そこでも労働過程と価値増殖過程の両面の矛盾は貫かずにはおかない。すなわち、生産・経営管理技術教育においても「自主管理」活動においても、科学的な技術教育と精神（思想）教育の両要素の矛盾構造は葛藤しつつ展開してやまない。

ところで、そうした資本による労働力の技術的・精神的陶冶が、資本の意図に反して、労働者の主体形成に転化していく歴史的メカニズムにとって労働運動は不可欠の条件であろう。それは「労働の社会化」という歴史的レベルにおいてのみならず、具体的な諸企業内教育形態の一つ一つにおいてもその対抗関係の結果が刻印されているはずである。

そうした視座から、本号では鉄鋼労働運動のとらえかえしを試みたわけだが、わが国の労働運動における鉄鋼労連の格別の意義、さらには鉄鋼関係各単組相互の関係の複雑さから分析には大きな困難がある。しかし、企業内教育研究にとって、それは——賃金論とのかかわりの研究とともに——避けて通れぬ課題の一つであろう。

そうした意味で本号では、1960年代の企業内教育展開分析の前提として、作業長制度の導入以前の1950年代前半期における労働運動の歩みについて概括したが、理論問題として大方の批判をえつつ、われわれの企業内教育研究の深化を追求したいと考えている。

1977年3月

北海道大学教育学部
産業教育計画研究施設

施設長 美土路 達 雄

第 三 部

大手独占体M製鉄所の「合理化」と 鉄鋼労働運動の変貌

道 又 健治郎

目 次

第三部 大手独占体M製鉄所の「合理化」と鉄鋼労働運動の変貌

序 章 研究の対象と課題	1
第1節 研究の対象	1
第2節 研究の課題	4
1 産業別統一賃金闘争の前進と後退・変質	5
2 富士鉄（新日鉄）独占体の「合理化」攻撃と「合理化」反対闘争の敗北	6
3 富士鉄（新日鉄）独占体の労務政策と室蘭労組内諸潮流の動向	6
第1章 富士製鉄室蘭労働組合と産業別闘争の推進	13
第1節 鉄鋼労連の結成と鉄鋼労働戦線の再編・強化	13
1 創立期における鉄鋼労連の体質	13
2 鉄鋼労連の組織強化と産業別統一闘争	19
第2節 鉄鋼労連の闘いを支えた富士製鉄室蘭労組	23
1 鉄鋼労連の産業別・グループ別共闘と富士製鉄室蘭労組	23
(1) 51年春季闘争でスト決行を主張した富士室蘭労組	25
(2) 鉄鋼労連第2回臨時大会における「愛国労働運動」をめぐる八幡との論戦	26
(3) 51年越年闘争と産業別統一闘争推進への努力	27
2 神鋼とともに破防法反対ストを決行	38
3 52年春季賃金闘争と富士室蘭の民同「左派」幹部の動揺	47
(1) 52年春季闘争と富士鉄室蘭労組の闘い	47
(2) 八幡労組の戦術転換と室蘭労組ボス幹部の闘争打ち切り策動	51
(3) 日本共産党の分裂と富士室蘭左派組織の弱体化	57
第3節 鉄鋼労連の産業別統一闘争と富士製鉄室蘭労組	68
1 鉄鋼労連の産別機能の弱体性と本部権限の強化	68
(1) 鉄鋼労連本部の産別機能の弱体性と大手共闘の失敗	68
(2) 指令権の労連本部への委譲と拡中闘の設置	70
2 53年賃闘と副組合長を追放した富士室蘭労働者の闘い	73
(1) 53年春闘と決定違反の副組合長の追放	73
(2) 53年越年一時金闘争と鉄鋼労連本部の要請による2波の単独スト	79
3 54年賃闘と「合理化」反対闘争	82
(1) 54年賃闘と退職金増額の実現	82
(2) 「第1次合理化計画」と配置転換	83
(3) 青年部の再建と日鋼室蘭支援闘争	85
第2章 産業別統一闘争の本格化と富士製鉄室蘭労働組合の闘い	
第3章 富士鉄独占体の「合理化」攻撃と低額「一発回答」	
第4章 IMF・JC加盟と右翼的潮流による組合諸機関の掌握	
第5章 大型合併と産業別統一闘争の変質	

（第2章以下は次号に掲載）

序 章 研 究 の 対 象 と 課 題

第 1 節 研究の対象

第 3 部でとりあげる鉄鋼労働運動についての分析結果は、当初の予定では本研究報告の第 1 部として収録することになっていた。ところが、筆者の身の不調とともに資料収集面で大きな制約が重なったため、計画を変更して余儀なく第 1 部から第 3 部へまわすことになったのである。こうした構成上の変更は決して好ましいことでないばかりか、読者に誤った印象を与えることも懸念されたので、筆者は本研究報告の第 2 部までを収録した本研究施設刊行の『研究報告書第 11 号』（1974 年 3 月刊）の「序論」第 4 章第 2 節のなかで当初のねらいについて簡単な説明を行ない、誤解の起らないよう注意を喚起したのである。

ところが、すぐ続刊するはずだった第 3 部以下を収録した本研究報告書の刊行が大幅に遅れた結果、この研究報告書によって私どもの鉄鋼「合理化」研究に初めて接する方がたが少なくないという事態となったため、すでに発表した第 2 部までの分析結果と本稿とのつながりについて現時点で再確認しておく必要があるように思われる。以上の理由から、本研究のなかに占める本稿の位置づけを明確化することも含めて、ここでは上述した「序論」第 4 章第 2 節のなかの関係箇所を紹介することによって、いちおう当面の要請に応えることにしよう。

「当初の予定では、〈中略〉主として 49 日間に及ぶストを決行した 59 年以降における資本・賃労働間の対抗関係の分析を行ない、いかなるプロセスで現在見られるような労資関係の『安定化』が実現されるにいたったのか、を解明することになっていた。

そうした労資間の力関係の質的な転換、それも鉄鋼独占体の専制的支配をいっそう強める形での質的な転換、それを明らかにした上でなければ、本報告書の第 1 部として収録されているような室蘭製鉄所の『合理化』が、なぜかくも容易に、しかも会社ベースで進行していったかが判明しないだろうし、また第 2 部として収録されている社外企業の問題にしても、なぜ社外工職場の異常な拡大や社外企業の大型化が、他方における本工職場の縮小と本工要員の一貫した減少傾向と結びついた形で急速に展開していったのか、という点についても不明確になる、と考えたからに他ならない。

旧富士および新日鉄独占体が、59 年の 49 日におよぶ鉄鋼ストの主力組合であった室蘭労組から左派勢力を一掃できたのは何故か。〈中略〉第 1 部として予定していた部分を第 3 部へと後まわしにしたことによって、第 1 部および第 2 部で記述されている急速な『合理化』の進展が、なんらの摩擦もなく、スムーズに実現したと考えてはならない。そこには、わが国独占資本のなかで王座の地位を占める鉄鋼独占体が、あらゆる手段を動員して、彼らのいう組合の『体質改善』に努力した爪痕が残されているだけではなく、いわゆる民同左派主導型の組合がいかなる欠陥と弱点ゆえに、資本の『合理化』攻撃に敗退していったのか、という痛切な教訓が残されているのである。報告書構成上の変更から生ずるかも知れない読者の誤解をとくために、以上の点だけをここで説明しておく。」⁽¹⁾

本稿のねらいと位置づけなどについては、以上の引用によって御了解願えたのではないかと思います。なお、本章の冒頭で「資料収集面で大きな制約」が研究報告書刊行の遅延した理由のひとつであったことを明らかにしたのであるが、本稿の内容と直接かかわる問題なのでその間の事情を

簡単に説明しておこう。われわれの調査研究の初期段階には、会社も組合も、所内報や大会議案書などをはじめとした諸資料の収集や閲覧に協力してくれた。けれども、70年11月上旬、作業長・工長宅を訪問して現場職制層の面接調査を始めたところ、会社側の猛烈な妨害工作に直面し調査の中断を余儀なくされるという事態が発生した。そうして、筆者の健康上の理由も重なって、調査を再開したのは72年夏休み以降のことである。会社側の態度が急変した70年11月上旬の時点で、これに呼応するかのように組合本部も非協力の態度を打ち出したため、それ以降、本研究にとって必要な組合関係諸資料の入手は、旧富士室蘭社党協、共産党製鉄委など左派系の人びとのご尽力をわずらわすことになった。この結果、60年代後半以降の諸資料については、『中央委員会＝ニュース』、『組合＝ニュース』などを含めて大体収集することができたが、64年以前については70年秋の段階でコピーしておいた60年以降の大会議案書その他、機関紙『解放戦線』をやや系統的に入手しただけで資料面における欠落部分がありにも大きかった。もち論、こうした資料収集面での弱さを補う意味もあって、その当時活躍した旧本部役員の面接調査を行なったが、それには一定の限界があるため資料不足による研究上の制約を解消することが出来ず困惑していたのである。

ところが、そうこうしているうちに室蘭現地からわれわれの研究に役立つ喜ばしい知らせが入った。それは、組合の手で編さんされた『組合史』が刊行されるというニュースである。すなわち、74年4月には労働運動史研究のベテラン・姉齒三郎氏が執筆した『富士製鉄労働運動史』（新日本製鉄・富士労働組合連合会刊）が、次いで76年1月には旧本部役員の分担執筆という形で『新日鉄室蘭労組30年史』（新日本製鉄室蘭労働組合刊）が、刊行されたのである。刊行後間もなく、左派系活動家たちの協力によって両著を入手して読むことができたが、それによって前者についてはベテラン専門家が執筆したものだけに資料的価値の高い力作であること、そうして右翼的潮流による室蘭労組執行部独占という現状からして執筆上の制約を受け資料的価値の低いものになるのではないかと懸念していた後者についても、本部三役をつとめた経歴をもつ良心的な旧社党協リーダー2名が執筆メンバーに加わったことも影響して、予想以上の資料的価値を持つ文献と考えてよいことがわかった。もち論、高い社会科学的知見を持つ姉齒三郎氏にしても、また現在も右翼的潮流に対して批判的姿勢を堅持している旧社党協幹部にしても、現在の組合幹部の体質とレベルを考慮して程度の差はあっても多少不本意な文章表現、あるいは強調したい重要事件の一部カットというような自主規制が無意識のうちに働いたであろうことは、官公庁関係の委託調査を何度か引き受けた経験を持つ筆者には容易に推測できることである。しかし、そうした制約があったにせよ、豊富な組合保管資料を活用して鉄鋼労働者の闘いの足跡を記録した2つの『組合史』が刊行されたことは、われわれの研究を進めるうえで役立つという意味ばかりでなく、一般的にいても鉄鋼労働組合運動、とくに富士鉄（新日鉄）室蘭の組合運動の批判的総括を行なううえで貴重な参考資料の提供という意味からも、もっと評価されてよい事柄だと思われる。

ところで、上記の室蘭労組関係の2種類の組合史を入手した後、他の鉄鋼労組が刊行した組合史も含めて検討を加えた結果、考察の対象時期を当初予定していた59年以降からではなくて、全日本鉄鋼産業労働組合連合会（略称は「鉄鋼労連」）が結成された51年春ごろまで溯らなければ、所期の目的を達成することができないと考えるようになったのである。もちろん、主として60年代以降における鉄鋼業の「合理化」の展開過程とのかかわりで現状分析を試みようとした本研究の主旨からすると、考察の対象を51年ごろまで溯ることは、すでに刊行した第1部および第2部との関連からしても問題であるという意見もあり得るであろう。けれども、上記の引用文のなかの指摘

によっても明らかなように、本来、この第3部は、第1部として本研究報告の冒頭に置かれる予定だった論稿である。したがって、当初の研究報告書の編成プランからすると、まず報告書の冒頭で新日鉄（富士鉄）室蘭製鉄所を舞台として繰り広げられた労資間の激突、その結果生じた「労資間の力関係の質的な転換、それも鉄鋼独占体の専制的支配をいっそう強める形での質的な転換」のプロセスを解明する予定であった。そうして、それを受けた形で、新日独占体主導型の「合理化」の展開、その過程のなかで進展したところの労働組織・労務統轄機構の編成替えの動向を明らかにするとともに、賃労働の創出・再編・陶冶の実態について分析することになっていたのである。ところが、肝心の「いかなるプロセスで現在見られるような労資関係の『安定化』が実現されるにいったのか」、「旧富士および新日鉄独占体が、59年の49日におよぶ鉄鋼ストの主力組合であった室蘭労組から左派勢力を一掃できたのは何故か」、「いわゆる民同左派主導型の組合がいかなる欠陥弱点ゆえに、資本の『合理化』攻撃に敗退していったのか、という痛切な教訓」等々の研究課題を解明するためには、新日鉄（富士鉄）室蘭の組合運動のピークをなす59年春闘からではなくて、レッド・パージの痛手から漸く立ち直り、闘争体制が次第に整備しはじめる51年春以降の時点まで溯って分析する必要があると判断したのである。関係諸資料を検討した結果、その方が、すでに刊行した研究報告書のなかに収録されている第1部および第2部の現状分析も、より効果的に、より正確に位置づくと考えたからである。

以上のような事情のため、本稿では、レッド・パージ直後のボトム期を経て「ニワトリからアヒルへ」（高野実の表現）変身しはじめる50年代前半期における室蘭労組の動向を取りあげることになるが、その画期を51年春の鉄鋼労連の結成時点に求める。室蘭労組は、翌52年4月18日の破防法反対スト決行に象徴されるような職場組合員大衆の盛り上がり契機として、運動の高揚局面を迎える。それから、戦後における鉄鋼労働組合運動のピークをなす57年秋季闘争および59年春闘などの大闘争を第2の画期としてそれ以降、組合運動が全体として後退局面に入ってゆく60年代を迎える。この第3部では、50年代前半期から運動の後退期たる60年代を経て右翼的潮流による組合諸機関の独占態勢が最終的に確立する70年代前半期までを主たる対象として、富士鉄（新日鉄）室蘭製鉄所を舞台に繰り広げられたところの鉄鋼独占資本と鉄鋼労働者との全面対決、労働者側の一步後退、そうして「資本家階級の労働副官」（ダニエル・デ・レオン）たる労働貴族、労働官僚層の台頭、その内部撓乱による運動の体制内化、にもかかわらず現場労働者層のなかで一定の広がりを持つ左派支持層切り崩し工作の失敗等々、運動の前進・後退・変質、そうしたなかで次第に強まってきた富士鉄（新日鉄）独占体の労働者支配の展開過程を分析することにする。ここで強調しておきたいことは、前述した2つの『組合史』がさいきん相次いで刊行されたという情勢の変化を配慮して、省略できるところはできるだけ省略して無意味な重複を避けると同時に、『組合史』という性格からいって重要ではあっても取り上げられなかった問題、また右翼的潮流による組合諸機関占拠といった現状のもとで意識的に削除された出来事なるべく分析の対象とするということである。すなわち、本稿の対象は、第3部の表題でも明示しているように、狭義の意味における労働者階級の闘いを意味する「労働組合運動」だけに考察の範囲を限定するのではなく、プロレタリアートとブルジョアジーとの階級闘争の反映である労働運動内における諸潮流の動向をも含めた広義の「労働運動」まで考察の範囲をひろげるようにしたい。

レーニンは、すでに1905年に書いた論文のなかで「プロレタリアートを職業的運動〔労働組合運動〕だけにおしこめ」⁽²⁾ ようとするブルジョアジーの意図を曝露すると同時に、労働者政党内にお

ける「この大がかりな（大衆に対する働きかけの広さにおいて）ブルジョア的すりかえの基礎には、労働運動を主として職業的運動〔労働組合運動〕に帰着させ、独自の（すなわち、革命的で民主主義的独裁への方向をもつ）政策から労働運動をなるべく遠ざけ〈中略〉ようとする傾向」⁽³⁾に対して断固たる態度をとることを呼びかけている。なお、このレーニンの論文の背景には、1866年に開かれた第1インターナショナル・ジュネーブ大会代議員のためにマルクスの書いた『指示』が念頭にあったことは、いうまでもない。周知のように、マルクスが、その『指示』のなかで明らかにしているのは、次の諸点である。すなわち、「労働組合の当面の目的は、日常の必要を満たすこと、資本のたえまない侵略を防止する手段となることに、〈中略〉一言でいえば、賃金と労働時間の問題に、限られていた」「その過去」⁽⁴⁾。「労働組合は、資本に対する局地的な、当面の闘争に没頭しきっていて、賃金奴隷制そのものに反対して行動する自分の力をまだ十分に理解していない」「その現在」⁽⁵⁾。「いまや労働組合は、その当初の目的以外に、労働者階級の完全な解放という広大な目的のために〈中略〉この方向をめざすあらゆる社会運動と政治運動を支援しなければならない。〈中略〉労働組合の努力は狭い、利己的なものでは決してなく、ふみにじられた幾百万の大衆の解放を目標とするものだということを、一般の世人に納得させなければならない」「その未来」⁽⁶⁾。

そうして1866年にマルクスが「労働組合。〈中略〉その未来。」⁽⁷⁾のなかで望みを託していた上記の課題についていえば、マルクスの思想を理論的にも、実践的にも忠実に継承し、発展させたところのレーニンそのひとが、帝政ロシアにおける労働運動の発展について第1次大戦勃発直前の1914年5月に次のように述べているように、まさに「ふみにじられた幾百万の大衆の解放を目標とする」（マルクス）運動が上記の課題達成に向かって巨歩を踏み出す時代が到来したのである。すなわち、

「労働運動からブルジョアジーの影響、経済主義＝解党主義の影響をとりさるうえで、この20年間になされた進歩は、巨大なものであった。いまや本当のマルクス主義党の本当にプロレタリア的な土台が、はじめて強固に形成されつつある〈中略〉

ロシアにおける労働運動は、思想闘争のこの20年を通じて、着々と成長し、つよくなり、成人しようとしている。この運動は『経済主義』を打ち破った。〈中略〉

最後に、労働運動は、いまや解党主義を打ちやぶり、そのことによって、マルクス主義理論によって解明され、省略なしのスローガンによって総括された、人類の先進的な歴史的諸任務をはたすための先進的階級の広範な闘争の正しい道に立ったのである」⁽⁸⁾。

狭い意味での「労働組合運動」ではなくて、できるかぎり広義の「労働運動」レベルで考察してみたいと述べた筆者の意図については、もはや説明の要はあるまい。なお、労働運動の体制内化と企業内教育との内的関連にかかわる理論的な整理や分析視角などは、すでに刊行した『研究報告書11』のなかに収録されている、「序論」第3省第4節のなかでやや詳しくふれているので省略し、室蘭に焦点を合わせ第3部でとり上げたいと考えている主要課題を次節で説明することにしよう。

第2節 研究の課題

前節で述べたように、以下では本稿をつうじて解明したいと考えている主要な研究課題について筆者のねらいを明らかにし、第3部の本研究における位置づけをはっきりさせることにしよう。

1 産業統一賃金闘争の前進と後退・変質

第1の研究課題は、1950年代における組合運動の高揚と産業別統一賃金闘争の前進、60年代における低額「一発回答」体制の確立と産業別統一闘争の後退、そうして70年代前半期における「長期賃金政策」にもとづく「計画的賃上げ」方式の導入と産業統一闘争の変質等々、鉄鋼労連の産業別統一賃金闘争－58年までは秋季あるいは春季闘争、59年から春闘に参加－の展開過程を、室蘭労組の動向に焦点を合わせて分析することである。ここでもう少し具体的な説明を加えると、富士鉄（新日鉄）独占体は、大手5社労組が一体となり11波19日の波状ストを打った57年秋闘の際にも、また日本鋼管の各労組と室蘭労組をはじめとする富士連合会傘下の各労組とが49日に及ぶ長期ストを決行した59年春闘の際にも、一貫して高圧的な非妥協の態度を崩さず、とくに59年春闘における組合側の敗北は、大手5社の「一斉同一額一発回答」、いわゆる低額「一発回答」の慣行が定着化する契機となったのである。60年代に入ると、春闘における低額「一発回答」と並行して職務給・職能給、職能的資格制度、工場別能力給など、労働者相互間の分裂支配をねらった一連の賃金体系改悪の諸方策が組合の反対を押しきって導入された。富士製鉄室蘭労働組合のばあいには、早くも60年代の前半に右派主導体制が確立する神戸製鋼、日本鋼管川鉄、八幡製鉄、住友金属などの各組合とは異なり、大手労組のなかでは一番遅くまで左派勢力が組合執行機関のなかで一定の影響力を保持してきた組合なのであるが、後述するような富士鉄独占体による組合への不当介入や会社派グループの育成工作が、上記のような恣意的賃金管理・労務管理の強化と結びつけて行われるという状況のなかで、ついに68年夏の組合本部役選で右翼の潮流として台頭してきた会社派グループによる組合機関の占拠と運動路線の全面的な右旋回とが実現する。こうして室蘭労組も、他の大手労組と同様に右翼の潮流の支配するところとなったのである。

周知のように、鉄鋼独占体主導型の協調的労使関係の形成・確立過程のなかで定着してきた低額「一発回答」は、60年代に入ってから「春闘相場」を示す目安として労使双方から次第に重要視されるようになり、他単産の賃金闘争の展開の際の「踏み台」となってきた。⁽⁹⁾こうした「鉄鋼回答」のパターン・セッター的役割のために、鉄鋼労働者は長い間「春闘相場」「下限」の低額回答で甘んじることを余儀なくされたわけであるが、それと同時に「資本側の言い値の鉄鋼回答」（太田薫）⁽¹⁰⁾は、「春闘相場」全体を押え込む重石の役割を果たしているがゆえに、鉄鋼労働者ばかりでなく春闘に結集する他単産の労働者全体に対しても反労働者の被害を与えてきた事実を見逃すべきではない。75年春闘、76年春闘と2年間連続して「鉄鋼回答」は、これまでの「春闘相場」の「下限」から「上限」へと、そのランクが変わったのであるが、それは、鉄鋼労連や大手労組の右派幹部が揚言しているような“鉄鋼優位”といったメリットのある性格のものではなく、「資本側の言い値の鉄鋼回答」が政府、独占資本陣営のガイドライン、あるいはガイドゾーンとしてより本格的な機能を発揮するようになった事実の現われなのである。⁽¹¹⁾いわゆる“鉄鋼優位”なる事態の到来は、鉄鋼労働運動における右翼的潮流がわが国労働戦線の内部で体制側の賃金抑制策に呼応して行なった反労働者の策動に対する論功行賞であるとともに、わが国労働運動をJ C型の運動に変質させようとする独占資本の意図の現われに他ならないのである。したがって、75年、76年と続いた春闘における労働陣営の敗北は、“鉄鋼優位”といった欺瞞的な宣伝によって、自己のみにくい体質をおおい隠そうとしている労働陣営内の右翼的潮流のリーダーたちの反労働者の策動に責任の大半があるといってもよいのである。

鉄鋼大手独占体の低額「一発回答」は、以上の説明によっても明らかなように、たんに鉄鋼労

働運動ばかりでなく、わが国労働全体にとっても、打破しなければならない緊急課題なのである。以上の説明によっても明らかなように、50年代から70年代前半期を主たる対象として、鉄鋼労働運動における産業別統一賃金闘争の展開過程の実証的研究を主要課題のひとつにしたい、というここの問題提起は、理論的にも、実践的にも大きな意味を持っていると考えてよいであろう。

2 富士鉄（新日鉄）独占体の「合理化」攻撃と「合理化」反対闘争の敗北

第2の研究課題は、富士鉄（新日鉄）独占体の「合理化」攻撃と室蘭労組の「合理化」反対闘争の展開過程を分析することである。厳密な意味からすると、第1の課題も資本主義的「合理化」にかかわる問題に違いないけれども、わが国労働運動のなかに占める春闘や賃金闘争（前述したような賃金体系改悪反対闘争も含まれる）の比重の高さを考慮して、一応別々の課題として切り離したのである。富士鉄（新日鉄）独占体は、60年代に入るや新鋭機械設備の積極的導入をはかるとともに、それによって必然化する労働の技術的過程の変革に対応して本工要員の削減と社外雇用の増大とを前提とした経営サイドの労働力編成替え、つまり雇用合理化や、ライン・スタッフ・システムおよび作業長制度の導入による労務統轄機構の再編・強化、そうして「新勤務体制」という名称で提案された労働時間の実質的延長を意味する現場到着制度の実施などをはじめとした相次ぐ「合理化」方策を打ち出し、さらに60年代の後半期に入ってから組合側の抵抗を排除して職能制度、「新作業体制」の実施に踏み切ったのである。さらに会社派グループが組合運営の主導権を握った68年の夏以降からは、富士鉄（新日鉄）独占体と富士室蘭の労働貴族・労働官僚層とによる分業にもとづく協業によって、いっそう露骨な資本主義的「合理化」が強行されるようになってきたのである。70年4月から実施された「四組三交替制」にしても、その例外ではない。なお、「合理化」と労働組織・労務統轄機構の再編成についての理論的整理は、「序論」第1章、第3章第1節～第3節で詳しく論じたので、ここでは繰り返さない。

3 富士鉄（新日鉄）独占体の労務政策と室蘭労組内諸潮流の動向

第3の研究課題は、50年代における組合運動の高揚期から59年春闘の敗北を契機として後退期に転ずる富士製鉄室蘭労組の組合運動の展開過程の諸段階と関連させながら、富士室蘭社会党および社青同（のち党友も入れて社党協を結成）、共産党富士室蘭製鉄委員会および民青などの労働者政党や青年組織をはじめとして、その他、70年代前半期までの10数年間のあいだに結成された幾つかのインフォーマル・グループ、そのなかには右翼的潮流として台頭してくる公然たる会社派組織も、無所属左派的組織も、いわゆる職場反戦派組織も含まれる——を対象として、室蘭労組の運動の展開過程とのかかわりで、組合運動に多かれ少なかれ影響を及ぼしてきた諸潮流の動向を分析することである。

レーニンは、1914年6月に書いた『労働運動内のいろいろの潮流の勢力についての客観的資料』という論文のなかで、「自覚した労働者にとって、自階級の運動、その本質、その目的と任務、その条件と実践の形態を認識する任務ほど重要な任務はない。というのは労働運動の強さはすべて、その意識性とその大衆的性格にあるからである。＜中略＞ロシアの労働運動内のいろいろの潮流内の闘争には、深い階級的根源がある。」と述べ、「現在、ロシアの労働運動内のいろいろの潮流の勢力にかんする客観的資料が、ますます蓄積されつつある」⁽¹²⁾事態について注意を喚起するとともに、「労働運動内のいろいろの流派の勢力にかんする、現在の客観的資料」⁽¹³⁾を活用して、以下の

富士製鉄室蘭労組では、上記の社会党内の良心派の陰からの支援もあって58年4月の本部役選でレッド・ページ以来はじめて共産党員が中央執行委員に当選し、次いで翌年の役選では前年に続く中執1名に加えて共産党員が新たに青年部長（当時は本部専従）のポストを、そうして安保闘争の翌年にあたる61年夏の役選では青年部長と婦人部長（当時は本部専従）のポストを獲得するとともに、中執2名を当選させ合計4名を本部役員として送り出すというように勢力を伸ばすが、翌62年夏の役選では、富士鉄独占体と社会党員まで含む反共グループの全面攻撃を受けて68年以来連続当選していた中執1名を残して他は落選する。そうして、翌63年夏の役選で再び本部中執として2名が当選し、68年7月までそのポストを確保し続ける。大手労組のなかで共産党員が本部中執として一番遅くまで残っていたのは、室蘭労組であったことを注意しておきたい。

ところで、富士室蘭社会党グループが富士鉄独占体の本部役選への介入によって壊滅的打撃を受けたのは、63年夏の役選のときである。その具体的内容については後述することにして、ひとっただけ紹介しておきたいのは、前年の本部青年部長選挙のとき会社労政は共産党員の青年部長を落選させるため、戦制ルートを通じて社青同の青年部長候補を支援して当選させたという事実である。その会社が、63年夏の役選で本部執行部の絶対多数を占めていた社会党現職組合役員を落選させるため全力をあげて介入してきたのである。その結果、社会党グループは三役では良心的で人望も厚かった2名が当選したので4名のうち2名を占めることが出来たが、現職中執の大量落選により本部執行部の多数派となることが出来なくなったのである。鉄鋼独占資本の労務政策なるものが、いかに狡猾であり目的のためには手段を選ばないものであるか、を上記の事実は示している。この時点で、大衆の間に人望があったため本部役員として残った社会党良心派メンバー、同じく富士鉄独占体の反共攻撃に打ち勝って本部役員ポストを保持してきた共産党富士製鉄委員会メンバーとが、階級的労働組合運動の前進のために、ともに団結して統一行動を開始することに成功していたならば、無所属良心派活動家をも大きく巻き込むことが出来たであろうし、その後における室蘭労組の運動路線も相当違った形のものとなったであろう。ところが、共産党側からは、それ迄も何度か統一行動の呼びかけをしていたのであるが、社会党の方は良心派幹部も含めネガティブな対応しか示さなかったのである。共産党それ自体については後述することにして、ここでは社会党グループのその後の動きをもう少し説明しておこう。

63年夏の本部役選における富士鉄独占体の介入によって大打撃を受けた社会党は、その後じり貧状態となり、68年夏の本部役選では新しい右翼的潮流として勢力を伸ばしてきた会社派グループと事前に話し合いを行ない、共産党員である2名の現職中執の落選に力を貸すことを条件として三役1名（他に社会党から鞍替えしたものが1名いる。）、中執1名のポストを分けて貰う途を選んだのである。もっとも、当時の社会党グループの全てが会社派との妥協に賛成していたわけでないことは、後述するけれども、富士室蘭社会党は、結果的には富士鉄独占体にとって最も好ましい、社会党にとっては屈辱的な路線を選んだわけである。こうして反共攻撃に一役かった富士室蘭社会党の協力、現役共産党員中執の落選にかなり影響を与えたと思われる協力に対して、富士鉄（新日鉄）独占体と会社派が打った次の手は、70年夏の役選における社会党良心派幹部の本部三役ポストからの追放であったのである。もっとも、このときには中執1名を残置させることが出来たのであるが、その1名も次の72年夏の役選では会社派から社会党脱党を強要されそれに応じたため、72年8月1日から2年間の任期を勤める第32期執行部のなかには、社会党員が1名もいないという、室蘭労組はじまって以来の新事態が到来したのである。この時点における室蘭製鉄所内の富士室蘭社

会党勢力という、相次ぐ離党者のために71年の統一地方選に組合非公認で出馬し当選した現職社会党市議だけに限定出来るほど、社会党は凋落する。なお、誤解を避けるために付け加えておくと、職場活動はしていないけれども、前述した旧富士室蘭社会党幹部のように新日鉄独占体や会社派グループに毅然として対決している人びとも少数ながら存在する。しかし、その人数は多少大目に見ても5名以上ではない。

つぎに、社会党から室蘭労組の主導権を奪った会社派について当面必要な限度内で説明を加えておこう。こんにちでは室蘭労組内のインフォーマル・グループは、「新日鉄室蘭労働組合主義者協議会」という名称のもとに一本化されているが、60年代の初頭には3つの会社派グループが、そうして60年代の後半期には2つの会社派グループが存在していた。その2つの会派が、大型合併を前にした69年夏に富士鉄独占体の強い要望に応じて会派を統合し、上記の新会派が新発足したのである。57年秋闘、59年春闘における組合運動の高揚から教訓を学んだ富士鉄独占体は、これまで育成してきた公然たる会社派メンバーのテコ入れをはかると同時に、60年代の初頭から当時の組合に見られた官僚主義的運営の欠陥に付け込み不満分子を糾合して3つの新しいインフォーマル・グループの旗上げに、多かれ少なかれ力を貸したのである。もっとも、これらの3つのインフォーマル・グループのうち一番早く旗上げをした会派は、59年春闘の際に闘争続行を主張した中央委員クラスの活動家が中心的なメンバーとなっており、その初期には59年春闘以後、後退の姿勢が目立った鉄鋼労連本部や、それに追従し勝ちな室蘭労組執行部の右翼的偏向を批判するとともに、主観的には職場労働者の側に立って組合の体質改善をはかろうと考えてグループ結成に参画したものが多かった。にもかかわらず、発足して2年も立つか立たないうちに、会社の労働サイドの紐つき会派に転落してしまうのである。それに対してその後発足した2つのグループは、いずれも会社の積極的な保護・育成のもとに活動を開始した公然たる会社派であり、60年代「合理化」に即応した右翼日和見主義の新しい潮流として富士鉄独占体の期待を担うことになる。

ところで筆者は、60年代以降におけるわが国労働戦線の主要な特徴のひとつである右翼日和見主義の新しい潮流の台頭と役割について、主として八幡製鉄労組および日本鋼管川鉄労組を事例として詳細な実証的分析を試みた論稿を74年12月に発表した¹⁷⁾が、そのなかでは富士労連傘下の各労組、とくに室蘭労組の動きに関しては最小限の記述にとどめている。⁽¹⁷⁾そうした措置をとった理由は、富士製鉄室蘭労組が新しい右翼的潮流についての研究対象として上記の2労組より劣っているからではなくて、本研究報告書のなかで室蘭労組のことをとり上げる予定であったからである。それどころか富士製鉄室蘭労組のばあいには、八幡製鉄労組や日本鋼管川鉄労組とは違った意味で、新しい右翼日和見主義的潮流の研究にとって極めて有益な特質を具えているため、事例研究の対象としてまさに絶好な存在だといってもよいのである。それは本章の初めに引用しておいた「序論」第4章第2節の文章のなかでも指摘していることであるけれども、室蘭労組が長い間、総評路線を忠実に踏襲してきた社会党主導型の鉄鋼大手組合であったという事実⁽¹⁸⁾に由来する。この点では、戦前からの伝統で民社党（右派社会党）の影響力が執行部レベルで見ても一貫して強かった八幡製鉄労組や日本鋼管川鉄労組のばあいと決定的に異なっており、いわゆる社会党・総評ブロックが独占資本陣営の強力なテコ入れのもとで育成されてきた新しい右翼的潮流の台頭によって組合の主導権を奪われていく典型的な事例を示しているからである。また、上記の事情と関連することなのであるが、室蘭労組の右翼的潮流のばあいには、鉄鋼独占体の手厚い保護のもとで台頭してきたという点では八幡や鋼管川鉄のそれが違いがないとしても、八幡の民社（右社）系の「統一協」や宮田グルー

プ・「連絡協」，それに鋼管川鉄の民社（右社）系の「労研」，「連絡協」に近い体質の「椎の実会」，などのばあいには，右派は右派としてそれなりの理論を持って会派活動を行ってきたのに対して，室蘭の右派にはそれらしい独自の理論もなく会派活動も職制ルートに依存する度合いが大きいという点で，まさに誰の目から見ても会社派であることが歴然としているのである。わが国労働戦線内における新しい右翼日和見主義的潮流の典型的事例のひとつである八幡の宮田グループ・「連絡協」のばあいには，御大の宮田義二がそうであるように会社が圧力をかけて転向させた共産党からの脱落分子のうち個人的な力量や，それなりの人柄の良さを具えている者たちを入会させ優遇することによって，自己の会派の理論的，組織的な補強をはかっているのであるが，室蘭の右派には社会党や共産党からの脱落分子を若干かかえているにもかかわらず，「連絡協」が持っていたような独自性も，一定の力量も持ち得ないまま推移してきたのである。僅かに認められるとしたら，60年の秋口に左翼的ポーズをとって発足した会派が会社の紐つきになる以前行っていた活動であろうが，その期間が2年足らずの短期間にすぎなかったことは，前述したとおりである。

とに角，わが国独占資本陣営のチャンピオンとして自他ともに認めている鉄鋼大手独占体の低額「一発回答」体制を，労働陣営の内部から支えている鉄鋼労働運動における右翼日和見主義的潮流は，わが国組合主義官僚のなかでも中核的存在であり，その実証的研究の意義は大きいと考えてよいであろう。なお，富士製鉄室蘭労働組合の運動の展開過程のなかでは，62年11月に無所属左派の立場をとるインフォーマル・グループが結成されるが，その具体的内容の説明についてはここでは省略したい。

最後に指摘しておきたいのは，新日本製鉄（富士製鉄）室蘭労働組合のなかで現時点においても大きな影響力を保持している共産党製鉄委員会および民青など統一左派の動向を分析する必要性についてである。共産党グループの68年組合役選までの動きについては，富士室蘭社会党の動きとのかかわりで前述したところであるが，社会党グループへの攻撃が開始された63,4年ごろからいっそう激しくなった富士鉄独占体の反共攻撃は，あらゆる手口を使ったもので目の余る出来事も多かった。その具体的内容は後述することにするが，工場長・課長などの管理職クラスから組合の一員であった掛長，作業長などの現場職制層（室蘭労組では掛長は69年3月まで，作業長は73年9月まで組合員だった。）まで動員して露骨な介入が行われるようになったため，支部レベルでも左派系の活動家が支部3役や中央委員に当選することが至難な情勢となったのである。けれども，八幡や鋼管などと違って，全所一区制の門前投票という形で行われる本部役選のばあいについて見ると，共産党員を中心とした左派候補は，投票総数の25%から30%の支持票を獲得しており会社や右派の圧力にもかかわらず左派支持層，より正確に言えば新日鉄（富士鉄）独占体の労働者支配および組合活動への介入に反発する批判勢力の切り崩し策動は，こうした事実から明らかなように結局のところ失敗していると見てよい。したがって，右翼的潮流による組合諸機関の占拠という現状のもとで，新日鉄独占体にとって好ましい内容の議案が組合幹部から提案され，室蘭労組の中央委員会や大会において満場一致，もしくは圧倒的多数で可決されているからといって，本来的な意味で労資関係の「安定化」が実現していると判断するわけにはいかないのである。それだからこそ，「職場に憲法なし」と言われるようなアカ攻撃と職場活動家たちに対するねらい打ち，そうして常識ではとても考えられない極端な差別待遇がまかり通り，心ある人びと——そのなかには管理者層・

現場職制層の一部も含まれるのであるが、一からひんしゅくを買っているのである。

以上、第3部における主要な検討課題のひとつである室蘭労組内諸潮流についての実証研究とかわかって、筆者の問題意識を述べてきた。レーニンは、1914年5月に執筆した『洗練された民族主義による労働者の堕落』と題する論文のなかで次のように述べている。

「労働運動が力づくよく発展すればするほど、それをおさえつけるか、細分させようとするブルジョアジーや農奴主の企ては、いよいよ必死になる。暴力で抑圧することとブルジョア的影響によって細分することと、この2つの方法は、世界中のすべての国々でたえず実施されており、そのさい、支配階級のさまざまな政党によって、あるときは前者、あるときは後者の方法がかわるがわるもちだされる。

ロシアでは、とくに、むきだしの暴力だけでは頼りにならないことをもっとも賢明なブルジョアがはっきりと知った1905年以降は、あらゆる『進歩的な』ブルジョア政党やグループが、労働者階級の闘争をよわめるさまざまなブルジョア思想や学説を説くことによって労働者を分裂させる方法を、ますます頻繁にもちいている」⁽¹⁸⁾。

また、レーニンは、本節の最初のところで引用した『労働運動内のいろいろの潮流の勢力についての客観的資料』と題する論文のなかで、「ロシアのいろいろの潮流にかんする客観的資料＜中略＞大衆のそれについてのこれらの客観的資料、敵の諸新聞からとられた資料、読み書きのできる人ならだれでも調べてみるることができる資料を、全力をあげて収集し、点検し、研究しなければならない。ただこのような資料によってだけ自階級の運動を学習し研究することができる。」⁽¹⁹⁾と指摘しているのであるが、すでに説明した事情から60年代前半期以前に関しては組合保管資料すら、「収集し、点検し、研究」できない状態にある。したがって、室蘭労組内の諸潮流について本研究のなかで究明できる範囲は、残念ながら以前、筆者が考察した八幡や鋼管川鉄についての論稿と比較しても、制限された内容のものにならざるを得ない。もち論、資料収集面での弱さをカバーしようという意味も含めて行なった室蘭労組旧幹部とのインタビュー記録を活用することにするが、それには自ら限界のあることを初めにお断りしておきたい。

<注>

- (1) 道又健治郎「企業内教育分析序説」、道又健治郎・木村保茂・藤沢健二他『鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅰ』、北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書11、1974年3月、63頁。
- (2) レーニン『民主主義革命における社会民主党の2つの戦術』、大月書店、全集版、第9巻、116頁。
- (3) レーニン、同上、116頁。
- (4) マルクス『個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示』、大月書店、全集版、第16巻、195頁。
- (5) マルクス、同上、196頁。
- (6) マルクス、同上、196頁。
- (7) マルクス、同上、195頁。
- (8) レーニン『労働運動における思想闘争』、大月書店、全集版、第20巻、294頁。
- (9) 平野浩一「協調的労使関係の形成と鉄鋼労働組合運動」、労働運動史研究会編『危機における労働運動—その前進と後退』、労働旬報社、1976年1月、46～47頁。
- (10) 太田 薫『春闘の終焉』、中央経済社、1975年7月、23頁。
- (11) 平野浩一、同上、46頁。
- (12) レーニン『労働運動内のいろいろの潮流の勢力についての客観的資料』、大月書店、全集版、第20巻、411頁。
- (13) レーニン、同上、412頁。
- (14) レーニン、同上、415～416頁。

- (15) レーニン『ブルニツセル会議におけるロシア社会民主労働党中央委員会の報告』, 大月書店, 全集版, 第 20 巻, 570 頁。
- (16) 『新日鉄室蘭労組三十年史』, 新日本製鉄室蘭労働組合, 1976 年 1 月, 219 ～ 231 頁。
- (17) 道又健治郎「鉄鋼労働運動における右翼的潮流の台頭と役割」, 労働運動史研究会編『労働運動の新段階 60 年代から 70 年代へ』, 労働旬報社, 1974 年 12 月, 40 ～ 121 頁。
- (18) レーニン『洗練された民族主義による労働者の墮落』, 大月書店, 全集版, 第 20 巻, 304 頁。
- (19) レーニン『労働運動内のいろいろの潮流の勢力についての客観的資料』, 大月書店, 全集版, 第 20 巻 411 ～ 412 頁。

第1章 富士製鉄室蘭労働組合と産業別統一闘争の推進

本章では、全日本鉄鋼産業労働組合連合会(鉄鋼労連)が結成された1951年前後のころから、その結成以来、試行錯誤を繰り返しながらも、鉄鋼労連が、みずからのイニシティブによるところの産業別統一闘争推進へのみちを摸索していた50年代前半期までの時期を考察の対象とする。この時期に富士製鉄室蘭労働組合は、日本鋼管川鉄労組とともに、左派社会党・民同左派ブロックの影響力が次第に強まる傾向を見せていた当時の鉄鋼労連において大手主流派組合の代表選手として、その産業別統一闘争を前進させるプロモーターの役割を果たしたのである。

以下ではまず初めに、アメリカ占領軍の公然たる支援を受けて強行されたところの49年のドッジ・ラインのもとにおける「過剰雇用」の整理、50年の朝鮮戦争下におけるレッド・ページなどにもなうわが国金属労働戦線の激動過程のなかで、51年の春に結成された鉄鋼労連創立の具体的な経過を究明することによって、鉄鋼労連結成の意義と創立当初における、その体質や特徴を解明することにしよう。次いで「ニワトリからアヒルへ」(高野 実)という言葉に象徴されるような労働組合運動の全国的な高揚と戦場レベルにおける組合員大衆の盛り上がり背景として、創立当初のグループ別・業種別共同闘争から次第に産業別統一闘争へ向かって歩みはじめた50年代前半期における鉄鋼労連の闘いのなかで、富士製鉄室蘭労働組合が、鉄鋼労連の大手主流派組合としての自覚に促されつつ富士鉄独占体に対していかなる闘争を挑み、その闘争をつうじて鉄鋼労連本部の産別機能の強化にいかなる功献をしたかという点について検討を加えることにしよう。さらに、第1次鉄鋼合理化計画実施と朝鮮戦争ブーム後退の過程で、鉄鋼業界では雇用合理化と人員整理の嵐が吹き荒れるが、本章では54年夏から年末にかけて全国の労働者の階級的連帯のもとで闘かわれたところの日鋼室蘭の首切り反対闘争の際に、富士製鉄室蘭労働組合がいかなる形で支援闘争に取り組み、その支援闘争をつうじて自己の階級的体質を強化したか、という点について分析することにしよう。以上あげた3点は、もち論、本章のなかで取り上げる主要課題に限られており、その他の点については記述のなかで論証することにしたい。

第1節 鉄鋼労連の結成と鉄鋼労働戦線の再編・強化

1 創立期における鉄鋼労連の体質

わが国鉄鋼労働者にとって唯一の産業別全国組織である鉄鋼労連は、1951年3月上旬に結成された。鉄鋼労働問題の専門家である平野浩一氏の指摘によると、発足して間もない50年代前半期ごろの鉄鋼労連の実態は、次のようなものであったといわれる。

「鉄鋼労連は、当初は、〈中畧〉右よりの企業内組合主義にたつ独占的大企業組合の全国的連合体であり、戦闘的な組織ではなかったが、その後、闘争経験をもち中小企業組合もあいついで加盟し、また『合理化』搾取強化に対する職場の不満と闘争エネルギーの蓄積を反映して、賃金闘争や尼崎製鋼、日本製鋼室蘭などの解雇反対闘争に取り組むなかで、じょじょに鉄鋼独占資本の搾取と抑圧とたたかう鉄鋼労働者の全国的産業別組織に成長していったのである」⁽¹⁾。

上記の平野浩一氏の指摘のなかで確認しておきたいのは、次の2点である。その第1点は、「当初は」「右よりの企業内組合主義にたつ独占的企業組合の連合体であり、戦闘的な組織ではなかつ

た。」という指摘であり、第2点は、「賃金闘争や尼崎製鋼、日本製鋼室蘭などの解雇反対闘争に取り組むなかで」「たたかう鉄鋼労働者の全国的産業別組織に成長していった」という指摘である。鉄鋼労連の結成母胎となったのは、平野浩一氏自身もさきの引用文のすぐ前の叙述のなかで述べておられるように、川崎製鉄（株）を含む大手6社の共闘委員会と、総同盟金属産業労働組合同盟の業種別組織であった鉄鋼連合会（1947年11月結成、49年12月再建）との2つの組織であった。まず総同盟金属産業労働組合同盟（当時の略称は、「全国金属同盟」、「全国金属」、もしくは、「全金」）について当時の状況を若干説明を加えておこう。「この組合は、一般機器にかぎらず、鉄鋼、造船、電機、車輛などを包含する大産業別組織のかたちをとり」⁽²⁾、初代会長には荒畑寒村氏が、初代主事には高野実氏が就任した。そうして、全金主事の高野実氏が、右派の対立候補を破って総同盟総主事のポストを射とめた49年ごろから、全金の実権も、48年10月の第3回大会で会長となった前田種男氏などの右派を押し退けて高野実主事や北川義行副主事らの手に移りつつあったのである。こうした「総同盟左派」優位の情勢のなかで、50年10月上旬、高野実主事をトップ・リーダーとする当時の全国金属同盟本部は、大産業別組織である全金を中産業別単位に改変・再編成し、傘下の業種別組織を中産業別の単産として独立させることによって多くの無所属組合を結集する方針を掲げ、その手初めとして一般金属機器部門を主体とした、「総評に直結する全国金属労働組合の結成をめざして、全金第5回大会」を開催したが、右派の前田種男会長を事実上棚上げし、「総同盟左派」主導のもとで進められてきた組織改変の動きに対して、かねてより大きな不満を抱いていた右派代議員が本部役員選挙をきっかけとして退場してしまったため、組織改変の第1歩とも言うべき「解散大会は分裂大会」⁽³⁾となってしまったのである。なぜなら、人事問題を口実として分裂していった右派は、51年3月、現在の全金同盟の母胎となった再建組織を発足させたからである。すなわち、全金再建派は、同年3月下旬、第5回大会で確認されていた方針にしたがい組織解体宣言を可決した総同盟第6回大会決定に反対し、途中から退場した反対派とともに、総同盟第6回大会の直前に開催された第2回大会で「平和三原則」を採択した総評に対抗して、「再建総同盟」の結成に努力することになる。

ところで、『総評・全国金属の歴史（草稿）』によると、全国金属同盟内では、第5回大会以前にすでに組織改革が検討され、次のような組織改変の方針が正式に確認されていたという、すなわち、

「6月15～16日の中央評議会では、＜中畧＞金属戦線の全国的統一を前進させる目的で、①全国金属を鉄鋼、造船、金属機械の三部門に分ける、②鉄鋼、造船を除いた組織で金属労組をつくる、③9月を目標に解散大会を開き、これと前後して新しい三組合を結成する、などの方針が右派の反対をおしきって採択された。＜中畧＞、8月11～12日の金属組織小委員会で、①鉄鋼、造船を除いた組織を再整備し、中立組合吸合の体制をつくる、②＜中畧＞、③名称を全国金属労働組合とする、④鉄鋼、造船の区分は、鉄鋼は6大メーカーを、造船は全国的関連するメーカーを主軸とし、地方ならびに単組の実情を考慮して全金機関でその区分を決める、などが決定された」⁽⁴⁾。

したがって、前述した全金第5回大会後における金属労働戦線の組織課題は、総評結成の推進力となってきた当時の総同盟全国金属の立場からすると、一般金属機器部門を一刻も早く独立させ、「総評に直結する」中産業別組織として新発足させることにあったのである。再び『総評・全国金属の歴史（草稿）』によって、その後の動きを見ることにしよう。

「他方、全金第5回大会ののち全金からわかれた造船部門の組合は、造船連合会をつくり、

総評結成にさいしてこれに直接加盟したが、内部では右派勢力が強く、総同盟の分裂後は、造船総連となって再建総同盟に参加することになる。また鉄鋼部門では、全金内に業種別組織としてつくられていた鉄鋼連合会を拠点にして、鋼管川鉄、日鉄八幡、富士、日鋼室蘭、など主要中立組合に対する組織活動が進められた結果、51年3月に鉄鋼労連の結成をみるのである」⁽⁵⁾。

以上の叙述は、当時、総同盟左派に属していた側からみた鉄鋼労連結成にいたる経過説明である。そこで階級的労働組合運動の旗をかかげ、49年前半期までは金属労働戦線の主導権を保持していた産別会議の側から見た、この間の経過説明を次に紹介しておこう。そのため、鉄鋼労連結成まで産別全金属の大手主力組合であった日本鋼管鶴見製鉄労働組合が編さんした『鶴鉄労働運動史』のなかから関係箇所を引用することにしよう。

「戦後、鉄鋼労働者のはじめての産業別組織として結成された全国鉄鋼産業労働組合（略称は「全鉄労」－引用者）は、23年11月、全日本機器、全日本電気工業労組などと合同、全日本金属労働組合（略称は「全日本金属」もしくは「全金属」－引用者）となった。鋼管鶴鉄組合は、この全鉄労＝全金属の分会として約5年、その組織の一員であり、日本製鉄、川崎製鉄などの諸組合もまたその傘下にあった。

しかし、この全鉄労＝全金属のラインとは別に、鋼管川鉄、住友大阪、神鋼神戸などの諸組合は、総同盟の傘下に結集、全鉄労＝全金属とは別個の動きをしていた。

ところで、24年から25年にかけてこの鉄鋼労働戦線の分布は、大きな変動を記録したのであった。

1つは、24年＝25年の間の全金属の組織上の混乱、企業整備・レッドパージによる後退であった。

2つは、総同盟系の新しい鉄鋼産業労組結成への動きが、急速に発展してきたところであった。

鋼管川鉄、住友の各組合は、24年鉄鋼各社に出された労働協約改訂－無協約事態のなかで、日鉄、川崎など、大手企業の諸組合、企連と共闘体制をとり、連携を強めた。（いわゆる「5社労組共闘委員会」、それに続く「6社共闘委員会」の前身である「5社労組協議会」の結成を指す－引用者）。

他方、25年6月の総評結成を機に、総同盟は解体方針をとり、その間に、傘下鉄鋼労組は、新組織の結成を本格化したのであった。

こうして、25年10月、鋼管川鉄、住友、神鋼、それに富士製鉄労連も加わり、鉄鋼労働戦線統一の第1回懇談会がひらかれた。この懇談会は、11月13日の第2回目の会合で、正式に、新しい鉄鋼全国組織の準備会に切りかえられ、12月には、八幡労組も全日本金属労協（いわゆる「産別大金属」－引用者）などから脱退しこの準備会に加わり、25年末に組織された越年闘争を経て、その組織体制をつよめた。

こうして、26年早々の全国的な賃上げ闘争の間、3月1日、日本鉄鋼産業労働組合連合会（鉄鋼労連）が正式に結成大会をもち、46組合傘下11万の鉄鋼労働者を結集した。

鶴鉄組合は、この結成大会に、門間委員長、尾形組織部長をオブザーバーとして参加させ、3月8日の第14期定期大会は、この新組織の結成とも関連して、全金属からの脱退を決定、一般投票を行ない、賛成2,742、反対354票で、この脱退が正式に決まった。（5月1日に鉄鋼労連へ正式加盟、同じく産別全金属傘下の大手労組だった川崎製鉄KKの組合も全金属を脱退して

同月加入－引用者）」⁽⁶⁾。

以上の経過説明によっても明らかなように、鉄鋼労連は、総同盟全国金属と大手6社共闘委との2つの組織を拠点とし、前者のイニシャティブのもとに結成されたのである。ところが、鉄鋼労連の結成にあたって、総同盟左派、いわゆる高野実派が果たした一定の役割を過大評価するあまり、いわゆる「高野学校」の有能な人材であった清水慎三、斉藤徳次、横山進、それに総同盟調査部にいた千葉利雄など諸氏が鉄鋼労連本部書記局に送り込まれたという事情を重視して、こうした高野実派の影響により、鉄鋼労連が当時のわが国労働戦線のなかで左よりの単産としてスタートしたと見る向きもある⁽⁷⁾。このような評価は、筆者が確認しておいた平野浩一論文の第1点、すなわち「当初は」「右よりの企業内組合主義にたつ独占的企業組合の連合体であり、戦闘的な組織ではなかった」という指摘と真向から対立する見解である。前述した『総評・全国金属の歴史（草稿）』のなかにも、当時の総同盟内部の左右の対立、そうして総同盟内における左派のヘゲモニー確立の意義を強調するあまり、平野浩一氏の指摘と対立する上記の見解に近い叙述も部分的に認められるのである。

たしかに、鉄鋼労連の結成大会において採択された運動方針を見ると、「戦勝国全部との全面講和、中立堅持、軍事基地供与反対の三原則」、すなわち、いわゆる「平和三原則」が掲げられていること、また「主要闘争目標と闘争方針の基調」の冒頭に「御用組合化の克服と組織の改善強化」が提起されていること、そして「企業連合も団体交渉の別宜上、現段階では承認され利用さるべきであろう。」としながらも、「答は唯一つ、階級的性格を持つ産業別組織を強化して次第に職場、単組の権限を委譲<中略>闘争資金を逐次本部に集中してゆくこと」、すなわち、「新しい鉄鋼労連の会社のわくを越えた階級的性格を抛りどこに効果的な共闘を積み重ねつつ、たくましい前進過程に突き進む」ことによって、「会社従業員型で階級運動化されていない」、「企業組合の非階級性」から脱脚したところの「階級型」の産別組織建設の方針が掲げられていること、さらに「すでに鉄鋼資本と繊維資本の儲け頭の両巨頭を先頭に日経連は、職場防衛を名分に産報組織の再現をはかり、レッド・パーズの仕上げを策している」ことを明らかにするとともに、こうした動きに対し、「労働者の権利を守る闘い」を放置して闘う構えを示していること、⁽⁸⁾等々の内容が含まれており、これは当時の情勢からいって一定の積極性を持った方針であったと言うことができる。けれども、他方では運動方針の「当面の組織運営に関する件」（傍点は引用者）などにおいて、「段階的な連帯性の裏付けが必要である」（傍点は引用者）という理由から、「鉄鋼労連の枠内における実態に見合う各種共闘の組織化」⁽⁹⁾（傍点は引用者）が、「当面の運営組織方針」として提起されているのである。

ここで当時の状況を要約すると、ドッジ・ラインの実施過程のなかで強行された49年の100万人首切り、また朝鮮戦争勃発の直後にアメリカ占領軍権力の指示によって行われた全労連解散とレッド・パーズ、さらに安保条約の締結にともなうサンフランシスコ体制の確立など、一連の逆コースが進展するなかで、労働者階級に対する体制側の反動攻撃と資本主義的「合理化」攻撃がいっそう強まっていた情勢であったといえる。こうした政治権力と一体となった鉄鋼独占資本の攻撃に対して、鉄鋼労連の結成時点における鉄鋼労働戦線の状態は、表1-1に示されているように、流動的で多岐・多様な四分五裂の有様であった。こうした労働者階級の側にとって決定的に不利だった当時の労働戦線の状況からすると、「鉄鋼労連の枠内における実態に見合う各種共闘の組織化」（傍点は引用者）という「組織運営方針」は、大手組合にとっては一定のメリットがあったとしても、

中小手組合の運動の指針には到底なり得ない性格のものであったし、また、そうした方針のものではとても闘える状況にはなかったのである。したがって、創立期における鉄鋼労連の姿勢に対して中小手組合の側から数多くの不満や注文が出されたのは、至極当然のことだったのである。

以上述べた諸点からしても、前述した平野浩一氏の第1点目の指摘は、適確な見解と考えてよい。そうして、その適確性は、次に紹介する中小手労組の当時の鉄鋼労働戦線についての見方や、鉄鋼労連の動向についての記述によっても裏付けられるのである。以下では、まとまった『組合史』を刊行している2つの中手労組の資料から、関係箇所を引用することにしよう。

「こうして鉄鋼労連の結成によって、日本の鉄鋼労働者の再統一がなしとげられたのであるが、全鉄労に比べ鉄鋼労連は、はじめから産業別単一組織ではなく、企業内組合の連合体として組織され、全鉄労が単一組織をめざし、加盟の単組を分会とし、全鉄労として、資本側と交渉しようとしたのにくらべ、その組織態勢は、はるかにゆるやかなものであった。

＜ 中 畧 ＞

ところで、このような鉄鋼労働戦線の再編成のなかで、かつての全鉄労—全金属傘下の主力となっていた中小手諸組合の多くが、新しいこの組織に参加しなかった。

東都製鋼、三菱製鋼、日本特殊鋼管、大同製鋼各組合、日亜製鋼、尼崎製鋼、そして、わが日特鋼、また特殊製鋼、山陽製鋼、淀川製鋼、大和製鋼などの諸組合も、鉄鋼労連にはじめから参加していなかった。

これらの組合の一部は、なお全金属の傘下に留っていたし、またあるものは、日特鋼のように単独の企業内組合となっていた。⁽¹⁰⁾（傍点は引用者）。

以上は、50年4月まで全鉄労—全金属傘下の分会として産別全金属へ本部役員を派遣していた日本特殊製鋼労働組合の『組合史』から引用したものである。もうひとつ、同じく全鉄労—全金属傘下の分会であったが、日特鋼のばあいより少し早い49年9月の時点で社会党員を含む反共民同派がヘゲモニーを握ると同時に、全金属関東支部から脱退した特殊製鋼労働組合の『組合史』のなかから、関係部分を引用することにしよう。

「＜前畧＞鉄鋼労連は、全鉄労とちがいで、中央集権的な産業別統一組織ではなく、企業別組合の連合体として、まず発足し、総評の結成に呼応して鉄鋼産業の『民主的』諸組合の併合をめざしたのであった。

こうした結成のいきさつから、鉄鋼労連の発足当初は、何といっても大手中心の組織で、広範な中小手の諸組合は、その一部分を傘下に収めただけで、あとは組織の外におくことになった。特殊製鋼や日特鋼の組織もそうした外の存在で、鉄鋼労連の結成のあと、＜中畧＞京浜5社労組協議会をつくり、特殊鋼労組の結集をめざしたのである。また、愛知製鋼知多、大同鋼板、日亜製鋼、尼崎製鋼などの諸組合は、なお、産別会議全金属の傘下に入っていた。

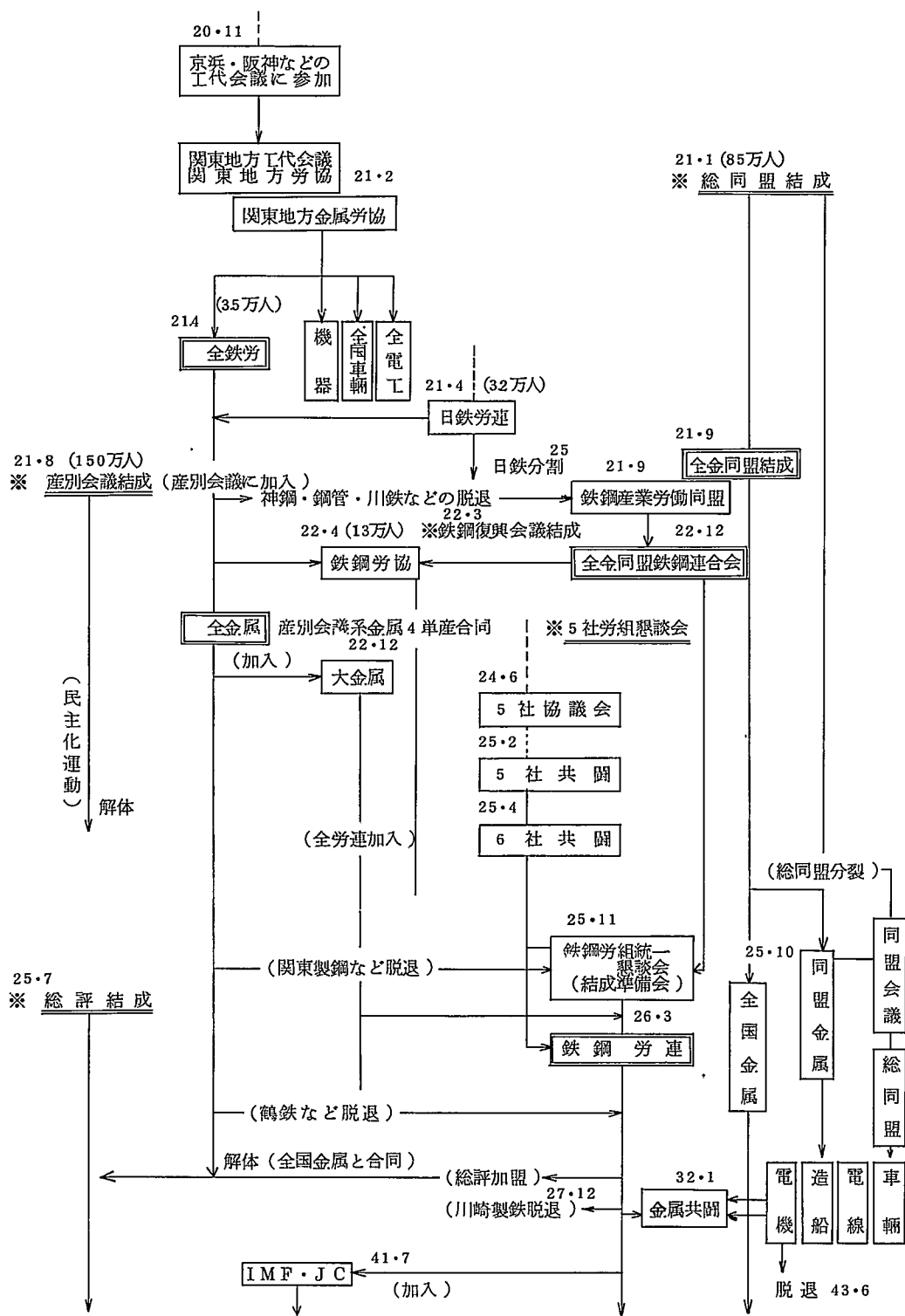
このような鉄鋼労働戦線の情勢のなかで、鉄鋼労連は、その組織の拡大強化に乗り出したのである。

26年の賃闘で、鉄鋼労連は、結成早々の組織の弱さをバクロし、資本家にじゅうりんをほし、いまにさせた。しかも、資本側の攻撃は、もともと『民主的労組』の結集体として発足した鉄鋼労連にたいしてもいまだ牙をみがき、その産業別強化、統一行動にくさびを打ちこみはじめていたし、御用集団——職場防衛組織の育成を行っていた。

鉄鋼労連の組織強化は、この資本の攻勢に対抗するものであった。鉄鋼労連は、傘下諸組合

表1-1

金属・鉄鋼労働戦線の変遷系統図



資料出所：鉄鋼労連編『鉄鋼労働運動のあゆみ』 11 頁。

脱退 46.8

の統一行動の発展とともに、非加盟組合の結集に着手した。」⁽¹¹⁾（傍点は引用者）。

鉄鋼労連の創立期前後における金属・鉄鋼労働戦線の状況を把握できるように配慮を加えたため、引用が多少長くなってしまったけれども、「当初は」「右よりの企業内組合主義にたつ独占的企業組合の連合体であり、戦闘的な組織ではなかった」とする平野浩一氏の創立期の鉄鋼労連についての指摘が竹を射たものであることは、以上の2つの鉄鋼中手労組の『組合史』の記述によっても裏付けることができよう。

とに角、鉄鋼労連は、本部書記局へ送り込まれた総同盟左派・「高野学校」出身の清水慎三、（第1期書記長、第2期副委員長）、斉藤徳次（第2期から第15期まで中執）、横山進（現中執・青年婦人部長）らの人々の主観的意図や有能な個人的力量とは別に、客観的には総評がそうであったように、「米日反動勢力の道具として上から育成された」⁽¹²⁾いわゆる「民主的労組」の結集体として発足したのである。したがって、49年の100万人首切り、翌50年のレッド・ページなどによって大打撃を受けた産別会議・全労連系勢力の後退を前提条件としたところの鉄鋼労働戦線の再編成・右旋回の産物として、鉄鋼労連の創立を捉えなければならないのである。

2 鉄鋼労連の組織強化と産業別統一闘争

その一部分についてはすでに紹介しておいたが、鉄鋼労連の結成大会において本部から提案され可決された運動方針のなかには、一方では「中共革命の勝利」による「共產革命勢力の浸透」といった表現や朝鮮戦争を「米ソ両国」の代理戦争と見るような非科学的、反共的な「国際政治情勢の評価」⁽¹³⁾とともに、他方では前述した「御用組合化の克服と組織の改善強化」、具体的には「階級的格をもつ産業別組織」の強化を「主要闘争目標と闘争方針の基調」⁽¹⁴⁾とするような労働組合運動の階級的前進にとって役立つ内容のものも含まれていた。したがって結局のところ、本質的には相互に矛盾する内容のものが並存している混然とした状態だったのである。さらに、当時の総同盟左派・高野系の人びとが鉄鋼労連本部書記局へ送り込まれたことを不当に過大視するのは、誤りであることを指摘しておいたわけであるが、そうは言っても、これ等の有能な人材の存在が新発足した鉄鋼労連の動向に影響を及ぼしたことは否定できない事実である。結成大会の運動方針のなかに認められる相互に矛盾した内容の併存という事態も、加盟大手労組の反共・右派幹部グループと書記局を握っていた高野派グループとの妥協によって不可避免的に発生したものと推測される。

ところで、鉄鋼労連初代書記長の清水慎三氏は、結成大会の書記長報告において「組合無関心層が増大し、御用組合化の傾向は階級戦全体を通じて目に余る状態にある」⁽¹⁵⁾と警告を発しており、運動方針のなかでもこれと同一趣旨ことが「幹部の御用化、ボス化を許す温床となっている。レッド・ページはこの傾向に完全に拍車をかけている」⁽¹⁶⁾という表現で記述されている。たしかに当時、こうした事態が一般化していたことは否定できなかった。けれども、鉄鋼労連が結成された51年春の時点では、それまでの組合運動全体の流れから見ると、鉄鋼労働組合運動は、49年夏から50年にいたるボトム期に受けた痛手から次第に回復しつつあったし、それにとまって職場レベルにおける運動も盛り上がりを示してきたため、御用組合化の動きを歯止めする力量を持つようになりつつあったのである。つまり、職場組合員大衆の突き上げによって事態は、大手組合の反共・右派幹部たちの思惑を越えて急旋回し、鉄鋼労連もまた程度の差こそあれ、総評および傘下の主要単産と同様に「ニワトリからアヒルに転身」（高野実）する過渡期に差し掛かっていたのである。⁽¹⁷⁾前述した平野浩一論文もこの点に関して次のように述べている。「鉄鋼労連は、＜中畧＞じょじょに鉄鋼独占資本の搾取と抑圧とかかかう鉄鋼労働者の全国的産業別組織に成長していったのである」、

(18)と。

鉄鋼労連発足当初の51年および52年の春に行われた賃上げ闘争は、統一要求で各組合の足並みを揃えるということが出来なかったため、企業内闘争に移行してしまい、精いっぱい評価してもグループ別共同闘争の範囲を出るものではなかった。しかし、52年の賃金闘争がゼロ回答の壁を破れず失敗した原因が企業内闘争に重点をおいた点にあったという反省から、53年春の賃上げ闘争では、鉄鋼労連の指導による産業別統一賃金闘争が、初めて取り組まれることになったのである。こうした産業別統一賃金闘争を組織するためには、鉄鋼労連本部に指令権限を委譲して産業別組織としての機能強化を図ることが必要となる。こうした要請から58年2月に開催された鉄鋼労連第4回臨時大会では、労連本部への指令権委譲と「拡大闘争中央委員会」（略称は「拡中闘」）の設置という「画期的な方針」⁽¹⁹⁾を決定することによって、共同闘争から統一闘争への前進に対応した産業別組織の指導力強化の体制を確立したのである。この大会決定によって、加盟単組が一般組合員の投票によって確立したスト権を含む一切の指令権は、中央本部に設置された「拡中闘」へ委譲されるとともに、「拡中闘」においてその都度選出されるメンバーによって構成される戦術委員会の答申に基づいて、具体的な闘争日程が決定されることになったのである。こうして、鉄鋼労連「拡中闘」から出される闘争指令に従って各単組が統一行動をとるという鉄鋼労連初の産業別統一賃金闘争が、53年春に展開されたのである。ただ問題だったのは、労連傘下の最大の組合である八幡労組で組合員投票によって鉄鋼労連拡中闘への権限委譲が承認されたにもかかわらず、八幡執行部が拡中闘への直接権限委譲を行わず単組中央委員会に権限委譲を行なって統一闘争の形ではなくて、共同闘争の形で闘いに参加したことである。このため八幡も参加した第1波24時間ストは、拡中闘指令どおり、「一糸乱れず整然と決行された」⁽²⁰⁾のに対して、八幡が同調しない見通しの強かった第2波無期スト指令は、予定どおりスト続行を決定した神鋼および関西中小手組合を除き、「八幡と共に出なければ」⁽²¹⁾ということで神鋼以外の大手幹部が動揺して労連本部のスト指令を見送った結果、第2波統一スト不発のまま妥結を余儀なくされたのである。さらに翌54年の産業別統一賃金闘争の際にも、八幡が組合の内部事情から闘争に参加しなかったため、大手労組の統一闘争は不発に終わった。このため、大手5社の統一賃金闘争が初めて実現したのは、八幡が加わった55年の秋季闘争のときからである。しかし、この秋闘では、中小手組合については、大手と切り離して共同闘争を組織しただけであった。したがって、大手5社を中心とし中小手組合をも含む鉄鋼労連全体の産業別統一賃金闘争が組織化されたのは、翌56年以降のことである。鉄鋼労連の統一賃金闘争は、戦後鉄鋼労働組合運動のピークをなす57年秋闘をおよび59年春闘へと発展してゆくのである。その具体的内容については、次節以下で取り上げる富士製鉄室蘭労働組合の闘いのなかで明らかにすることにした。

なお、51年から56年にかけて次第に本格化してくる鉄鋼労連の賃金闘争のあゆみをまとめた、表1-2を、参考のためここで掲げておこう。

表 1 - 2

鉄鋼労連の賃金闘争のあゆみ

年	闘 争 型 態	要 求	獲 得	闘 争 状 況	情 勢
1951 (昭 26)	ふたつのグループ共闘 第 1 グループ…団体組合 富士、鋼管、住友、神鋼、 久保田鉄鋼他 第 2 グループ…非団体組合 八幡、川崎製鉄など	八幡 1,800 円 (基準内 15,000) 富士 4,020 円 (" 16,020) 鋼管 2,000 円 (" 15,500) 住友 2,250 円 (" 15,500) 神鋼 4,300 円 (" 14,300) 中小 2,000 ~ 5,430 円	八幡 2,200 円 富士 2,040 円 鋼管 1,600 円 住友 1,950 円 神鋼 2,360 円 中小 600 ~ 3,000 円	日鋼室開の波状スト 他組合はスト回避	第 1 次鉄鋼合理化計画 構和・安保両条約締結 ▼ 朝鮮動乱ブーム
1952 (昭 27)	4 業種 (一貫、平炉、単圧、 特殊、鋳鍛) のグループ別共闘 ※マーケット・バスケット方 式提起	八幡 1,633 円 富士 2,400 円 鋼管 2,200 円 住友 2,000 円 神鋼 2,155 円 中小 1,170 ~ 3,565 円	大手 ゼロ回答 (日鋼のみ 2,200 円)	八幡単独スト (1 波 24 H、 2 波本事務所 72 K、軌条部 分スト→ロツクアウト) 富士室開、釜石無期スト、 (72 H) 神鋼 24 Hスト	総評加盟 (川崎製鉄脱 退) 破妨法反対、労闘スト ▼ 不況期
1953 (昭 28)	はじめての統一闘争 A、B、C グループ編成、 八幡は共闘	31 歳中堅労働者 手取 3,000 円 (大手) 中小 2,500 ~ 3,000	第 1 次回答 1,000 円 2 次回答 500 円 計 1,500 円 中小 900 ~ 4,500 円	1 波 24 Hスト (八幡を含め 34 組合参加) 2 波無期スト (中止) 神鋼、関西中小波状スト	朝鮮戦争休戦協定 スト規制法成立 ▼ 金融引替開始
1954 (昭 29)	統一闘争、7 社 18 組合 富士、鋼管、住友、日亜、 日板、東洋、尼阪 八幡不参加 神鋼スト権不成立	大手 4,000 円 (八幡要求せず) 中小 1,500 ~ 4,000 円	大手 ゼロ回答 (日板のみ 1,800 円)	1 波大手 4 社、東洋 24 H ス ト 2 波鋼管単独 48 Hスト	尼鋼、日鋼室開闘争 全労会締結成 鳩山内閣発足 ▼ 不況期
1955 (昭 30)	大手 5 社統一闘争 中小共闘 (10 組合参加) ※この年から秋闘となる。	八幡 2,000 円 神鋼 2,137 円 他 3 社 2,500 円 中 小 1,000 円 ~ 3,860 円	八幡 1,000 円 富士 1,700 円 鋼管 1,550 円 住友 825 円 中小ゼロ ~ 1,200 円	1 波富士、鋼管先発部分スト 2 波八幡のぞく 4 社 24 Hスト 3 波富士のぞく 4 社 24 Hスト	生産性本部発足 労務担当チーム訪米 砂川闘争 春闘 8 産業共闘発足 ▼ 数量景気
1956 (昭 31)	鉄鋼全体の統一闘争 (11 社 22 組合参加) 東洋、淀鋼スト権不成立	住友 2,611 円 神鋼 2,620 円 他 社 2,500 円 中 小 1,000 ~ 3,700 円	神鋼 600 円 他 4 社 700 円 中 小 500 ~ 1,785 円	1 波 24 Hスト 4 社 24 Hスト 3 波 72 Hスト 4 社 24 Hスト Hスト (八幡中止) 5 波鋼管 のみ 24 Hスト	第 2 次鉄鋼合理化計画 春闘官民共闘 国連加盟 ▼ 神武景気はじまる

資料出所：鉄鋼労連組合員教育テキスト『労働組合のあゆみ』、19 頁

注：但し、「情勢」のところは、他の資料より補筆した。

<注>

- (1) 平野浩一「協調的労使関係の形成と鉄鋼労働組合運動」、労働運動史研究会編『危機における労働運動—その前進と後退』、労働旬報社、1976 年 1 月、55 頁。
- (2) 「総評・全国金属の歴史 (草稿) 第 1 章」、『月刊金属労働資料』、'76 年 6 月号、総評・全国金属労働組合、41 頁。
- (3) 同上、49 頁。
- (4) 同上、49 頁。
- (5) 同上、50 頁。
- (6) 田中徹他『鶴鉄労働運動史』、日本鋼管鶴鉄労働組合、1970 年 7 月、69 ~ 70 頁。
- (7) もち論、鉄鋼労連結成のさいに高野実氏が果たした役割を無視するのも、正しくないことは言うまでもない。ここでは鉄鋼労連の結成時に苦労をともにした鋼管川鉄の萩原隆雄元委員長の次のような回想を参考のために紹介しておこう。

「結成までの 2 年は、東奔西走のオルグ生活に終始しました。徳山では高野さんと一緒に、朝 5 時ごろで宿もなく徳山工場 (現日新周南支部) まで星を見て歩き、守衛所でマントを夜具に仮眠したこともありましたが。旅費も行先の組合で加盟費を受けて使っていましたね」(『鉄鋼労連』第 1,000 号、1976 年

8月25日付)。

- (8) 「鉄鋼労連結成大会運動方針」, 佐藤春樹『八幡製鉄労働運動史』中巻, 八幡製鉄労働組合, 1959年2月, 1,229～1,318頁。
- (9) 同上, 1,316頁。
- (10) 鉄鋼労連日本特殊鋼労働組合編『闘いのあゆみ—日本特殊鋼労働組合20年史』, 1969年2月, 231頁。
- (11) 田中徹『特殊製鋼労働組合20年史』, 労働旬報社, 1966年8月, 250～251頁。
- (12) 塩田庄兵衛『新版—日本労働運動の歴史』, 労働旬報社, 1974年5月, 198頁。

なお、高野実元総評事務局長の次のような告発をここで紹介しておくことも、創立期における鉄鋼労連の体質を知るうえで役立つと思われる。なお、以下の引用の前半部分については塩田庄兵衛教授をはじめ多くの人びとによって紹介されているが、後半部分についての紹介は殆んどなされていない。故高野実氏は、その晩年、何ゆえか国際社会主義運動の分裂策動に狂奔する毛沢東思想のとりこになり、同氏の言動がわが国大衆運動の統一の妨げになったこともあったことは、周知のとおりである。しかし、それはそれとして同氏が50年代のわが国労働運動の階級的強化に一定の積極的役割を果たしたことは、正当に評価されなければならない。後半部分の引用は、同氏に対する不充分というよりは誤った批判の存在をも意識してなされたものである。(高野実『労働組合実践論』, 労働出版社, 1953年12月, 209～210頁。)

高野実氏は、53年11月に書いた論稿のなかで、「鋭く且つ計画的な分裂支配」という視点から占領末期のGHQの企てを暴露して次のように述べている。すなわち、「GHQの労働課は、何故、総評の結集に対して協力したか。しかも、産業別組織への結集という組織方針にたって、勧奨したか。例えば、造船、港湾、建築、鉄鋼など、10数箇の産業別労働組合の代表を労働課の一室に集めた。そして、『諸君は産別会議、総同盟、中立の上位団体のワクをはずして、即時合同してもらいたい。本日の会同において準備委員をあげて、産業別統一をすすめてもらいたい』と。その隣隅では、当該産業の資本家団体代表が呼びだされ、『このようにGHQ指導のもとに、統一労働組合を促進しているので協力体制をとってもらいたい』というのである。労使双方とも目を丸くして、彼らの説得をうけとったのである。

国際自由労連の旗上げがあった。〈中略〉, GHQの援助をえた統一体としてえらばれた総評は、GHQの側からは、国際自由労連加盟組織として扱われた。

これは何を意味するか。極東軍事支配のために必要な条件の1つを、みたさんがために他ならなかった。どのような条件なのか?いうまでもなく、日本の労働戦線を、アメリカの手によって再編し、共産党勢力を孤立させ、国際自由労連一色となし、対日講和条約を支持する統一労働同盟を必要としたのである。アメリカにおけるAFLやCIOのように。

彼等の言葉がどれほど美しく、民主主義と自由で飾られていようと彼等自身、極東軍事支配の環から抜けではしなかった。総評大会の翌日、私は呼び出された。『総評大会が国際自由労連に加盟手続きをとらなかったことは遺憾である。平和4原則を決めたことは政党支配に犯された証拠である。この決定は占領政策に違反する』というのだった。

〈後略〉。」

- (13) 「鉄鋼労連結成大会運動方針」, 同上, 1,289～1,992頁。
- (14) 「鉄鋼労連結成大会運動方針」, 同上, 1,306～1,307頁。
- (15) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』, 新日本製鉄(富士)労働組合連合会, 1974年4月, 180頁。
- (16) 「鉄鋼労連結成大会議案書」, 同上, 1,306頁。
- (17) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』, 182頁。
- (18) 平野浩一, 前出論文, 55頁。
- (19) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』, 日本鉄鋼産業労働組合連合会, 1971年3月, 196頁。
- (20) 同上, 213頁。
- (21) 中村隆英「鉄鋼労連の賃金闘争」, 労働争議調査会編『鉄鋼争議』, 中央公論社, 1958年12月, 283頁。

第2節 鉄鋼労連の闘いを支えた富士製鉄室蘭労組

1 鉄鋼労連の産業別・グループ別共闘と富士製鉄室蘭労組

1950年代における富士製鉄室蘭労働組合の動きを論ずるばあい、まず指摘しておかなければならないことは、同労組が鉄鋼労連の創立当初からその産業別機能を強めるために積極的な姿勢をとると同時に、労連本部の闘争方針や指令を忠実に遵守することによって労連の体質強化に大きく寄与した組合であった、という事実である。こうした室蘭労組の積極的な姿勢は、表1-3にも示されているように、51年3月上旬に発足した鉄鋼労連の第1期執行部から64年8月中旬に任期を終了した第12期執行部にいたるまで、実に10数年の長期にわたって副委員長、書記長、および書記次長などの三役メンバーを引き続き同労連の本部役員として派遣していること、しかも派遣した人びとが同労組の書記長や副組合長を何期も努めたキャリアを持つ現役幹部の長牛 正、花里泰明、若狭邦雄氏など、錚錚たる人材であったことによっても立証されるのである。つまり、富士室蘭労組は、50年代の初頭から60年代の前半期にかけて、鉄鋼労連内で曲りなりにも総評・社会党ブロックが多数を制していた時期に労連本部を支えていた大手主流派組合のひとつであり、典型的な「社会党組合」として知られていたのである。

表1-3 室蘭労組出身の鉄鋼労連役員一覧

	創 立 年 月	ポ ス ト	氏 名	所 属
第 1 期	1951年3月	書 記 次 長	長 牛 正	社 会 党
第 2 期	1952年3月	中央執行委員	若 狭 邦 雄	社 会 党
第 3 期	1953年2月	書 記 長	長 牛 正	左 派 社 会 党
第 4 期	1954年4月	書 記 長	花 里 泰 明	左 派 社 会 党 党 友
第 5 期	1955年3月	副 委 員 長	花 里 泰 明	左 派 社 会 党 党 友
第 6 期	1956年3月	副 委 員 長	花 里 泰 明	社 会 党 党 友
第 7 期	1957年2月	副 委 員 長	花 里 泰 明	社 会 党 党 友
第 8 期	1958年9月	書 記 次 長	竹 本 武 男	社 会 党
第 9 期	1959年9月	書 記 長	竹 本 武 男	社 会 党
第 10 期	1960年9月	副 委 員 長	竹 本 武 男	社 会 党
第 11 期	1961年9月	副 委 員 長	長 牛 正	社 会 党
第 12 期	1962年9月	副 委 員 長	長 牛 正	社 会 党
	1963年9月	副 委 員 長	若 狭 邦 雄	社 会 党
第 13 期	1964年8月	中央執行委員	赤 松 正 美	社 会 党
第 14 期	1966年8月	中央執行委員	花 山 行 雄	鉄 労 研
第 15 期	1968年8月	な し	な し	な し
第 16 期	1970年8月	中 執 ・ 北 部 地本事務局長	大 広 清	組 協
第 17 期	1972年8月	中 執 ・ 北 部 地本事務局長	小 山 正 浩	組 協
第 18 期	1974年8月	中 執 ・ 北 部 地本事務局長	小 山 正 浩	組 協

注 (1) 『鉄鋼労働運動史』（鉄鋼労連刊）および『新日鉄室蘭労組三十年史』（室蘭労組刊）により作成。

(2) 鉄労研は、「富士室蘭鉄鋼労働運動研究会」が、また組協は「新日鉄室蘭労働組合主義者協議会」が正式の名称。いずれも室蘭労組内のインフォーマル・グループで、後者は69年に他のインフォーマル・グループと合併して発足したものである。

注 (3) 鉄鋼労連の本部役員は、第12期から2年制となったが、長牛正氏は1963年夏の室蘭労組の本部役選で落選したため、変則的ではあったが、副組合長の若狭邦雄氏が現職のまま1968年8月から、長牛氏にかわって鉄鋼労連の副委員長を務めた。

宮田義二氏をリーダーとする右派・組合主義者グループが総評・社会党ブロックにかわって、鉄鋼労連本部や大手組合執行部を掌握し、悪名高い「宮田体制」を確立するのは、60年代後半期に入って間もなくのことである。それ以降、鉄鋼労連内において室蘭労組の占める比重が確実に低下し始めるが、これとは対照的に右派・組合主義者グループがいち早くまとまりを示す広畑や釜石の比重が高まるのである。そもそも広畑は、社会党員ではなく党友、それも社会党右派系の党友グループが60年代以降、本部執行部の多数派となっていたし、また釜石も、社会党員ではなくて、一部良心的な人びとも含む党友グループが執行部をリードしていたのである。もっとも、釜石のばあいには、57、8年ごろ鉄鋼労連の産業別統一闘争を主軸とした組合運動の大衆の高揚の波に乗って多いときには本部役選で6名の共産党員が当選し執行部の3分の1を占めるという事態も発生したが、いわゆる「三田村学校」を全面的に活用した富士鉄独占体の積極的な労務政策が効を奏し、64年夏の本部役選で共産党員など組合運動の階級的民主的強化をはかる潮流に属する候補者は、会社側の全く不当な役選への介入によって現役、新人を問わず全員落選し組合本部から排除されてしまうと同時に、富士鉄独占体の挺入れによって再編・強化された右派グループが進出する。そうして、富士鉄独占体の意を体し66年夏の本部役選を前にして右派グループは、中執ポストの配分を餌としてまだ一般組合員の間にかなりの影響力を持っていた社党協（「社会党員党友協議会」の略称）と話をつけ自己の土俵のなかに引きずり込むことによって、共産党など統一左派グループを孤立させることに成功したのである。こうした形で反共路線を敷いた後、釜石右派のインフォーマル組織・「民連」は、富士鉄（新日鉄）独占体の全面的なバックアップを受けて社会党系活動家に対する懐柔と締めつけの和戦両様の方策をとることによって巧妙な切り崩しを行ない、72年の役選の直前には社党協を解体させ転向者を抱え込むのである。また、広畑のばあいには、所の労政が59年の49日スト直後から組合対策を重視して反共策動を積極化したため、60年夏の役選で早くも共産党員の中執が排除され、そうして66年夏の役選では社会主義協会向坂派系の活動家集団「サークル・ともしび」のリーダーで社会党左派の現職の書記長が、その2年後の68年夏の役選では社会主義協会系排除のために前回の役選で会社労政がバックアップした社会党右派系のインフォーマル組織・「同志会」メンバーの本部役員までが、会社側の挺入れにより排除されてしまうのである。こうした経過をたどって広畑は、67年の秋に「同志会」からの脱落分子も参加して結成された組合主義者のインフォーマル組織・「正労会」のメンバーによって、本部執行部をはじめとした組合執行機関を殆んど独占されることになる。現在、新日本製鉄労働組合連合会副会長の水田勝造氏は、広畑労組の出身で共産党から同志会、さらに正労会へと巧みに右斜回し同労組の書記長、副組合長を経て現職にある人物であり、また同連合会の書記長新沼行氏は、釜石労組の出身で鉄鋼労連の中執のとき起ったIMF・JC加盟をめぐる論議の際に現地釜石労組のJC早期加盟反対の意向を無視して鉄鋼労連中執会議で賛成の一票を投じて以来、釜石労組書記長、鉄鋼労連書記次長、富士連合会書記長という具合に、労働官僚主流として昇進コースを歩いてきた三田村学校卒の優等生である。

こうしたJC官僚として「輝かしい」キャリアを持つベテランの両氏と比肩し得る人物が、室蘭労組派遣の上部団体役員のなかにいないことも、室蘭の地盤沈下の一因と考えてよい。室蘭労組出身で同連合会の書記次長を務める米田清氏にしても、また鉄鋼労連中執で北部地本事務局長を

勤める小山正浩氏にしても、その力量からしてとても上記の阿氏とは比較の対象になり得る人物ではない。いうまでもなく、このことは、室蘭の右翼的潮流の力量の弱さを示唆するものであるけれども、その本格的な検討は後でとり上げることにして、以下では50年代初頭における室蘭労組が取り組んだ諸闘争の分析に戻ることにしよう。なお、この期における鉄鋼労連の動向に関しても、室蘭労組が同労連を支える主力大手組合であったがゆえに、室蘭労組の諸闘争の分析をつうじて自らその大要が明らかになる仕組みとなっていることを指摘しておこう。

(1) 51年春季賃闘でスト決行を主張した富士室蘭労組

51年3月上旬に結成大会を開催したばかりの鉄鋼労連は、その直後から51年春季賃金闘争の組織化にとり組まなければならなかった。この51年賃闘の経過を見ると、富士製鉄室蘭労働組合が、積極的な姿勢をもって当時の鉄鋼労連本部の方針を忠実に履行しようと努力したことがわかる。すなわち、室蘭労組は、51年5月15日に大会を開催して、次のような賃上げ闘争方針を決定したのである。

「(1) <前畧> 最悪の場合は実力行使を考える。(2) その場合の基本方針は、鉄鋼労連の指導の下に富士連合会(企業連・「富士製鉄労働組合連合会」の略称で室蘭労組も加盟。)各組合とも連携を保っていく。(3) 具体的な戦術は中央委員会に一任する。」⁽¹⁾(傍点は引用者)。

翌16日には早くも大会決定を受けて第7回中央委員会が招集され、その席上で「(1) 闘争体制を確立する。(2) 実力行使は富士連合会傘下の組合のうち、2組合以上の場合に決行する。」という具体的な戦術を決定するとともに、5月21日に組合員のスト権投票に入ることを確認したのである。ここで室蘭労組が決定した闘争方針は、次のような鉄鋼労連賃金闘争委員会の決定に全く合致するものだった。

「<前畧>

3. 統一賃金を締結している企業連合は、単独行動をとらず、闘争委員会の方針に同調するよう努力する。
4. 争議戦術は、各組合の自主性に委ねるも、最高の方針として実力行使を伴う戦術を打ち立て、これを基本に一切の準備を完了する。
5. 今回の賃上げは鉄鋼労連として同盟罷業の形はとらないが、各組合別に罷業決定の手続きをとることによって、闘争委員会参加の全組合のストライキという形をとる」⁽²⁾。

5月21日、富士連合会は、会社側と団交を行ない、その席上で提示された第2次回答を拒否するとともに、第1回連合会中央闘争委員会(以下「連中闘」と略称する)を開き、26日に過勤務拒否の第1波を、続いて29、30日ごろに正延部門の第2波ストを打つことを決定した。同日、室蘭労組では高率でスト権を確立したが、他の連合会傘下組合も同じく闘争態勢の確立に成功した。

会社側との団交はその後何度か持たれたが、交渉は一向に進展しなかったため、連中闘は5月28日、ついにスト指令を発するとともに、このことを会社側にも通告した。ところが、同日午後になって行なわれた団交の席上で会社側は、「基本給1.5倍、第2次案より326円増で全社平均2046円アップ」という第3次回答を示してきたのである。これは当時の要求方式であったベース賃金に換算すると、組合の16,020円要求に対して91%に当たる14,700円の回答であった。この回答を受けて室蘭労組を除く富士連合会傘下の釜石、広畑、川崎の3労組は、いずれも受諾の方向に傾いたため、結局、連中闘としては第3次回答の現地討議を求めることにし、室蘭代表の反対にも

かわらず、多数決でとりあえず30日に予定していたストの一時中止指令を出したのである。

ストの準備を整えていた室蘭労組は、連合会からスト一時中止の指令を受けた翌29日、直ちに第2回中央闘争委員会（以下「中闘」と略称する）を招集した。その席上では、「早期解決全体反対。幾らも増えていない」、「第3次回答が出たからといってすぐとびつくことは無責任だ。また、組合員が納得すまい」、「無条件で承認できぬ」等々の不満の声が多く出され、「今まで連合会指令に基づいてここまでやってきたのだから、中止指令をはじめ、すべて連合会の結論に基づいて進みたい」、「単独スト絶対反対、単独ですることは会社の攻撃材料をつくる」とする連合会の中止指令擁護論を完全に圧倒したのである。とくに、批判が集中したのは、連合会がスト中止の理由として、鉄鋼労連のいまの力量では統一闘争を推進することが無理な情勢にある、という情勢分析を挙げたことに対してであった。こうした討議の結果、室蘭労組中闘としては、上京中の室蘭労組代表あてに次のような電報を打ち、スト中止指令を出した富士連合会の連中闘に対して抗議の意志を表明したのである。すなわち、「指令に基づき一応ストは中止したが、連中闘の情勢分析については鉄鋼労連のみに責任を負わせた欺瞞的態度で全く不満の声強く、代表はこの意向に基づき既定方針で進むよう連中闘にさらに交渉せよ」⁽³⁾、と。

この電報を受けた室蘭代表は、連中闘において、3号指令は一時中止するための指令であって闘争終了の指令ではないこと、組合員の盛り上がり、会社の利潤上昇などからして企業内のエゴイズムを排し決定事項は履行すべきこと、鉄鋼労連に対しても闘える主体を確立してから期待すべきで、客観情勢に支配される主体であっては労働者が最後の力であるストに対して自信を喪失してしまうこと、さらに今後の要員計画などを考えて、このさい強力に闘う必要のあること、等々を強調したのである。これに対して他の労組代表の発言は、「釜石現地には情勢分析は満場一致で決定したと流しているの、採決はせずに流してほしい」（釜石）、「室蘭の言うことはわかるが、現地の動向に従わざるを得ない」（広畑）、「理論的にはよくわかるが、24時間ストを2～3回打っても前進のないときは収収つかなくなる」（川崎）、という内容のもので、組合員大衆の盛り上りを背景に、闘争をリードしていく任務を持つ組合幹部の責任ある発言とは思えないほどお粗末なものだった⁽⁴⁾。けれども、多勢に無勢で室蘭代表は、こうした泣き落とし戦術としか言いようのない最後の要請を受けて、結局は連合会の意向という形で終熄案を室蘭現地に図ってみることを止むなく承諾したのである。こうして再度の要請を受けた室蘭労組では、6月2日、第3回中闘を開いたが、冒頭に執行部から「不満はあるが、ことここに至れば同調の他なし」との見解表明がなされたため、「これでは組合無用論も起るので、なんとか再考してもらいたい」、「妥結とは無責任きわまる」等の批判的意見が出されたけれども、採決の結果、12対40で妥結することに決定した⁽⁵⁾。しかし、こうした室蘭労組と他労組との意見対立は、富士連合会という企業連レベルの組織よりも鉄鋼労連という産業別レベルの組織を優先させて闘争方針を決定していた室蘭労組と、富士連合会という企業連レベルの内部だけで発想しがちだった他労組とのあいだの運動理念の質的相違に起因するものであったがゆえに、この51年春季賃金闘争のときだけではなく、鉄鋼労連が同年の秋口に打ち出した越年闘争のときに再発したのを皮切りに、その後も何度か発生するのを避けることができなかったのである。

(2) 鉄鋼労連第2回臨時大会における「愛国労働運動」をめぐる八幡との論戦

この時点において室蘭労組が志向していた運動路線をより明確にするために、51年10月に開

催された鉄鋼労連の第2回臨時大会における討論の一部を紹介しておこう。この大会では、当時労連書記長だった清水慎三氏が執筆して中央執行委員会で決定をみた本部提案「情勢の進展に伴う基本方針」（正式の議案名）をめぐって大手労組間の対立が表面化し、激しい討論が行われたのであった。そのさい主要な対立点として浮びあがったのは、「平和4原則」（「平和3原則」に「再軍備反対」を加えたもの）、「愛国労働運動」、鉄鋼労連のあり方などである。「容共的な疑惑」を抱き、反共の立場から本部原案に反対する八幡と、本部原案を支持する富士連合会（とくに室蘭）、扶桑金属（「住友金属」の当時の名称）との間で論戦がたたかわされたのである。以下では対立点の明らかな「平和4原則」についての討論は省略することにして、「愛国労働運動」をめぐって展開された討論内容の一部を紹介しよう。

「○八幡 反対。赤色勢力による組合攪乱のキズがいえていない現在、この方針書は、再びそうした危機を持ち込むものである。日共は総評の方針を支持し、なだれこみを策している。現在は、組織固めに重点をおくべきであり、大衆の水準に応じた教育と経済闘争からはじむべきである。大衆から遊離した方針は不可である。この方針書の底流として一貫して流れているものに関して、甚だ遺憾であり、かかる方針をもって鉄連を運用することにわれわれは絶対反対である。

○富士室蘭 賛成。しかし、これではなお不十分だから、次の点をつけ加えてもらいたい。

① 労働運動の現状分析において明確に『愛国労働運動』排撃をうたえ。

②、③ <畧>

④ 現在鉄鋼労連は連絡機関の如くである。中執、中委が、各単組代表の会議にすぎない現状を打破し、満場一致制、単組の自主性尊重を再検討して、闘う組織へ切りかえる点を強調せよ。

○八幡 反対。①～③<畧>。⑤<畧>。

④ 階級理念と、国民感情をマッチさせなければならない。<中畧> 吉田の安保には反対としても、安保そのものには賛成すべきである。

⑥ 愛国労働運動を排撃せよといっても『愛国』そのものがいけないのではない。『愛国』そのものを否定する運動なら亡国運動だ。<中畧> もっと具体的にわかりやすくし、全面的に書き直すことを述べ反対する。

○富士室蘭 賛成。八幡は、反米親ソだと批判しているが、起案者自らそうでないとはっきりいっている。共産党の破壊戦術には反対しなければならないが、単なる反共ではいけない。戦争中のひどい圧迫は赤ではなく、白からのものであった。支配階級の弾圧が強いとき、わが陣営に動揺が起り、そこから生まれたのが愛労だ。大衆迎合は不可である。<下畧>」⁽⁶⁾。

以上の討論内容の紹介のように、八幡が述べているのは、こんにちの鉄鋼労連がとっている体制内的な労資協調的組合主義路線に立った主張であったのである。これに対して、清水慎三労連書記長が起草した本部原案および富士室蘭などの主張は、当時の総評内で多数意見となっていた「第3勢力」論の影響を受けた限界のあるものだったとしても、基本的には「階級的立場に立った」産業別組織を強化しようとする積極的側面を持った主張であったのである。

(3) 51年越年闘争と産業別統一闘争推進への努力

ところで、上述した鉄鋼労連の第2回臨時大会では、51年越年闘争方針も採択され、大手では

日本鋼管とともに富士が主力組合として位置づけられた。もち論、鉄鋼労連が組織する産業別闘争の中核をなす大手・Aグループのなかには八幡労組も含まれていた。しかし、鉄鋼労連本部がスト態勢確立の指令を発したとき、八幡労組執行部は、「八幡の実情よりして不可能として断わって」⁽⁷⁾きたため、それ以降は事実上戦線離脱をしたと考えてよい状況だったのである。『八幡製鉄労働運動史』中巻によると、12月9日の時点で八幡の闘争執行部は、次のような結論を出したといわれる。すなわち、富士の第2次回答と同額の「会社回答は不満である。しかし実情（越年資金の年内受給の性格とスト権行使による事態の見通し）からしてストは中止し交渉闘争を継続するために妥結権を闘執部（「闘争執行部」の略称－引用者）に与えてくれ、というのである」⁽⁸⁾。このため、12月「10日、第1回中間委員会（中央闘争委員会）の略称－引用者）を開いてこの実態を明らかにした闘執部にたいして賛否両論が争った。闘執部案が賢明であるとする意見は少なかったが、＜中略＞結局闘執部案が可決された」⁽⁹⁾という。こうした経過をたどって八幡は、事実上妥結の方向にむかったのである。八幡労組自身も認めているように、この妥結は、「誤弊あるかもしれないが、八幡はこれといった闘いもせずに富士と同額の2万円を得た。単に八幡だけを見ると、粘りの交渉のみで手取り2万円を得たことは成果に違いない。しかし鉄鋼労連の立場からいえば闘いに馳せ参じ得なかったとする八幡への観方はまた別の点にあったようである。」と⁽¹⁰⁾半かば自嘲せざるを得ない経過だったのである。したがって、鉄鋼労連の刊行した『鉄鋼労働運動史』が、「この年の越年闘争では八幡は逐にスト態勢をとらず、労使とも富士と鋼管の情勢を見ながら終結させた」⁽¹¹⁾として、産業別統一闘争の空洞化をはかった八幡労資のアベック行動を言外にたしなめているが、「闘いもせずに富士と同額の2万円を得た」八幡の漁夫の利あさりの分裂行動に対して、もっと強い批判が指摘されていたとしても、別段不思議なことではないのである。何故ならば、八幡労資のアベック行動は、当然のことながら産業別統一闘争に大きなダメージを与えたからである。51年越年闘争に関する鉄鋼労連の総括でも、次のような指摘がなされていることを紹介しておこう。すなわち、「一部ではストまで打ったが、労資とも他社の出方をうかがうという態度に出たため、統一闘争がかえって裏目に出て不十分な闘争に終わった。しかし、鉄鋼労連の結成後、はじめて大手一貫グループの富士、鋼管がストを打った意義は大きく、52年以降の闘争にプラスとなった」⁽¹²⁾。

ところで、51年越年闘争の際に富士連合会加盟単組のなかで現地組合員の闘うエネルギーに依拠しつつ要求案作成の段階からスト決行にいたるまで、まさに終始一貫、連合会の越年闘争をリードしていったのは、当時、連合会の書記長組合を勤めていた室蘭労組であった。すでに室蘭代表は11月12日に開催された連合会中央委員会（以下「連中委」と略称する）の席上で、春季闘争のときに見せた他労組の腰くだけに対する批判を仄めかしながら、次のような見解を批瀝して決起と自覚をうながしているのである。

「越年闘争の基本方針・闘争要綱をいかに論議しても、実施のときに軽視されやすいので、各組合は本当に闘う意志があることを確認したうえでやりたい。連合会の闘争は、過去において盛り上がった組合に水をさしたこともあり、また単に他の組合が闘わなければやらないといった相互信頼感の欠如があったから、お互いに反省をして闘争組織の審議に入りたい」⁽¹³⁾。

こうした室蘭代表の強硬な発言の背景には、春季賃上げ闘争において見られた他労組の腰くだけの再現を防止したいという願いの他に、いわゆる「漬物手当」要求に端を発したところの秋季一時金をめぐる室蘭現地組合員からの執行部突き上げがあったのである。ここで「漬物手当」要求にかかわる経過について簡単な説明を加えておこう。室蘭労組では、越年闘争に先立ち9月22日に開

催された中央委員会において、寒冷地といふ特殊事情から越冬手当、いわゆる「漬物手当」5,000円を会社に対して要求することを決定した。『新日鉄室蘭労組三十年史』は、その間の経過を次のように説明している。

「この越冬手当というのは、『漬物手当』ともいわれ、北海道の特殊事情として越冬用の「漬物」をつけるため、一時に特別な出費がかさみ、また、寒冷地のため必要以上のカロリーを消費するための手当を要求するというものである。（筆者が傍点をつけた箇所は、「必要とされる」の誤りではないかと思われる）。＜中畧＞そして、越年資金の前借りではないとの条件で、この決定を10月8日の連執委（「富士連合会執行委員会」の略称－引用者）に提案した。だが、各組合は『理論的にはよくわかるが、今回は一考し一時金の配分、性格のなかで考えた方がよい』という意見を示した。

しかし、室蘭の強硬な主張で、15日の連執委は、1名平均手取財源5千円、配分は本人3千5百円、家族1名当り7百円とし、支給日は10月25日までとの結論に達し、ただちに会社側に要求した。翌日、会社側は賞与の前貸しとしてなら交渉することを約し、23日最終案として、3千円を回答、富士労連は前借りの形で止むなく妥結した。このことが越年資金妥結時に、富士労連に3カ月の空白状態を招く原因となったのである」⁽¹⁴⁾。

こうした事情があったため、室蘭労組では、越年闘争の要求額決定の過程で「秋季一時金」の形で支給された3千円を加算するか否かが大問題となった。11月8日の中央委員会では、「前借りとして差し引かれるのは止むを得ない」という執行部提案をめぐって賛否両論が闘わされ、まさに伯仲した状態となったのである。そうして、採決をとったところ、白票を除き26対26の可否同数となったので再討論を行ない、賛成29対反対26の僅差で執行部提案が幸うじて承認された。このため11月12日の連中委の席上で室蘭代表は、上記の見解表明の他に「秋季一時金」問題を打ち出し、連合会の他労組代表とのあいだで論議が交わされたのである。『富士製鉄労働運動史』によると、そのやりとりは、次のような内容のものだったという。

「なお、＜中畧＞室蘭労組から、『秋季手当』3,000円が前借となっているが、この分を越年資金から差し引かれるのは困る。大体、この3,000円は寒冷地特有の越冬用として必要なものであり、もともと給与に折り込まれるべきものだから、室蘭については特別に考慮してほしい』という要望があったが、他の組合から『＜前畧＞こんどは純然たる越年資金としてやりたいから、あまり固執しないでほしい』と反対意見が出されたため、室蘭も、『今回はやむをえない』として一応、落着いた」⁽¹⁵⁾。

11月22日の指定回答日に、会社側は「平均手取り18,000円（基本給の3.6カ月分）」という第1次回答を示してきた。連合会は、直ちにこれを拒否して闘争態勢の確立を指令するとともに、団交を重ねたが、会社側の説明が納得できるものでなかったところから、12月2日、傘下の各労組に対して「12月5日、製鋼・圧延両部門の8時間スト」突入の指令を出したのである。ところが、富士連合会にとって初めてのスト予定日の前日に当たる12月4日夜、永野社長の参加した団交の席上で会社側は、「平均手取り20,000円」という第2次回答を示してきたのである。しかし、連合会はこれも拒否して鉄鋼労連の指示どおり翌5日にストを実施することを決定、室蘭では859名が8時間ストに突入したのである。鋼管川鉄労組も翌6日、24時間ストを決行した。富士連合会は8日に第2波ストを予定していたが、鋼管連合会からの要請で12月10日に延期した。そうして同日、富士は製鋼・圧延両部門を除き24時間ストに突入し、鋼管も今度は川鉄のみでなく同連合会傘下の全

労組が24時間ストに突入したのである。

ところで室蘭では、富士連合会から8日の第2波ストを延期して10日以後の無期限ストに切り替える旨の指令を受けたため、12月7日に中央闘争委員会が招集された。この中闘の席上では、第2波ストを10日に延期した連合会の指令に対して強い批判の声が出されたばかりでなく、「製鋼、圧延両部門を除く」という連合会のスト戦術に対しても多くの反対意見が出された。このため中央闘争委員会の決定として「製鋼、圧延両部門を含めた全面24時間ストの実施」を決議し、連合会闘争委員会（以下「連執闘」と略称する）宛に戦術強化の要請電報を打ったのである。しかし、連執闘の多数派は、室蘭中闘の要請を受け入れず、既定方針どおりのストが打たれた。こうした事情のため、第2波ストに参加した室蘭の組合員数は、サボタージュした高炉組合員459名を含め2,182名となり、富士連合会のなかでは一番多かった。⁽¹⁶⁾ところが、第2波スト突入後も、会社側が第2次回答を固執した結果、交渉は一向に進展しなかったため、連執闘は、鉄鋼労連本部の指導のもとに「12月14日、午前7時から製鉄、製鋼、圧延、コークス部門のストライキに入れ」という第3波スト決行の指令を出したのである。⁽¹⁷⁾『新日鉄室蘭三十年史』によると、その後の事態は次のように展開したという。

「ところが、この日（10日のこと－引用者）、鋼管協議会（この時点では、正しくは「鋼管連合会」－引用者）の川鉄のみが突入しただけで他は見送り、鉄鋼労連の足並みが崩れ、しかも八幡はスト権を立てないということから、鉄鋼労連Aグループの3社共闘は、富士労連だけが残るということになった。この事態に対し、富士労連は12日に連執闘を開き、今後の闘争方針として14日の第3波スト中止をめぐって、＜中畧＞賛否の協議が交わされ、（室蘭代表の反対にもかかわらず－引用者）最終的には12対5という採決で14日の第3波スト中止を決定したが、室蘭労組から『単独でもストをやる』よう富士労連の承認を求められた。これに対し富士労連書記長（当時の連合会書記長は、室蘭労組組織部長の竹島浩平氏。当時の連合会3役は、兼務で各労組持ち回りの形をとっていた。連合会書記長の専従体制は、55年になって初めて実現する。－引用者）は、『スト中止は1単組としてではなく、連合会統一闘争という基本方針から出されたものである。従って、室蘭の単独ストは連合会の中止決定によりやめるよう指令したい』と答え、室蘭の提案は拒否された。結局計画された14日のストは中止され、富士労連は14日の団交で、第2次回答2万円をもって妥結した」⁽¹⁸⁾。

上記の引用文のなかには、2つの事実誤認が含まれている。その第1は、12月10日の第2波のストのさい、「鋼管協議会の川鉄のみが突入しただけで他は見送り」と書かれている点であり、その第2は、「鉄鋼労連Aグループの3社共闘は、富士労連だけが残るということになった。」と書かれている点である。まず、第1点の誤りについて指摘しておく、前述したとおり12月10日の鉄鋼労連第2波ストに突入したのは鋼管川鉄労組だけでなく、鋼管連合会傘下の全労組だったのである。したがって、3社共闘のなかで富士連合会だけが残ったという現状認識に基づく第2点も、鋼管連合会の第2波スト決行という事実からいって、誤りをおかしているわけである。そうすると、12月12日の富士連合会の連執闘において、14日の鉄鋼労連第3波ストを前にして「単独でもやる」との決意を表明した室蘭労組代表の意見の位置づけが変わることになる。すなわち、室蘭労組の組織部長の任にあった竹島浩平富士労連書記長の「室蘭の単独ストは連合会の中止決定によりやめるよう指令したい」という回答に見られる連執闘の方針は、12日の時点で考えると、14日に予定されていた鉄連の第3波スト切り崩し策動とかかわりがあったのではないのか、という疑惑すら浮んで

くるのである。越年闘争を組織するために開催された富士の連中委の席上で、「連合会の闘争は、過去において盛り上った組合に水をさしたこともあり、また単に他の組合が闘わなければやらないといった相互信頼感の欠如があったから、お互いに反省」しよう、と室蘭労組代表が訴えたことは、すでに紹介したところである。ところが、室蘭労組にとって不幸なことに自分のところの組織部長が連合会書記長を兼務していた態勢のもとで、再び危惧していた事態が発生したのである。姉齒三郎氏の執筆した『富士製鉄労働運動史』第2篇第4筆では、「漬物手当」要求に端を発した現地組合員の大衆的な盛り上がりや突き上げのなかで越年闘争の先頭に立って闘ってきた室蘭労組の動きについて、次のような記述がなされている。

「＜前畧＞ 室蘭は、第1次回答（18,000円－引用者）が示されたとき、『実質 15,000円にしかならない』点を強調し、第2次回答 20,000円が出されたときも、『実質 20,000円以下』ということで現地の不満は強かった。とくに八幡に同じ 20,000円の回答があったため、財布に入る金額が八幡より 3,000円少ないということ（前借りの形となった秋季手当 3,000円を天引きされるため－引用者）が余計に室蘭には不満をつのらせた。これに対して『3,000円控除』ということは＜中畧＞ 連合会としては話し合いずみということで、団交の席で他の組合はこの問題にふれなかった。しかしこれが尾を引いて、釜石、広畑、川崎が第2次回答で妥結をきめても室蘭だけが最後まで妥結に反対する根拠となり、終熄をめぐって連合会が荒れる原因となったのである」⁽¹⁹⁾。

ところで、話は少し前へ戻るが、前述した『新日鉄室蘭三十年史』のなかに見出される記述内容の事実誤認に関連して、筆者には思い当たるフシがある。それは、66年5月に広畑労組の手によって刊行された『広畑20年の歩み－広畑製鉄労働組合小史』のなかの次の叙述である。

「＜前畧＞ 予定どおり5日からストライキに突入、広畑は製鋼、圧延、鋼板部門の8時間ストライキを決行した。さらに富士労連は第2波全面24時間ストに突入、＜中畧＞。

ところが、このストライキの決行は富士労連各組合のほかは鋼管川鉄のみで、他はストライキを見送って、鉄鋼労連の足並みはばらばらにくずれ、結局計画された14日の全面24時間ストは中止され、第2次回答 20,000円でもって妥結せざるをえなかったのである」⁽²⁰⁾。

『室蘭労組三十年史』の記述の誤りは、上記のような51年越年闘争についての広畑20年史の叙述の誤りに起因するのではないかと推測されるのであるが、こうした事実誤認という欠点は、たんに室蘭や広畑に限らず他の組合史にも認められるもので研究者のあいだでは周知の事実である。しかし、多くの組合史を活用しなければならない本稿では、組合史の持つ上記の欠点を明確にするねらいも含めて、越年闘争にかかわる事態の正確な把握を期するため、このさい鋼管連合会関係の組合史の叙述にも当たってみることにしよう。

まず最初に、鋼管川崎労働組合が、70年7月に刊行した『闘いのあゆみ－日本鋼管川崎労働組合運動史』から関係箇所を引用することにしよう。

「＜前畧＞ 連合会はすでに（11月－引用者）22日、闘争宣言を発し、27日、スト権の連合会中央闘争委員会への委譲が確立した。

12月会社側は、3,000円の追加回答（第1次回答は税込み2万円－引用者）を行ってきた。

川鉄組合は、この間、鉄鋼労連の統一闘争の線にそって、労連統一ストに1日おきた6日、24時間ストに突入した。連合会は、この川鉄組合のうごきに引きづられ、10日、24時間ストを打った。この日は、富士鉄組合などによって、鉄鋼労連の統一ストが実施されるが、八幡は、ス

ト回避を条件に、2,000円の追加をえて、ストを中止、ここに鉄鋼労連の統一闘争は、崩れ去ってしまった」⁽²¹⁾。

つぎに、鋼管新潟労働組合が66年11月に刊行した『二十年史』から、関係箇所を引用することにしよう。

「＜前畧＞ 12月3日の団交は4日まで継続されましたが、会社は税込3千円増額を回答してきたに止まり、組合は不満として交渉継続をしましたが、川鉄の意見と対立し交渉が決裂すると川鉄組合は6日、24時間ストに突入しました。鉄連に加盟している川鉄としては、鉄連のスケジュールに合わせるために止むを得なかった行動でした。

第2波は連合会も合流して10日に決行し、第3波も14日に予定しましたが、11日、突如川鉄執行部総辞職という事態が起り、連合会中斷としてもやむなく第3波を中止終熄せざるを得ませんでした。この闘いは完全な敗北に終わりました」⁽²²⁾。

このように、鋼管連合会傘下の2つの組合史からの引用によっても、鋼管川鉄がストを打ったのは鉄鋼労連の第1波統一ストの翌日の6日のことであって、12月10日の第2波のときには川鉄ばかりではなくて鋼管連合会傘下の4労組全部が、富士連合会傘下の4労組と一緒にストライキに突入していることが明白となったと思う。したがって、12月10日の鉄鋼労連第2波統一ストに関連して、「ところが、この日（12月10日－引用者）、鋼管協議会（「鋼管連合会」の誤り。「鋼管協議会」へ改変されたのは、52年10月2日以降のことである。さらに62年9月20日に、「鋼管製鉄連合会」へ改変されて現在にいたる。－引用者）の川鉄のみが突入しただけで、他は見送り、鉄鋼労連の足並みが崩れ、＜中畧＞ 3社共闘は、富士労連だけが残るということになった。」と書かれている、『新日鉄室蘭労組三十年史』の記述は、すでに指摘したように、明らかに事実誤認であると言わなければならないまい。もっとも、上記の鋼管新潟労組の組合史のなかで紹介されている12月11日、突如として起った川鉄労組執行部の総辞職という新事態の発生は、14日に予定されていた鉄鋼労連の第3波スト決行のさいに、「足並み」を乱す重要な要因となる可能性を秘めた危機であったことは、否定できないであろう。けれども、それは、第3波統一ストを日程どおり決行することを妨げる要因であったとしても、川鉄労組に対する挺入れ工作を直ちに開始することによって戦列に復帰させ、鉄連共闘の「足並み」を乱すことなく第3波統一ストを決行する可能性は、まだ残されていたのである。と言うのは、よしんば川鉄の立ち上がり及早急に望めなかったとしても、12月6日にも24時間ストを打った川鉄労組のばあいと異なり、鶴鉄をはじめとした鋼管連合会傘下の他の3労組のばあいには、実質的には12月10日のスト突入以降から鉄連共闘へ加わったわけであり、鉄鋼労連の第3波ストに参加することが全く不可能な組織情勢ではなかったと判断される。もっとも、鋼管連合会指導部が第3波ストに消極的姿勢を示していたという事情はあったが、下部組合員の盛り上がりはめざましかったし、富士連合会が毅然として鉄鋼労連の方針に従って第3波スト決行の方針を決定したとしたら、鋼管連合会に大きな影響力を及ぼし得ることは明らかだったのである。そのうえ、八幡労組も、妥結することなく、団交を持続中だった。したがって、少なくとも問題の連執闘が開かれた12月12日の時点では、まだ「富士労連だけが残ることになった」と断定しなければならないような事態ではなかったのである。「単独でもストをやる」という室蘭労組の決意表明は、企業連ではなく鉄鋼労連レベルで闘争態勢の強化をはかるという正しい原則に立った室蘭労組の姿勢の現われとして積極的に評価することができるとしても、鋼管連合会傘下各労組との共闘態勢の強化をオルグ交流なども含め本気になって追求したとしたら、室蘭の

みが「単独で」決行するのではなくて鋼管連合会の各労組と一緒に統一ストを打つ可能性も残されていたのである。たしかに鋼管川鉄労組の後退は大きな打撃に違いなかったが、情勢はまだ流動的だったのであって、富士連合会の竹島浩平書記長発言のように、12月12日の時点で、何等共闘態勢強化の努力を払うことなく、鉄鋼労連の決定を無視して企業連レベルの発想から「室蘭の単独ストは連合会の中止決定によりやめるよう指令したい」といった見解は、再言することになるけれども、産業別統一闘争の切り崩し策動以外の何物でもなかったのである。因みに、当時、室蘭労組の組織部長でもあった竹島浩平氏は、59年春闘から安保闘争を経て富士鉄独占体による「合理化」攻撃が本格化する60年代の初頭以降、室蘭労組内に台頭する右派の潮流の黒幕として反共攻撃に狂奔するようになる人物であり、室蘭労組の右傾化に功献した会社派組織の最高幹部としてその生涯を終える。50年代前半期に組合の主導権を掌握していた富士室蘭社会党は、鉄鋼労連の産業別統一賃金闘争を推進する反面で、こうした労働組合運動の階級的前進を阻害する人物を組合の要職に就けるといふ欠陥を持っていたのである。そうして、富士室蘭社会党の悲劇は、こうした不純分子が竹島浩平氏ひとりにとどまらず、まだ幾人かの同質の人物が幹部の座を占めていたことにある。しかし、その具体的説明は後述することにしよう。こうして、51年越年闘争は、以上の事態の推移からしても明らかなように、さきに引用した鉄鋼労連本部の総括の如く、「一部ではストまで打ったが、労資ともに他社の出方をうかがうという態度に出たため、統一闘争がかえって裏目に出て不十分な闘争に終わった。しかし、鉄鋼労連結成後、はじめて、大手一貫グループの富士、鋼管がストを打った意義が大きく、27年以降の闘争にプラスとなった」のである。

最後に、さきに見た『新日鉄室蘭労組三十年史』のなかに認められた記述の誤りとの関連で、組合史を文献として利用する際に留意しなければならない問題点を具体的事例によって提示することにしよう。筆者の乏しい体験によっても、事実誤認という欠陥は、他の組合史のばあいにも、かなり目につく弱点であるが、問題はそれにとどまらない。とくに、単産史ではなくて企業別組合史のばあいには、自己の上部団体である単産の産業別レベルの運動について不正確な記述が多いこと、また右翼日和見主義的潮流が組合諸機関を占拠している民間大手組合史などでは当然取り上げなければならない重要な出来事を大幅に、あるいは全面的にカットしているケースが少なくないこと⁽²³⁾、等々の欠陥が目につくことも多い。そこで以下では、新旧2種類の『鶴鉄労働運動史』から51年年末闘争関係の記述を取り上げ検討を加えることによって、上記の点を確認することにした。最初に66年11月刊行のものを、続いて70年7月刊行のものを引用する。

「12月に入るとともに鉄鋼労連は、傘下各組合の歩調をととのえ5日に目標に一斉ストを行う手はずをととのえた。

5日のストをひかえ鋼管連合会の交渉は、3日の午後から徹夜でつづけられ翌日の午後になった。ここで会社は、3千円を追加してきた。連合会はなお最初の要求を主張して対立したままであったが、さらに交渉をすすめることにし、ストの延期を決めた。

12月5日、鉄鋼労連の予定した一斉ストは八幡も富士も立たず、不発におわった。6日鉄鋼労連の線にしたがい単独強行した川鉄だけの24時間ストも孤立して、得るものがなかった。

鋼管連合会は、10日になって、鉄鋼労連と鋼管連合会の組織防衛に重点をおき、富士製鉄連合会とともに、一斉に24時間ストに入った。しかし、八幡は、ついに立たず、スト回避を条件に2,000円をかくとくするという状況にあった。また、鋼管川鉄は、8日のストをめぐって、中島執部にたいする批判がおこり、かねてからの内部対立もたかまって、11日執行部の瓦解がおこっ

た。

14日の鉄鋼労連のストもまた中止され、18日、鋼管連合会は、税込み2万3千円で妥結を決定した」⁽²⁴⁾（傍点は引用者）。

「12月に入ると、総評年末闘争、労働法規改訂反対闘争、弾圧法規反対などで、全国的な闘争がおこっていた。この間に、この越年闘争がすすめられていたのである。

組合は、12月3日、スト態勢をとって、最後の交渉に入った。会社側は、4日、3,000円を追加した。ここで連合会は、ストを延期することになった。

しかし、川鉄組合は、鉄鋼労連の方針にしたがってストに突入、連合会の延期指令に対立した。5日のストは、八幡も富士も不発に終わり、川鉄組合の単独ストは、孤立することになり、連合会は、組織的な危機をはらむことになった。連合会は、鉄鋼労連と鋼管連合会の組織防衛のため、10日、富士鉄とともにストに入った。しかし、この日も八幡が、2000円上積み回答をえてストを回避、鉄鋼労連の統一闘争は、ここで終わった。鋼管連合会は18日、税込み2万3,000円で妥結する⁽²⁵⁾」（傍点は引用者）。

以上の引用からも明らかなように、新旧2つの『鶴鉄労働運動史』は、多少ニュアンスの異なる叙述も一部も認められるけれども、八幡とともに富士連合会が12月5日の第1波統一ストを見送ったため、鋼管連合会の決定よりも鉄鋼労連の産業別統一賃金闘争方針を優先させて、12月6日に24時間ストに突入した鋼管川鉄労組が「孤立」してしまい、このため鋼管連合会は組織防衛の意味から12月10日の第2波統一ストに富士連合会とともに突入した、とする点では、どちらも同じ内容の説明となっているのである。ところが、さきの引用からも明らかなように、『新日鉄室蘭労組三十年史』および『広畑20年の歩み』では、12月10日の第2波統一ストを打ったのは、富士連合会の他は鋼管川鉄のみであり、鋼管連合会が統一闘争への参加を見送ったため、「鉄鋼労連の足並み」が乱れた、という説明がなされているのである。もち論、『鋼管鶴鉄労働運動史』が、12月5日の第1波ストを八幡とともに富士連合会が見送った、と述べているのも、また富士連合会傘下の両組合史が、12月10日の第2波ストに川鉄以外の鋼管連合会傘下の各労組が加わらなかった、と述べているのも、事実誤認による誤りであることは、もはや説明の必要があるまい。ここで見逃してはならないことは、富士連合会傘下の組合史も、鋼管連合会傘下の組合史も、自分たちの組合は精一杯闘ったのに他の大手一貫グループの組合が産業別闘争に参加しなかったがために、闘いが途中で挫折してしまったのだ、という具合に説明がなされている点である。すなわち、自分たちの組合指導部の日和見主義的行動に関しては出来るだけふれまいとする記述の仕方が、結果的には上記のような事実誤認を生み出す原因となっているわけである。この他、八幡の組合史も含めて、指摘したい点は多々あるがけれども、ここでは具体的指摘を行なう余裕がないので、上記の引用文を比較・検討し読者自身が事実誤認の意味を検討することを期待したいと思う。

以上、これ迄の検討を通じて明らかになったと思われるのは、次の諸点である。その第1は、八幡労組が鉄鋼労連の第2回大会決定や鉄鋼労連の中闘決定に従わず「八幡の実情に即して」独自行動をとったことが、鉄鋼労連の51年越年闘争を統一闘争から共同闘争へとレベル・ダウンさせた決定的な要因であった、ということである。すなわち、八幡労組は、富士連合会が鉄鋼労連中闘の決定に従って予定どおり第1波統一ストに突入した12月5日になって闘争態勢をやっと確立したのであるが、「平和交渉だけでは局面打開は困難<中略> 過去からの行き方としての平和交渉一本槍で腕をこまねいているわけにはいかない」⁽²⁶⁾という方針を提起した執行部に対して、「当面の対

策問題としてはかなりの非難」⁽²⁷⁾が中央委員から出されたのを押し切って執行部案を通したという組織事情もあって、結局のところ前述したように大手一貫グループの共闘に加わらず、「これといった闘いもせずに富士と同額の2万円を得」て妥結したわけである。けれども、ここで一言付け加えておきたいことは、八幡労組執行部が12月「14日に至り富士は手取り2万円で妥結したことが入電した」⁽²⁸⁾時点で、初めて会社側との妥結を決意し、翌15日に中闘を開催して越年闘争にピリオドを打ったことである。つまり、西口義人組合長をはじめとする八幡執行部は、彼らなりに最小限度の階級的連帯性と道義的責任だけは守ったのである。なお、この西口義人氏を組合長とする八幡執行部は、翌52年の春闘では、他に先駆けてストを打ち、汚名を挽回する。

その第2は、鉄鋼労連で決定した方針に則って11月下旬までに闘争態勢を確立していた鋼管連合会が、第1波統一スト決行日の前日になって傘下の最有力組合である川鉄労組の強い反対にもかかわらず態度を翻して第1波統一ストへの参加を見合わす決定を行ない、そのため、川鉄以外の各労組が第1波ストを見送ったことが、鉄鋼労連の51年越年闘争を後退させた大きな要因であった、ということである。

その第3は、大手一貫3社のなかで鉄鋼労連の方針に最も忠実だった富士連合会も、鉄鋼労連大会において採択された運動方針のなかで、その克服が提起されていた「企業組合のわくの非階級性」(第1回大会決定)から脱脚できず、「労働者は職場にしがみついていただけでは資本に各箇撃破されるので、やはり統一闘争をめざすほか、階級的な前進はありえない」(第2回大会決定)という原則的な立場を貫き得なかったことである。そのうえ連合会は、「会社従業員組合同士の遠慮深い共闘」(第1回大会決定)から脱皮して、「産業別組織体本部のもつ階級性格を拠点に、「階級的前進をはかる」(第2回大会決定)立場を堅持しようとした室蘭労組の行動を押えたのである。

以上の経過によっても明らかなように、鉄鋼労連大会が「当面その存続と利用は承認されねばならない。」(第1回大会決定)とした企業連合会組織によって、鉄鋼労働組合運動の「階級的前進をはか」ろうとした富士室蘭および鋼管川鉄の主張は、少数意見として葬り去られてしまったのである。

ところで、当時のわが国労働戦線全体の立場から見たとき、鉄鋼労連の51年越年闘争は、どのように位置づけられるべきであろうか。参考のため、以下では階級的労働運動を推進する立場に立つ論者の評価を紹介しておこう。

「これらの闘争(炭労と全港湾の闘争をさす一引用者)を前奏曲として越年闘争が闘われた。闘わない労連とまでいわれた鉄鋼労連は45組合のうち23組合5万7,000名の労働者がスト権を確立した。しかし、じっさい闘争に入ったのは、日鋼室蘭、富士製鉄、川鉄組合であった。日鋼室蘭は12月1日に48時間スト、9日から12日まで〔無期限スト〕スト、富士は12月5日に8時間スト、10日に24時間スト、川鉄は6日に24時間スト、10日も24時間ストにはいった。10日のストに続いて無期限ストを要求する大衆のこえに、ぎょうでんして川鉄執行部は総辞職した。執行部不信任は住友でも、中山製鋼でもおこった。鉄鋼労連は『闘う条件がありながら、闘う意志がない』といういい方で、組合機関の自己批判を要求した」⁽²⁹⁾。

上記の記述のなかには、筆者としては同意し難い評価も含まれているけれども、まさに51年越年闘争を契機として鉄鋼労連の「闘う」単産への方向転換が、次第に進展してゆくのである。この方向転換を支えたものは、職場組合員の大衆的盛り上がりであり、大衆の組合機関への突き上げで

あった。その具体的な検討は他の機会に譲ることにする。けれども、鋼管川鉄執行部の総辞職、また住友、中山製鋼における執行部追及などの動きが、49年から50年にかけて大幅な後退を余儀なくされた鉄鋼労働戦線の動きのなかで、沈黙を強いられてきた職場組合員大衆の不満の爆発と密接なつながりを持つ出来事だったことだけは、指摘しておきたい。

本部執行部の総辞職という点に関して言えば、鋼管川鉄ばかりでなく、富士室蘭でも、また富士広畑でも同じような事態が起っているのである。室蘭についてだけ、そのいきさつを説明することにしよう。前述したように、12月12日に開催された富士連合会の連執闘では、室蘭労組代表の強い反対にもかかわらず、14日に予定されていた第3波ストの中止を決定したばかりでなく、多数意見でもって室蘭労組が決定していた第3波ストへの単独参加まで禁止してしまったのである。翌13日、室蘭労組は、現地室蘭で第3回中闘委を開催し、執行部から、「今次闘争については重大な責任を感じ、当組合で出している連合会の役員は辞任する。」⁽³⁰⁾旨の提案が出された。そのさいの提案説明によれば、こうした措置をとるのは、今次闘争の過程で連合会や傘下の他労組がとった仕打ちに対する抗議であるとともに、この措置をとることによって他労組に自己批判の態度が生まれ「新しい連合会」の発足を期待しての措置でもある、とのことであった。こうした執行部提案に対して、組合活動の活発な数支部の闘争委員から「連合会全役員不信任」の修正提案が出されたが少数で否決され、執行部原案が可決された。室蘭労組は、翌14日の連執闘で室蘭の第3回中闘委決定を通告すると同時に、直ちにこれを実行に移したのである。この間の状況について具体的な説明がなされている『広畑20年の歩み』から関係箇所を引用することにしよう。

「ところがこの越年闘争の終熄をめぐって富士労連は大荒れに荒れた。

すなわち、室蘭労組は12月14日の連合会闘争執行委員会で、同組合出身の連合会副会長熊谷不二夫氏（当時、室蘭労組の組合長一引用者）と書記長竹島浩平氏（当時、室蘭労組の組織部長一引用者）を辞任させて現地へ引き揚げさせると通告してきた。その趣旨は、①闘争の批判の結果、室蘭出身の連合会役員を辞任させる。②そのため連合会の機能が空白状態になることもやむをえない。③その目的は、このことにより、各組合において今次闘争の批判を下部より徹底的におこない、今後の連合会強化を図りたい、ということであった。この室蘭の態度をめぐって連執闘は紛糾したが、室蘭ではこれを強行し12月17日に現地執行部は総辞職、以後連合会運営は3ヵ月ばかり空白状態となった。そのあげく、結局は鉄鋼労連書記長の清水慎三氏が事態を憂慮して仲介に乗り出し、2月17日東京初谷寮に代表が集って懇談会を開き、漸く次のような内容で話し合いがまとまった。

①、 <畧>

② 越年闘争には各組合とも大いに反省すべき点を認め、その批判の成果を今後の闘争に生かす。

③、④ <畧>

⑤ 懇談会の結果を組合員1人ひとりに徹底させ今後の連合会活動強化のための基礎とする。

⑥ <畧>」⁽³¹⁾。

以上の話し合いのまとめに示されているように、室蘭労組の意見は、少なくとも形のうえでは他の傘下労組に認めさせることができたのである。なお、上記の引用文のなかにあった室蘭労組執行部の総辞職の件について補足すると、12月19日、前日に闘態を解除した室蘭労組は、中央委員

会を開催し熊谷組合長が、「今次闘争の責任をとり連合会・鉄鋼労連、そして当組合の強化のために一応辞職し新しい角度から新しい人が出て活躍するこがのぞましい」⁽³²⁾との理由から執行部の総辞職を提案したが、これをめぐって論議が沸騰し、結局、臨時大会を開催してその可否を問うことになった。12月23日、このために開かれた第53回臨時大会において、激しい批判と活発な討論がたたかわされた結果、「闘いに破れたから総辞職をするのではなく、今後とも一層団結を固め、強い組合に発展させるという自覚のもとに総辞職を認める」ことを決定するとともに、中央委員も執行部とともに総辞職することになったのである⁽³³⁾。『新日鉄室蘭労組三十年史』が述べているように、「26年（1951年－引用者）の越年闘争は、室蘭の『漬物手当』から始まって、富士労連役員の引揚げ、執行部・中央委員の総辞職、富士労連の機能停止など、うよ曲折を経て終息した」⁽³⁴⁾のである。再び繰返えすならば、こうした一連の事態発生背景には、鉄鋼独占資本・富士鉄独占体との対決を迫る広範な職場組合員の大衆的な盛り上がりという堅い団結があった事実を見逃してはならないだろう。

<注>

- (1) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、新日本製鉄室蘭労働組合、1976年1月、417頁。
- (2) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』、日本鉄鋼産業労働組合連合会、1971年3月、156頁。
- (3) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、410頁。
- (4) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、新日本製鉄（富士）労働組合連合会、1974年4月、186～187頁。
- (5) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、410頁。
- (6) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』、同上、168～169頁。佐藤春喜『八幡製鉄労働運動史』、中巻、八幡製鉄労働組合、1957年7月、1,629頁。なお、八幡の運動史のなかでは、「組合の主張とした愛国労働運動を排撃する勢いは極めて強く、殆んど問題なく否決された。」と述べられている。佐藤春喜、同上、1,629頁。
- (7) 佐藤春喜、同上、1,629頁。
- (8) 佐藤春喜、同上、1,650頁。
- (9) 佐藤春喜、同上、1,650頁。
- (10) 佐藤春喜、同上、1,654頁。
- (11) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』、同上、170頁。
- (12) 姉齒三郎他、同上、171頁。
- (13) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、同上、190頁。
- (14) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、414～415頁。
- (15) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、同上、189頁。
- (16) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、417頁。
- (17) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、同上、194頁。
- (18) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、418頁。
- (19) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、同上、189～190頁。
- (20) 『広畑20年の歩み－広畑製鉄労働組合20年小史』、鉄鋼労連広畑製鉄労働組合、1966年7月、46頁。
- (21) 『闘いのあゆみ－日本鋼管川崎労働組合運動史』、鉄鋼労連日本鋼管川崎労働組合、1970年7月、101頁。
- (22) 『二十年史』、日本鋼管新潟電気製鉄所労働組合、1966年11月、32～33頁。
- (23) 筆者は、次の論文のなかで右翼日和見主義的潮流による悪質な歴史的事実の偽造や隠蔽について、具体的事実を対置して批判を行なっているので参照されたい。
道又健治郎「鉄鋼労働運動における右翼的潮流の台頭と役割」、『労働運動の新段階－60年代から70年代へ』、労働旬報社、1974年12月、40～121頁。とくに93～95頁。
- (24) 日本鋼管鶴見製鉄所労働組合編『鶴鉄労働運動史』、駿台社、1956年11月、257～258頁。
- (25) 田中徹他『鶴鉄労働運動史』、日本鋼管鶴見労働組合、1970年7月、78頁。
- (26) 佐藤春喜『八幡製鉄労働運動史』中巻、八幡製鉄労働組合、1957年7月、1,641頁。

- (27) 佐藤春喜、同上、1,642頁。
- (28) 佐藤春喜、同上、1,651頁。
- (29) 斎藤一郎『総評史』、青木書店、1957年10月、136～137頁。
- (30) 『新日鉄室蘭労組三十年史』同上、418頁。
- (31) 『広畑20年の歩み—広畑製鉄労働組合20年小史』、同上、46～47頁。
- (32) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、419頁。
- (33) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、419頁。
- (34) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、420頁。

2 神鋼とともに破防法反対ストを決行

これまで述べてきたことから明らかなように、富士室蘭労組は、1950年代に鉄鋼労連が指向していた階級的立場に立った労働組合の建設という基本路線をできる限り忠実に踏襲しようと努力したばかりでなく、鉄鋼労連の産別機能の強化をはかるため可能な限り労連本部の方針や指令を履行する立場を堅持してきたのである。執行部の体質がまだ反共民同派的弱点を克服し切っていないという限界はあったにせよ、とに角、上記の点から見ると、富士連合会のなかでも、大手組合全体のなかでも模範的な存在として注目された加盟組合であったのである。こうした室蘭労組の行き方を鮮明にする絶好の機会となったのは、鉄鋼労連本部の指令に従って同労組が打った破壊活動防止法案、いわゆる破防法反対ストの決行であった。

ここで破防法反対ストにいたる経過の要点だけを説明しておくと、51年5月上旬、吉田保守党内閣は、講和条約発効後における日本の政治体制のゆくえを懸念していたアメリカ占領軍当局の強い示唆のもとに、占領下の諸法令の再検討を開始したが、とくに労働法規や治安行政に大きな関心を抱き、早くも同年夏ごろには労働法規の改悪や治安立法の制定を行なう決意を固めたのである。こうした動きを直ちに察知した総評は、傘下の単産ばかりでなく全労働者を組織して政府の意図を紛砕するという闘争方針を決定し、6月下旬には、46団体、6地方組織が参加する労働法規改悪反対闘争委員会（略称は「労闘」、なお発足当初の名称は「労働基準法改悪反対闘争委員会」。8月15日に改称。）を発足させた⁽¹⁾。

鉄鋼労連は、発足当初から「労闘」の参加団体であったが、実力行使によって反動法規を阻止する方針を固めた労闘の決定に沿って傘下組合に対してスト権確立の指示を下したのである。この結果、51年10月末から11月中旬にかけて殆どどの組合でスト権を確立させることに成功したのであるが、大手の代表的組合である八幡と鋼管川鉄では、スト権を確立させることが出来なかった⁽²⁾。これに対して富士室蘭労組は、同年11月11日に第52回臨時大会を開催して反対闘争のための「一切の権限を鉄鋼労連に一任する一般投票を実施する」⁽³⁾との執行部提案を満場一致で可決するとともに、大会終了後直ちにスト権投票に入り、同じ富士連合会傘下の釜石、広畑の両労組と並んで90%以上の高率でスト権を確立したのである。このとき大手のなかで90%以上の賛成票が集ったのは、富士連合会の3組合のみであった⁽⁴⁾。

ところが11月13日の衆議院法務委員会の席上、準備不足のため次の通常国会に法案を提出するという政府の意図が明らかにされたので、翌52年の春まで事態の決着が持ち越されることになった。政府は、52年の3月28日の閣議で「破壊活動防止法案」の国会上呈を決定するとともに、その内容を公表したが、それは、「文字通り『民主主義破壊法案』であり、戦前の暗黒支配をつらぬいた治安維持法の復活をはかるものであって、〈中略〉社会主義政党や勤労者団体からだけでなく、あらゆる文化、学術、宗教、婦人団体など広汎な各界から批判と反対の声がおこった」⁽⁵⁾ので

ある。

3月13日、総評と労闘は、合同会議を開いて破防法反対の闘争日程を決定した。それによると鉄鋼労連は、4月12日の第1波のときには抗議大会を、また4月18日の第2波のときには強力なストを決行することになっていた。室蘭労組は、鉄鋼労連の指令により第1波の4月12日には昼休みに職場大会を、そうして第2波の4月18日には正午から4時間、破防法反対ストを打ったのである。このストの準備過程で会社側は、正常な争議行為ではなく明らかに政治ストであるとの理由から、所長名で全組合員に対して就業命令を発すると同時に、職制機構を通じて切り崩し策動を行なった。こうした会社側の策動に対抗するため室蘭労組本部執行部が各支部長宛に出した指示は、50年代前半期における鉄鋼独占体の職場レベルにおける組合攻撃の手口を示す興味深い資料でもあるので、ここで紹介しておこう。

「 指 示

鉄鋼指令第1号に基づく4月18日正午よりの4時間ストの参加者に次の事項を徹底されたし。

- 1、今次ストに関して職制より業務命令が出され、業務命令に従わないものは就業規則違反で処罰するとか解雇するというようなことが強調されることが予測されるが、これは別議の通り『今次ストの合法性・正当性について』あるいは『責任の所在』について明確にしてある通りで、確信を以て指示通り行動すること。
- 2、今次ストに関しては、職制はスト防止のためにあらゆるデマ・脅迫を通じて切り崩しにかかるであろうから、次の事項を徹底させ、その対策に万全を期すること。
- 3、18日正午のサイレンを合図に、スト参加者は速やかに支部指定場所に集合し、支部長もしくは責任者の指揮の下に、元町病院前広場に12時30分までに集合のこと。
- 4、大会場までの行進の間は、列を乱したり単独行動をとることは今次ストの性格上嚴重に慎しみ、種々の挑発に乗らないよう注意し、トラブルが起きてもすべて指揮者の指示に従って行動すること。

(注) つぎの如き場合は不当労働行為が成立すること。

- (イ) スト責任追求を理由として解雇その他の不当取り扱いをした場合。
- (ロ) スパイ行為、威嚇的言動、ストの違法性の宣伝、幹部と一般組合員との離間工作、第二組合育成。

各々積極的に不当労働行為申し立ての準備を行なうこと。

- (イ) の場合、その理由を明確且つ詳細に。ただし、もしそれが口頭で行われた場合は、必ず文書にして相手に確認させること。それでも出来ぬときは数人で聞くこと。とくに役員全員でなく特定幹部に対して行われたときは、特定人を選んだ理由について明確にさせること。
- (ロ) の場合、次の場合は、それが何時何処で誰が誰に対してどのようなことをしたか、又は言ったか等を出来るだけ具体的に記録に止めて置くこと。

- 職制を通じ、或いは一部組合員を通じて組合の内情をスパイさせているふしがある場合。
- 組合役員或いは一組合員に対して『今次ストに参加すると責任を追求するぞ』『ためにならぬぞ』『首を切るぞ』等のことを言った場合。
- 組合員を集め公然と、或いは職制その他を通じてコソソリとストの違法性を宣伝した場合。
- 『今度のストは幹部が無理やりにひきつづけているのだ』『行き過ぎだ』『政治的変偏向だ』『アカだ』など幹部と一般組合員の離間的デマをふりまいている場合。
- スト反対者をとくに優遇し便宜を図ってやり、同一行動をとらせるような事実があった場合。』⁽⁶⁾

以上のような『指示』の内容を見てもわかるように、室蘭労組は、富士鉄独占体の職制ルートを

通じたスパイ工作や、「政治偏白だ」「アカだ」という決まり文句のアカ攻撃に対して、職場組合員の団結と盛り上がりによって依拠しつつ断固としてそれをはね返す力量を持つまで成長していたのであり、レッド・パージ攻撃に対して有効な反撃を組織しえなかった50年夏ごろの反共民同的体質から次第に脱脚しつつあったのである。もっとも、そうは言っても、この『指示』を下部へおろした当時の本部執行部のメンバー全員が、名実ともに上記の『指示』に見られるような、富士鉄独占体と対決して組合の階級的・民主的な体質強化をはかる階級的労働組合運動を推進する立場を堅持していたのか、という点になると、疑わしい状況がなかったわけではない。というのは、鉄鋼大手独占体が、「第2次合理化計画」を推進する過程で本腰を入れて鉄鋼労連の産業別統一闘争を粉碎する決意を固め弾圧に乗り出してきた57年秋闘および59年春闘、とくに室蘭労組が鋼管川鉄労組とともに主導的役割を果たした59年春闘のときに、闘う組合員大衆のエネルギーに依拠して闘争を指導し発展させるのではなくて、自分自身のイニシヤで始まった闘争が予想外に長期化することが明らかになった時点で、組合員不在の場で「コソリと」経営者と会って妥協リスト切り崩し策動という反階級的裏切り行為を行なった人物が、破防法決行当時、室蘭労組の書記長を勤めていたからである。

もち論、当時、室蘭労組の書記長をしていた花里泰明氏にしても、破防法反対スト決行時にはそれなりの階級的良心を持っていたのかも知れない。けれども、54年6月から翌55年1月にかけて闘われた日鋼室蘭の大争議のとき、鉄鋼労連本部書記長の要職についていた花里氏には、闘争が本格化する直前に組合員不在の場で日鋼経営者と「コソリ」会い、取り引きを図って失敗した前歴もあるのである。こうした形で反労働者の利敵行為を行ってきた典型的な労働官僚たる花里泰明氏に対して、現地室蘭にいて実質的な意味でトップリーダーとして59年春闘を指導し64年9月からはすでに地盤沈下傾向を見せていた全国鉄鋼社会党員党友協議会の期待を担って鉄鋼労連副委員長を勤めた若狭邦雄氏のような清廉な幹部を室蘭労組執行部に送り込んでいた富士室蘭社会党も、長い間、花里氏を党友として処遇してきたという事情もあって、その反労働者の利敵行為を組合員大衆の前に明らかにして階級的立場から徹底した批判を行なうといった原則的立場をとることなく安易な妥協を図ったのである。そのため本来ならば、少なくとも59年春闘終熄の時点で58年2月から勤めてきた組合長の座から放逐されて然るべき花里泰明氏に暗躍のチャンスを与え、65年8月まで組合長の座に居据わることを許してしまったのである。その間に花里氏は、組合長として長い間に培ってきた影響力をフルに利用しつつ、他の会社派幹部たちとともに富士鉄独占体の意を体して新しい右翼日和見主義的潮流を育成することに力を注ぎ、輝かしい闘いの伝統を持つ富士室蘭労組をば右傾化させることに成功する。そうして、室蘭労組をIMF・JC（「国際金属労連日本協議会」ともいう）加盟に賛成する体制内組合へと変質させていったのである。さらに見逃せない事実、破防法スト当時の副組合長2名のうちの1人は、当時、富士室蘭社会党の大幹部であった瀬戸川省二氏であったが、その瀬戸川氏にしてからが60年代に入ってから公然と労働者を裏切って会社側へ寝返りを打った人物だったということである。すなわち、瀬戸川省二氏は、初めは組合員の支持で射とめた市会議員のポストを大いに利用して富士鉄独占体による室蘭市政私物化の立て役者となり、最後には富士鉄独占体の支援を受けて市会議員の栄職に就く有様だったのである。富士室蘭社会党にとって致命的だったのは、こうした利権屋的人物が瀬戸川省二氏ひとりではなくて、多数いたことである。60年代に入ってから本格化する富士鉄独占体の「合理化」攻撃のなかで、富士室蘭社会党の持っていた弱点が次第に露呈するのである。

本稿の最初で紹介したところの「佐山労政」、すなわち共産党対策のため（左派）社会党を利用することを労政の基本とした富士鉄独占体の「佐山労政」は、見事に実を結ぶのである。「反独占」を建て前とする（左派）社会党内で、富士鉄独占体のつながりが全くなかった若狭邦雄氏の率いるグループが、党内では有力な存在であったことは間違いないとしても、多数を制する状況になかった事実からも、その巧みなやり口をうかがうことができよう。こうした「佐山労政」の時代に（左派）社会党員や党友の衣を纏っていたプチブル的な野心家達の反階級的役割についての具体的な分析は、疲らが恥じらいもなくその本質を公然とさらけ出す60年代前半期を対象とした論述のなかで本格的に取り上げることにして、ここでは党歴10数年で本部中執まで勤めた経歴を持つ旧富士室蘭社会党幹部の回想を紹介しておこう。なお、会社労政サイドの攻撃を配慮して文章のスタイルの一部変えて引用することを、お断わりしておく。

「＜前畧＞ 一番先きに左派らしい恰好をしながら、その実質は本当の意味で左派ではなかった。ということは、昭和20年代まで溯ってしまうんですが、あの時期には会社にしてみれば共産党対策が第1でしたんでしょ。昭和20年代というのは。なんだかんだと言っても、レッド・ページの前でもあとでも。＜中畧＞

室蘭でどうして（社会党一引用者）左派の要素が残っていたかという、共産党の勢力が強かったということが、片方と言えるかも知れません。共産党の勢力がかなり後まで強かったために、それを押さえるためには、一般的に今でも“左派”と呼ばれている連中を会社労政が利用せざるを得なかった。うんと右寄りでは、この共産党の勢力を押さえること、大衆に理解を求めることができなかった、という要素があったんです。それで“中段の構え”と言うのでしょうか。そういう形で一番活躍したのが、花里泰明なんです。共産党に対しては右だけれども、鉄鋼労連全体のなかでは考え方は一応左派だということで、花里が一番大きな力を発揮するわけです。

＜中畧＞

それともう1つは、室蘭のばあいには八幡、鋼管などと違って、社会党オンリーだったわけです。レッド・ページのあとは。その段階から会社労政とつながっているわけです。そうは言っても、社会党のなかには矛盾がありましたから、若狭邦雄さん達のように労政とつながらない社会党員もいるわけですけれども、それはあく迄も個人の良心であって、企業が期待を寄せたのは、社会党を徹底的に利用して共産党の征覇にかかるということです。こうしたことが10年位も続いたんですよ。だから10数年の歴史がある。これをいっぺんに崩すことができなかったつながり、それが一応八幡のばあいよりも長く“左派”の勢力を温存させた、という具合に見るべきだと思うんです。その点では、八幡のように小党分立みたいな形で色んな会派ができてゆく過程とは違いがあるわけです。＜後畧＞」。

以上の旧富士室蘭社会党幹部の回想のなかには、富士室蘭労働運動の右傾化とかかわりのある幾つかの重要な論点が含まれているが、その吟味は後に譲りたい。とに角、富士室蘭労組は、前述したように労働者にとって後で獅子身中の虫的存在へと転向する労働官僚が、三役の座を占めていたにもかかわらず、職場における組合員大衆の団結と盛り上がりによって本部役員を突き上げながら52年4月18日正午から4時間、破防法反対の政治ストを決行したのである。

翌53年2月に開催された鉄鋼労連臨時大会では、労闘ストや労闘統一行動への参加は、「労連発足以来の特筆すべき」闘争として「大きく評価」⁽⁷⁾されたのである。しかし、同時に鉄鋼労連本部も認めているように「本部の闘争指令は必ずしも守らなかったし」、「中心的な組合の不参加

で予期したほどの闘いとならなかった」⁽⁸⁾ことも、事実であった。大手組合のなかでストを決行したのは、富士室蘭を除くと神鋼（傘下の全労組ではなく、神戸・名古屋・高知の3労組が決行）のみであり、中小手組合のばあいでも、1,800名がストに参加した日鋼室蘭を除くと、日亜第三、村上鋼業、および土佐電気などの小手組合のみであった。

話しは前へ溯るけれども、破防法スト直後の4月24日に開催された室蘭労組第10回中央委員会には、ちょうど52年春季賃金闘争のオルグ交流のため来ていた釜石・広畑両労組代表も同席したが、その席上で高率のスト権を確立しながら破防法反対ストを決行しなかった両労組の態度に対して鋭く問いつめる声が中央委員のあいだから出されるという事態が、起こったのである。以下、その一部を紹介することにしよう。

「鉄鋼労連が指令を出しても、富士連合会のなかではやれぬ状態であったとか広畑はいわれたが、鉄鋼労連加盟の考え方はどうなのか。」

「幅のある指令というのが、室蘭では幅などという言葉は考えていない。それはどんな意味なのか。」

「鉄鋼労連決定を軽くみて今後も破防法ストのように足並みが乱れることが案じられる」⁽⁹⁾。

同じ日、東京で開催されていた富士連合会の連執委でも、室蘭代表から次のような要旨の緊急質問が出され、それをめぐって広畑や釜石などの代表と激しい論戦が交わされたという。すなわち、

「53年の賃金・退職金闘争に対する基本的態度の審議に入る前に室蘭として聞きたいことがある。鉄連指令による破防法反対ストについて各組合としてはやりにくい問題があったとは思いますが、指令どおりストに入っただけだ。51年の越年闘争後、清水書記長のあっせんまで今後の問題を話し合ったが、そのさい、労組としては組織命令系統についてはどうあるべきかが明らかにされた。今度の問題も同じ性格のものである。指令どおりやりにくかった事情はあったにしても、スト権を確立していながら、その通りに動かなかったことは、今後の賃金・退職金闘争でも同じことが起こらないという保障はない。この点が明確にならなければ審議に入れない」⁽¹⁰⁾。

この問題提起をめぐって当初はかなり激しいやりとりがあったというのが、結局、釜石も、広畑も室蘭労組の破防法反対スト決行について、「正しかったと思っている」（広畑）、「それなりに評価する」（釜石）という見解を表明し互いに了承することになった。しかし、その席上で釜石代表の述べた弁明は、「経済闘争と法規闘争をからませないとやらぬという方針が流れていたこともあって、法規のみではやれなかったのが実情である」⁽¹¹⁾ということであった。これは、たんに釜石労組のみでなく、破防法反対ストを打たなかった鉄鋼労連加盟の他労組の本音でもあったと考えてよい。

レーニンは、官庁統計を利用して1905年から1907年までの3年間に帝政ロシアで起こったストライキを分析した論文・『経済的ストライキと政治的ストライキ』のなかで、次のように述べている。

「＜前畧＞ この時代に経済的ストライキと政治的ストライキとの相互関係はどうなっていたか？

＜ 中 畧 ＞

したがって、政治的ストライキと経済的ストライキとは、互いに力の源となりながら、相互にささえあっているのである。ストライキのこの2つの形態に密接な結びつきがなければ、真に広範な、大衆的な—そのうえ全國民的意義をおびるような—運動はありえない。運動の初期には、

経済ストライキは、しばしば、おくれたものを目ざまし、やりおこし、運動を全般的にし、それをより高い段階にたかめていくという性質をもっている。

＜ 中 暑 ＞

運動の初期には、多くの労働者が経済的闘争をもっとも重要視したが、最大の高揚期には逆になった、ということである。だが経済的ストライキと政治的ストライキとの結びつきはつねに存在した。くりかえして言うが、この結びつきなしには、真に偉大な目的を実現する運動はありえない。

労働者階級は、政治的ストライキのさいには、全国民の先進的階級として行動する。プロレタリアートは、ブルジョア社会の諸階級のうちの1つとしての役割を演じるばかりではなく、主^{ヘイ}導者、すなわち指導者、先進者、首領の役割を演じるのである。運動のうちに現れる政治思想は全国民的性格をおびている。すなわち、全国の政治生活の基本的な、もっとも根ぶかい諸条件に触れているのである。政治的ストライキのこうした性格は、＜中暑＞ すべての階級のうちに、とくに、もちろん、住民のもっとも広範な、多人数からなる、民主主義的な諸層、農民その他のうちに、運動への関心と呼びおこした。

他方では、勤労者大衆は、経済的要求なしには、自分たちの状態を直接即座に改善することなしには、国の全般的な『進歩』を決して考えようとはしないであろう。大衆が運動にひきいられ、それに精力的に参加し、それを高く評価して、英雄的精神、自己犠牲、不屈さ、偉大な事業への献身を発揮するのは、働くものの経済状態が改善されるばあいにかぎる。＜中暑＞ 生活の改善を求めてたたかううちに、労働者階級は、同時に精神的にも、知的にも、政治的にもたかめられ、その偉大な解放目的を実現する能力を高めてゆくのである。

＜ 中 暑 ＞

われわれが経済的ストライキの時代に直面している、というのはまちがっている。まさにその逆である。われわれは、経済的ストライキの時代に直面しているだけではない。われわれは政治的ストライキの時代に直面しているのだ。＜下暑＞」⁽¹²⁾

上記のレーニンの論文のなかに示されているように、「おくれたものを目ざまし、やりおこし、運動を全般的にし、より高い段階にたかめていくという性質を持っている」経済的ストライキは、「生活条件の改善を求めてたたかううちに、労働者階級は、同時に、精神的にも、知的にも、政治的にもたかめられ、その偉大な解放目的を実現する能力を高めていく」過程のなかで、政治的ストライキと結びつくとともに、両者が「たがいに力の源となりながら相互にささえあって」「真に偉大な運動、偉大な目的を実現する運動」を発展させていくのである。上記の釜石労組の弁明に代表される政治スト回避論は、「働くものの経済状態が改善されるばあい」「発揮される」労働者階級の「英雄的精神、自己犠牲、不屈さ、偉大な事業への献身」を信ずることの出来ない労働者侮蔑論であり、また序章で紹介しておいたように、マルクスが第1インター第1回大会代議員への『指示』のなかで望みを託していた労働組合の使命、すなわち「労働組合の努力は狭い、利己的なものでは決してなく、ふみにじられた幾百万の大衆の解放を目的とするものだということを、一般の世人に納得させなければならない」という重要な使命を忘れ去った俗物的見解である、と言わねばならない。

こうした俗物的労働者蔑視論を克服することによって、52年春季賃金闘争の展開過程のなかで労働者が組織した統一闘争に積極的に参加し敢然として政治的ストライキを決行した富士室蘭労働者

の不屈の行動は、まさにレーニンが上記の論文のなかで指摘している「政治的ストライキのさいに」「演じる」^{ヘゲモン}「主導者、すなわち指導者、先進者、首領の役割」を、全国の鉄鋼労働者を代表して立派に果たしたと言ってよからう。そうして、労働に結集するわが国労働者階級の闘いは、4月11日、世界労連が労働宛に送った「国民の権利擁護の闘争に立ち上がろうとする諸君を支持する」とのメッセージによっても明かなように、労働者階級の国際的連帯と支援のもとで行われたのであった。富士室蘭労組の労働者のそれを含む労働の闘いを総括した次のような指摘は、上記のレーニンの論文に照らしてみても正当な評価であると考えてよい。すなわち、

「このようにして、労働者階級は、国民の民主主義的自由を守る闘いにおいて、指導的役割を果たすことを実践を通じて明らかにするとともに、平和と独立をめざす全国民の統一行動を著しく前進させたのである。労働者階級をはじめとする広汎な国民各層の反対をおしきって、7日4日には、破防法が、11日には労働法改悪案が、国会を通過成立したけれども、労働者階級の統一行動を中心に結集された国民の固い統一と団結の力が事実上この法律の適用を現在にいたるまで不可能にしてきたという事実を忘れてはならない。（金子健太「1952年における日本労働組合の戦争政策とファシズムに対する闘い」“World trade union movement” №4, 1953年, 邦訳『世界労働運動』53・3・25）⁽¹⁴⁾。

このような偉大な労働ストの成果は総評を中心とする労働戦線の統一を飛躍的に前進せしめた。

＜ 中 暑 ＞

7月22日から25日にかけて開かれた総評第3回大会は、＜中暑＞ 国際自由労連への一括加盟を179対42の圧倒的多数で否決した。それは同時に愛労運動への批判となって現われ、新しく採択された運動方針には、両条約の破棄、再軍備反対、弾圧法規の徹廃、最低賃金制などがかけられた。総評は結成当時の民同派幹部の結集体から、2カ年間の労働運動の質的な転換を反映して労働戦線の統一母胎へと一歩前進した⁽¹⁵⁾。

上記の引用文のなかで述べられている「2カ年間の労働運動の質的な転換を反映して」という指摘は、破防法反対の政治ストを打てるだけの力量を具えるに至った富士室蘭労組にも、そのまま当てはまることである。何故なら、室蘭労組は、51年春季賃金闘争から開始された鉄鋼労連の産業別統一闘争を推進するプロモーター的役割を果たすとともに、鉄鋼労連を鉄鋼「労働戦線の統一母胎へと一歩前進」させることに大きく功献したからである。

＜注＞

- (1) 日本労働組合総評議会編『総評十年史』、労働旬報社、1964年11月、287～291頁。
- (2) 姉齒三郎他『鉄鋼労働史』、1971年3月、188頁。
- (3) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、新日本製鉄室蘭労働組合、1976年1月、429頁。
- (4) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、新日本製鉄（富士）労働組合連合会、1974年4月、198頁。
- (5) 日本労働組合総評議会編『総評二十年史』、上巻、労働旬報社、
- (6) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、同上、202～203頁。『新日本製鉄室蘭労組三十年史』、同上、431～432頁。

なお、室蘭労組の歴史にとって画期的な意義を持つ破防法反対闘争の取り組みの過程で出された『指示』が、『富士製鉄労働運動史』のなかではその全文が収録されているのに対して、肝心なめの当事者が刊行した『新日本製鉄室蘭労組三十年史』のなかでは一部分しか収録されていないことに、読者の注意を喚起しておきたい。カットされている部分とは、当時、富士鉄独占体が行なった不当労働行為がいの組合への介入の事実である。同じ右翼的潮流に属していると言っても、前者の編集委員会責任者たる新沼

行新日鉄労連書記長と後者の編さん委員会責任者たる堀内清美室蘭労組書記次長とでは、人間的スケールの面でも、また理論的レベルの面でも格段の差があり、それが上記のような叙述の相違をもたらした1つの要因となったと考えられる。もち論、『富士製鉄労働運動史』が、ベテラン・姉齒三郎氏によって執筆されたという点からくる必然的なレベルの相違も、大きく影響したことは言うまでもない。

そもそも、当初の予定では『富士製鉄労働運動史』を手がけた姉齒三郎氏に、『新日鉄室蘭労組三十年史』の執筆を委嘱することに内定していたのである。ところが1974年夏の室蘭労組本部役選で執行部の入れ替えが行われ、右派は右派でも一定の筋は通すという気骨のある人物が殆んどなくなったことも影響して、姉齒三郎氏への執筆委嘱という前執行部の決定が破棄されてしまったのである。そうして社青同系から民社系会社派へと要領良く鞍替えした堀内清美書記次長が、組合史の編さん委員長になるとともに、長い運動のキャリアを持つ元組合役員の数氏が分担執筆することになったのである。それにしても、堀内清美氏のあまりにもひどい会社労政サイドとの癒着ぶりに対して、右派がポストを独占している本部執行部内でさえ批判的な見解を持つ中執が少なくないと言われている状況のもとで、すでに内定していた姉齒三郎氏への組合史執筆委嘱の方針を御破産にするとともに、年齢や力量からして決して適任とは思えない堀内清美氏が、組合史の編さん委員長に就任した背後には、それをバック・アップした会社労政の意向があったのではなかったか、と推測されるのである。というのは、もし『新日鉄室蘭労組三十年史』が組合結成以降の史実にあく迄も忠実な形で執筆されたらば、富士鉄（新日鉄）独占体がこんなにちまで室蘭製鉄所の労働者たちに加えてきた不当な抑圧や介入の数かずの明らかになる恐れが十分あったため、会社労政サイドの意向によって気心も知れ安心できる堀内清美書記次長を編さん委員長に就任させ、同氏に製鉄所労働部とのあいだの御目付役の連絡掛を勤めさせた可能性は、大いにあり得ることだからである。

執筆委員の過半数は右派系統の元幹部によって占められてはいたが、少数派である若狹邦雄氏、川島芳信氏という旧富士室蘭社会党の良心派幹部をも含めて、全員が富士・八幡の大型合併以前、そうしてこんなにち見られるような右派による組合執行機関の独占といった異常事態を迎える以前の時期に室蘭労組の幹部として活躍した人びとである。したがって、右派系統の執筆委員にしても、堀内清美氏に代表されるような“民社党系会社派”といった右派には異和感を持つ体質の人も含まれていたものであり、また、組合運動の高揚期にあたる50年代には、執筆メンバーの少数派である旧富士室蘭社会党幹部と一緒に富士鉄独占体と対決してきたキャリアの持ち主たちである。そのため、会社側にとって好ましくない内容の組合史が出来上がることを心配するだけの客観的条件は存在していたと考えてよいのである。少なくとも50年代には、次第に高まりを示してきた鉄鋼労連の組織する産業別統一闘争の先頭に立って闘い抜いてきた富士室蘭の組合運動の歴史それ自体は、いまま当時の闘争に参加した組合員が戦場に沢山いる以上、抹殺できる性質のものではない。したがって、所の労働部や、それと文字どおりぐるになっている右派グループが樹てた『三十年史』編さんの基本方針は、恐らく次のような内容のものだったと思われる。すなわち、運動の高揚期においても遂に完全に克服することができなかった室蘭労組の反共民同的・組合主義的欠陥をできるだけ大きくクローズ・アップして現在の反共組合主義路線へ引き寄せる方向で肯定的に評価する反面、50年代後半期の大闘争を支える原動力となった戦場レベルや支部レベルにおける労働運動の階級的民衆的潮流の活動を消極的・清算主義的に評価するとともに、富士鉄独占体の「合理化」攻撃と対決して67年ごろまで本部執行部の指導のもとに闘われた「合理化」反対闘争の敗北からくる挫折感をうまく利用して、これら全てを過去にあった運動路線の誤まりという具合に歪曲してしまうという筋書きである。こうした歴史的歪曲、つまり戦場組合員大衆の盛り上がりによって闘われてきた室蘭労組の闘いの歴史のうち、消極面だけを大きくクローズ・アップするという犯罪的とも言える歪曲によって、『新日鉄室蘭労組三十年史』を新日鉄（富士鉄）独占体や組合主義者集団の御用幹部に都合のよい内容のものにしたいというのが、切なる願いであつたろうと思われる。

編さん委員長となった堀内清美氏は、会社労政サイドの信任が厚いだけがあり得る人物であり、また社青同の後押しで青年部長に就任したという過去のいきさつもあって、同氏に対して執筆メンバーに加わっていた旧富士室蘭社会党良心派の大先輩を押えて上記のような編さん方針を貫徹することは、とてもできない相談だった。こうした点からして、堀内氏の主要な任務は、会社労政サイドとの連絡用務であったと推測される。したがって、堀内清美編さん委員長というのは、あく迄も建て前にすぎず、実質的な意味

で委員長の任務を果たすと同時に、編さん作業をリードしたのは、室蘭労組の創立期に青年部長を勤め元副組合長のキャリアを持つ新谷和多留氏であったと見られる。だが、新谷氏が、元副組合長であっても、年満のため現在は会社の幹線で視清建設（株）に席を置いている身である以上、書記長、副組合長を勤めたキャリアを持つ現役組合員の若狭邦雄氏や川島芳信氏を差し置いて新谷氏を編さん委員長とするわけにはいかなかったのである。こうした事情があったため、書記次長の堀内氏が編さん委員長を勤めるという形で編さん作業が進められることになったと思われる。新谷和多留氏が実質的責任者であった何よりの証拠は、『新日鉄室蘭労組三十年史』の「はしがき」を書いているのが堀内氏ではなく新谷氏であることである。しかも新谷和多留氏は、そのなかで『三十年史』の刊行にいたるまでの苦労話とともに、執筆委員の書いた原稿を枚数上の制約から自分が大幅に削除した旨を明らかにしているのである。新谷和多留氏が、どんな尺度で原稿の大幅な削除を行なったのか、その具体的内容を指摘しなくても想像がつくと言うものである。

けれども、前述したような富士鉄独占体や会社派幹部の期待を担って登場した新谷和多留氏の努力にも、大きな限界があったのである。というのは、組合結成以来の20数年間、戦場組合員大衆の多種多様な形態での結集と団結の力に依拠しつつ富士鉄（新日鉄）独占体の専制的支配に抗してきた室蘭労組の闘いの歩みそれ自体は、数千の労働者が参加してきた毅然たる歴史的事実として千鈞の重みがあったため、枚数上の制約を口実にした編さん過程での意図的、人為的な改悪・編さんの作業は、一定の段階で壁に突き当たらざるを得なかったからである。そのため出来上がった『新日鉄室蘭労組三十年史』は、組合史として当然取り上げて然るべき重要な出来事のカットや意図的な歪曲が見受けられるという難点を含んだものではあったが、富士室蘭労働者の示した「英雄的精神、自己犠牲、不屈さ、偉大な事業への献身」（レーニン）とともに、「ふみにじられた幾百万の大衆の解放を目標と」しつつ「賃金制度の大衆の廃止のためのこととして」（マルクス）の階級的、民主的な労働組合の構築と前進という歴史的事実をば、読みとることのできる文献として刊行されざるを得なかったのである。もちろん、富士鉄独占体の意を受けた堀内清美氏のような人に代表されるレベルの御用幹部によって折角の原稿が改ざん・改悪されたと思われる箇所は多々あり、それが『富士製鉄労働運動史』に比して資料的価値を損う一因となっていることは、否定できない事実である。しかし、そうした弱点は、『新日鉄室蘭労組三十年史』に限らず、右翼日和見主義的潮流が組合諸機関を占拠している民間大手組合の刊行する組合史に広く認められる欠陥なのである。このことについて筆者は、すでに鋼管連合会傘下の組合史を事例として本文のなかで検討を加えているし、また別の機会に発表した論稿のなかでも取り上げているので、ここでは省略することにした。ただ、ひとしく日和見主義的潮流と言ってもピンからキリまであって、「残念」ながら新日鉄室蘭のそれは、「キリ」に分類せざるを得ない理論的レベルの全く低い右派グループであるという事実だけを指摘しておく。

- (7) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』、同上、189頁。
- (8) 姉齒三郎他、同上、188頁。
- (9) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、432頁。
- (10) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、同上、203頁。『新日鉄室蘭労組三十年史』433頁。
- (11) 姉齒三郎、同上、204頁。『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、433頁。
- (12) レーニン『経済的ストライキと政治的ストライキ』大月書店、全集版、77～88頁。
- (13) 大河内一男、大友福夫他『戦後労働運動史』、古島敏雄編『日本資本主義講座第7巻―労働者と農民』岩波書店、233頁。
- (14) “World trade union movement”は、いうまでもなく世界労連の機関誌であり、1965年3月号までは世界労連日本出版会から、それ以降は世界労連東京事務所から邦訳が刊行されている。なお、1965年春の時点で顕在化し現在まで尾を引いて世界労連書記局と世界労連日本出版会との間の不正常な関係は、当時の世界労連書記局のなかにあった、いわゆる「フルンチヨフ修正主義」の影響とともに、当時のわが国労働戦線のなかにあった「左翼」日和見主義・毛沢東思想、（あるいは部分的には金日成思想）の影響との2つの側面から正しい総括がなされなければならない。「フルンチヨフ修正主義」の影響のみを一方的に取り上げる俗論についての反論は、1970年代の後半期の現時点

ではあまり理論的な意義を持たないことなので省略したい。ただ、60年代の前半期まで「左翼」日和見主義思想を持ち上げてたつぷりと印税を稼いできた人達のなかには、毛沢東思想の影響のもとでおかした64春闘時における誤りを反省することなく、わが国労働運動の階級的前進にとって有害な論議をしている人物も見受けられるが、それについては他の機会に論駁したい。

3 52年春季賃金闘争と富士室蘭の民同「左派」幹部の動揺

(1) 52年春季賃金闘争と富士室蘭労組の闘い

52年4月の破防法反対ストより前へ逆戻りすることになるが、以下では52年春季賃金闘争について考察することにしよう。ところで、室蘭労組の闘いについての具体的説明に入る前に、ふれておきたいことがある。それは、52年春季闘争に備えて前年の冬に鉄鋼労連本部が発表した『賃金改善の基本方針要綱』に関してである。この『要綱』は、52年2月下旬の総評幹事会で承認され6月下旬の総評大会で決定された『総評賃金綱領』の粗稿とも言うべき性格のものであったため、当然のことながらその後の賃金闘争に大きな影響を及ぼすことになった。斉藤一郎氏は、その著作のなかで「あやまりにあやまりをかさねてきた戦後の賃金闘争は、これによってはじめて階級闘争として組織することのできるカギが与えられることになった」と高く評価するとともに、その理由を次のように延べている。

「総評事務局長高野実は、この理論生計費によってベース賃金を要求することを考えていた。このとき鉄鋼労連は『賃金改善の基本方針要綱』を発表した。鉄鋼労連はこのなかで、日本の資本主義構造そのものが、低賃金の基礎のうえにくみたてられていることを指摘し、さらに半封建的な歴大の零細農業と農村における巨大な過剰人口のうえに、その搾取を、無制限に拡大しているだけでなく、近代的な労働市場を形成させない家内労働や苦汗労働の基礎をなしていることを明らかにした。そして日本の資本主義が外国資本からうける搾取を、労働者に転嫁しうる条件を、無制限につくりだしていると断定した。この鉄鋼労連の要綱試案は、日本資本主義の基礎構造としての低賃金の本質をあきらかにしながら、健康にして、文化的な生活を保障するにたる賃金、国際水準なみの近代的賃金を要求し、闘争の方向を、かかる賃金を基礎とする日本経済の構造的変革においたのである。そしてそれを解決するための第1段階として、さしあたり戦前復帰2万5000円をうちだしながら、賃金要求を徹底的な大衆討議によって決定すること、この大衆討議は大衆行動の出発点であるだけでなく、大衆行動そのものであることを明らかにした。そしてその大衆討議によって決められる賃金が、いかにひかえめのものであるかをしめすために、その賃金要求のマーケット・バスケットをくむことを提唱したのである。

鉄鋼労連は自分で提起したこの『要綱』を、自分の組織の方針としてきめることはできなかった。しかし、それはまもなく総評の賃金綱領およびその解説となった(2月20日)。〈中略〉この賃金綱領がだされたことは、重要な意味を持つものであった。賃金綱領は日本の低賃金構造変革の基本テーゼであったからである。〈中略〉賃金綱領とその解説は、賃金闘争と最低賃金制の闘争をハッキリと区別し、そのうえで結合した。〈中略〉それは何よりも、階級闘争とし

ての賃金闘争の基本的なあり方をしめすテーゼであり、労働運動の基本法則であった。なぜなればそれは民同の請負闘争を否定し、民同の手から、組合を奪還するための手段を大衆に与えるものであったからである。〈中畧〉

賃金綱領は総評の賃金綱領として発表されたものであり、改良主義的組合幹部と妥協している。そのために、〈中畧〉それ（戦後の餓餓賃金—引用者）がアメリカの軍事占領と植民地的従属化の全政策と結びついている点があきらかにされていないという欠陥はある。しかし、それにもかかわらず、これは歴史的な文書であった」⁽¹⁾。

上記の引用文のなかにも示されているように、60年ごろまではマルクス経済学の立場からわが国労働陣営に貴重な貢献をしてきた千葉利雄現鉄鋼労連書記次長の手になる『賃金改善の基本方針要綱』は、当時の状況のものでは止む得なかったと言える部分的な誤まり、すなわち、戦後の農地改革の歴史的意義に関する山田盛太郎教授の貴重な研究成果を無視して、当時の前衛党のとっていた半封建的土地所有の残存といった誤りの影響が一部に見受けられるとしても、斉藤一郎氏の評価は、大筋として賛同出来るものである。なお、上記の引用と関係があるので、ひと言だけ付け加えると、総評の『賃金綱領解説』を執筆したのは、当時、鉄鋼労連の嘱託をしていた永野順造氏であり、その要約版である『賃金綱領』を執筆したのは、当時、総評調査部に籍を置いていた高野実直系の高島喜久男氏（現東京経済大学）と鉄鋼労連調査部にいた千葉利雄氏だったのである。したがって、総評の『賃金綱領』の策定に当たって、専従の千葉利雄氏と嘱託の永野順造氏を擁する鉄鋼労連本部書記局は、名実ともに指導的役割を果たしたことになる。

ところで、鉄鋼労連は、51年12月下旬に賃金対策委員会を開いて討議した結果、52年春季闘争においてマーケット・バスケット方式を採用して賃上げ要求をすることを決定した。この決定に基づいて鉄鋼労連本部では直ちにマーケット・バスケットの算出作業に入り、翌52年1月、5人世帯の必要生計費が手取り71,616円となることを公表するとともに、「現在の力関係の評価に立った要求金額、手取り15,730円（3人世帯、税込18,500円）」⁽²⁾という圧縮生計費をも算出して、これを52年春季賃金闘争における賃上げ目標額とする方針を打ち出したのである。具体的な要求金額でいくと「3,000円アップ、20%増し」⁽³⁾の要求である。鉄鋼労連本部が、「健康にして文化的な生活を保障するにたる」必要生計費と、「現在の力関係の評価に立った」圧縮生計費の2種類を算出したねらいは、斉藤一郎氏が指摘した通り「賃金要求を徹底的な大衆討議によって決定すること」、「そしてその大衆討議によって決められる賃金が、いかにひかえめなものであることをしめすために、」組合員のまえに提示することであった。しかし、斉藤一郎氏によって「民同の請負闘争を否定し、民同の手から、組合を奪還するための手段を大衆に与えるもの」と性格づけられたマーケット・バスケット方式による賃金要求案は、千葉利雄氏をはじめとした本部書記局員の努力にもかかわらず、少数意見として退けられたのである。すなわち、鉄鋼労連は、52年2月19日から22日までの3日間、中央闘争委員会と対策委員会の合同会議を招集して本部原案の検討を行なったが、その結果、マーケット・バスケット方式（いわゆるマ・バ方式）は「実情に合わない」と反対されたばかりでなく、20%増の賃金要求ににも異論が多く、本部原案は棚上げされたのである。マ・バ方式を大手組合のなかで積極的に支持したのは、長牛正書記次長（富士室蘭）と若狭邦雄中執（富士室蘭）を労連役員として送り出していた富士連合会だけであった。こうして、反対に回った八幡労組でさえも、「当時の鉄鋼労連が、清水慎三書記長を中心として戦後労働運動史上において画期的なマ・バ方式による賃上げを提唱したことは特筆するべきものがあった。」⁽⁴⁾と高い評価を与えている『賃

金改善の基本方針要綱』に基づく52年春季賃金闘争本部原案は、陽の目を見ることなく葬り去られてしまったのである⁽⁵⁾。

室蘭労組は、52年2月2日に中央委員会を開催し、執行部から「マーケット・バスケット方式を勝ち取るため、鉄鋼労連の方針のもとに、要求案を作成し、3月下旬に会社へ提出したい」との闘争方針が提案され、「鉄鋼労連の圧縮生計費では少なすぎるのではないか」⁽⁶⁾という意見も出されたが、最終的には執行部原案が承認された。ところが、上記の鉄鋼労連の会議で出された大手各労組の「金額にして3,000円、率にして20%」という原案に対して、八幡は7.8%アップの1,200円、鋼管は定昇を含み約10%アップの1,670円と低く、富士だけが20%アップでマーケット・バスケット方式を支持したのである。このように、鉄鋼労連本部原案に対してさえ、「低すぎるのではないか」という批判が出された室蘭労組中央委員会の討議状況と比較すると、上記のような鉄鋼労連の会議の状況は、まさに雲泥の差と言うべき有様であった。破防法反対ストを大部分の労組がサポーターにした事実によっても示されているように、反共御用幹部は、一貫大手組合をはじめ各組合の諸機関を占拠し、依然として根強い力を保持していたのである。富士室蘭、鋼管川鉄など若干の例外を除き、傘下の各労組よりも鉄鋼労連本部の方が、清水慎三、斉藤徳次、横山進、千葉利雄などの有能な書記局員を擁して、職場組合員大衆の要求を運動のなかに反映すべく努力していたと言ってよい。当時の鉄鋼労連書記長（52年3月25日から第2期執行部の副委員長）清水慎三氏が、61年秋に刊行した著書のなかで指摘している次のような事態は、富士室蘭労組には当てはまるとしても、鋼管川鉄労組を除く他の大手組合の大部分にはまだ当てはまるところまで至っていなかったのである。

「新風を呼びおこして（当時の社会党へ引用者）入党したこれら労組幹部の多くは左派を支援した。そして民同派内部の勢力関係が右派から左派に移行し、若い行動的な幹部たちがその所属する全国単産で大きな発言権を握るにつれて社会党左翼化の強力な推進力に成長した。その上り坂のなかでもっとも大きな役割を果たしたのがサンフランシスコ条約に対する反対闘争であり、左右分裂をものともせず幹部をつき上げ、さらに左派社会党を躍進せしめたあの数カ年の動きであった。民同の歴史で言えば第1次労働者同志会時代（51年7月の結成期から53年12月ごろまで引用者）のころであった」⁽⁷⁾。

2月21、22日に開催された鉄鋼労連の中央委員会では、本部原案の3,000円、20%アップを支持する平炉、単圧、および鋳鍛鋼など、他の3グループ労組からのつき上げもあって、大手一貫グループの賃上げ要求額は、2,000円以上のアップと決定されたけれども、そのなかには定昇分を含むという妥協案だった。3月25日の鉄鋼労連第3回大会に提出された経過報告資料を見ると、「一貫を除く他の3グループ共、一貫グループの決定を無視して本部案を要求する事は困難であるから根本的に考え方を考えねばならぬ。唯、『2,000円以上のアップ』の『以上』に期待することとした。」⁽⁸⁾と、この間の事情を微妙な言い回しで説明しているのである。そうして、いざ蓋を開けて見ると、大手労組の賃上げ要求額は、八幡が約1,630円アップ、富士が2,400円アップ（業績手当100円含む）、鋼管が2,200円アップ（定昇500円含む）、それから当時は一貫グループでなく平炉グループに属していた住友（当時の名称は「扶桑」）が2,000円アップ、神鋼が約2,155円アップという具合に、大手労組間の差幅が大きくバラバラな金額であった。そのため統一闘争を組むことが事実上不可能な状態となり、いかにして大手労組間の共闘態勢を推進してゆくかが、差し迫った課題となった。

富士連合会をはじめとした鉄鋼労連傘下の各労組は、3月下旬までに要求書を提出した。ところが、4月5日の回答指定日になっても会社回答がなく、富士鉄のばあいには再度求めた回答期限の最終日に当たる24日になって不況を理由とする「ゼロ回答」を出してきた。この「ゼロ回答」は、たんに富士鉄独占体だけではなく、八幡、鋼管を含む殆ど鉄鋼各社が共通して出した回答内容であった。

こうした情勢のもとで鉄鋼労連は、4月末に名古屋で代表者会議を開き、5月末までに闘争態勢を確立するとともに、労闘の第3次ストに合わせ賃金闘争を進めてゆくことを決定した。富士連合会の各労組も、この方針に基づいて5月14日、スト権を確立して所側に対して一斉に闘争宣言を手交した。鉄鋼労連は、さらに5月25日から3日間、一貫・平炉の合同会議を招集して協議した結果、八幡、富士、鋼管の一貫3社と住友、神鋼の平炉2社の5労組が、6月3日に24時間ストライキに突入する闘争戦術を決定、直ちにスト指令が発せられた。ところが、鋼管連合会がまたもやスト予定日前日の6月2日になって、傘下の川鉄労組の反対を押し切って6月3日のスト回避を決定し、神鋼もまた同じ動きを見せた。このため富士連合会は、2日の夜、急拠連軌闘を招集して協議することになった。この会議には鉄鋼労連本部の清水慎三副委員長と萩原隆雄書記次長も参加し、両氏から八幡とともにストに入るよう要請を受けた。しかし、この要請に応じてスト決行を主張したのは室蘭だけで、他の3労組代表は富士の単独ストになる可能性が大きいとの判断から延期を主張、結局、採決により7対3でスト延期を決定したのである。⁽⁹⁾ところが、連軌闘多数派がスト回避と判断した八幡は、予定どおり3日正午より24時間ストに突入したのである。

一方室蘭労組では、3日の午前6時半に連軌闘からスト中止の電報が入ったため、執行部の責任で直ちにスト中止の緊急措置をとるとともに、第4回中央闘争委員会を招集した。この中闘では瀬戸川省二副組合長から中止に至った中央情勢の報告があり、次いで執行部のとった緊急措置について中央闘争委員会の承認を求めた。これに対して闘争委員から、「闘う態勢は富士労連にある。会社が賃上げの回答さえみせぬ時に、鋼管に左右されてストを中止すること自体納得できぬ。富士労連不信任だ」、「このスト中止は事後承認にすぎぬ。時間的な問題もあったろうが、中闘の討議のなかからスト中止を出していただきたかった」、「時間がないことを口実にスト中止の措置を迅速に行なったことは、大きな裏切りを感じたと思う。広畑や釜石の組合員にも訴え、労働者の団結と組織の対策を緊急に連合会で掘り下げてほしい」等々の批判が出されたが、結局は執行部のとったスト中止の緊急措置を止むなく了承することになった。しかし、八幡の単独スト決行という新事態が発生したため、翌々日の6月5日に再度中央闘争委員会が招集された。会議の冒頭に瀬戸川省二副組合長から八幡の単独スト決定を契機として起こった情勢変化とかかわって、「釜石現地では代表不信任の声もある模様、川崎もやる意志があり、広畑は不明だが、他がやればやらざるを得ないと思う。」との執行部の情勢報告がなされるとともに、「今後の方針としては、10日か11、2日ごろを想定し、主要生産部門の無期限、または長期時限ストをも考えてゆきたい」との闘争方針が提案され、中闘で論議した結果、6月7日に開催する組合大会に闘争方針を図ることに決定した。7日の大会では、上記の闘争方針とともにスト賃金対策についての執行部原案が提案されたが、代議員から「たとえ釜石、広畑が立たなくとも室蘭単独でも闘うという決意を持たなくては闘争はできない」という積極論や、また、落成式の終わったばかりの「組合会館を担保に入れても頑張れ」という激励の発言など、補強意見が続き、スト決行を基調とする方針案を可決した。こうして室蘭労組は、再び闘争態勢を整え、ストライキをもって富士鉄独占体のゼロ回答を打破すべく立ち上が

ったのである。⁽¹⁰⁾

室蘭労組が臨時大会を開催して闘争方針を採択した同じ6月7日、予定どおり6月3日に第1波ストを打った八幡労組では、第4回中央闘争委員会が招集され、その席上、執行部から強力な単独闘争を組んで膠着した現状を打破するため、「当面の方針」として「3社共闘の線が坐折した現状において、共闘による強い闘いは期待できない。従って単独でストを行う決意を持って闘って行く」とする「基本的態度」を提起するとともに、こうした厳しい現状認識のうえに立って「第2波当初は部分波状を」、それから「全面と部分波状とを交錯していく」長期スト戦術を行使する闘争方針案の提案説明があり、この本部原案を絶対多数で可決したのである。八幡執行部は、この中間決定にもとづいて直ちに「6月10日始業時より無期限ストライキに突入する」旨の通告文を会社側に手交した。そうして、6月10日始業時を期して1,610名のストマンによる本事務所ストが決行されたのである。⁽¹¹⁾なお、第1波ストを見送った大手組合のひとつである神鋼も、闘争態勢を建て直して、この6月7日始業時より24時間ストに突入した。

こうした情勢のもとで富士連合会は、6月9日に連執闘を開き、室蘭、釜石、広畑は13日以降、川崎は14日以降より無期限ストに突入することを決定した。連合会の「強硬な態度をみた会社側は」、10日、組合側の賃上げ要求に対して一時金および退職金の回答を示して問題をすり替えるという姑息な手段を弄し組合側の出鼻を挫こうとした。けれども、連合会は、「一時金では妥協しない」との連執闘決定に従って翌11日、13日からストに突入する旨を会社側へ通告した。しかし、連合会の単組のなかには富士鉄独占体の分裂策動にのせられる動きも現われ、11日夜には釜石の中間から団交再開の要請が、また翌12日には広畑代表からスト延期の提案と単独交渉承認の要請が連中闘に出されたが、いずれも否決された。だが、結局のところ広畑はストを回避、決定どおり13日に全面24時間ストに突入したのは、室蘭と釜石だけであった。両労組とも14日から指令どおり主要生産部門のストに切り替え16日までストを続行した。また、14日からストに突入することになった川崎は、広畑のスト中止により一時動揺したが、室蘭、釜石両労組のスト決行に力づけられて、16日正午より全面24時間ストに突入した。⁽¹²⁾

ところで、52年春季賃金闘争の先陣をきった八幡労組は、12日までの本事務所ストに続いて13日始業時から軌条工場のストを予定していたが、会社側が突然ロック・アウト戦術を行使してきたため、予定していた軌条工場ストの一時中止を余儀なくされたのである。この対抗策のため八幡労組執行部は、翌14日急ぎで中央闘争委員会を招集し、その席上、「既定方針で強力な反撃に転ずる」具体的な戦術を示した闘争方針を提案した。この提案をめぐって「かってない白熱的な論戦」が展開されたが、結果的には会社派の策動により、20票の僅差（当時の中間委員は330数名）をもって否決され、「賞与闘争へ移行せよ」との緊急動議が可決されたのである。⁽¹³⁾

(2) 八幡労組の戦術転換と室蘭労組ボス幹部の闘争打ち切り策動

この八幡労組の戦術転換は、スト決行中の富士連合会に大きな衝撃を与えた。そうして、これまで同連合会のなかで一貫して牽引車の役割を果たしてきた室蘭労組執行部の間にも動揺が起こり、「戦術転換の空気がただよい」はじめたのである。⁽¹⁴⁾そうして、瀬戸川省二副組合長や花里泰明書記長などの室蘭三役は、鉄鋼労連の書記次長から書記長のポストに就いた長牛正（室蘭労組出身）

氏や副委員長の清水慎三氏などと連絡をとったばかりでなく、釜石労組副組合長の大手善栄氏までも仲間に入れて、スト中止・中労委斡旋申請によって事態の収拾をはかる相談を始めたのである。6月16日、室蘭労組執行部は中央闘争委員会を招集し、会議の冒頭に瀬戸川省二副組合長から「闘争のこう着状態を打破するため、闘う余力を残して中央委に斡旋を依頼」し、ストライキを中止するという執行部の戦術転換提案についての説明がなされた。この提案をめぐる左派、中間派、右派の中間委員のあいだで論戦が展開されたが、最終的には執行部提案を支持する中間委員多数派が数の力で採決を迫り、職場組合員の闘争続行の声を代表して釜石、川崎の労働者とともにストを続行して闘い抜くことを主張する統一左派系闘争委員の反対意見を押えて執行部提案が可決された。この室蘭労組の中間決定は、直ちに東京で開催中の連執闘に報告された。

同日午後、東京で開催された連執闘では、室蘭労組の花里泰明書記長が、上記の室蘭の執行部の方針にそって以下のような事態収拾方策を提案したのである。すなわち、

「八幡にいった清水氏から電報もあり、また室蘭現地からも要請があったので、ここで連執闘に対して提案をしたい。本日鉄連の長牛、釜石の大手両氏とともに中労委の中西氏と面談し現状を話したが、このままの形でいけば、各現地組合員の盛り上がりで血みどろの闘いにまで押すすむおそれがある。そこで闘う余力のあるうちに、また組合員が中労委の斡旋が不満足な場合それをけってでも闘うという今の時期に、中労委へ斡旋依頼することを提案する。中労委に対しても下部の盛り上がりを強く伝えていきたい。」⁽¹⁵⁾

これに対して室蘭とともにストを打っていた釜石労組の代表は、18日から20日にかけて事務部門のスト決行を予定していることを明らかにした。ここで注目されるのは、はじめからストを見送り事実上闘争を放棄していた広畑労組は論外としても、この連執闘の席上でスト中止・中労委への斡旋依頼を提案したのが6月11日の夜に「10日の事態（会社回答一引用者）は新事態として団交を持ってくれ」との要請を現地中闘名で連中闘あてに寄せてきた釜石労組でも、また広畑のスト中止の影響を受けてスト突入の日程を2日遅らせた川崎労組でもなくて、6月3日の第1波統一ストの回避にも強硬に反対し6月7日の組合大会で「主要部門の無期限または長期限スト」決行の方針を決議していた室蘭労組であったことである。もっとも、室蘭が連執闘で戦術転換を提起したといっても、上記の花里泰明室蘭労組書記長の提案理由説明のなかでもふれられているように、釜石の大手善栄副組合長や、鉄鋼労連本部の清水慎三副委員長、長牛正書記長などと協議したうえでの戦術転換案だったのである。しかし、現地組合員にとって何とも納得し兼ねたのは、室蘭労組幹部の事態収拾工作に参画したメンバーのなかに大手善栄釜石労働組合副組合長が含まれていたことである。何故ならば、釜石労組の副組合長を勤めていた大手善栄氏は、富士連合会の初代書記長を勤めた人物であるけれども、共産党からの転向者として富士鉄独占体の労政サイドと太いパイプでつながっていた人である。そうして、同氏が清水慎三氏を押し退けて鉄鋼労連の初代書記長のポストをねらって策動したときに、富士連合会のなかで最も強く反対したのが、他ならぬ室蘭労組の社会党系幹部たちだったからである。

1970年8月、旧富士室蘭社会党良心派のトップ・リーダーだった若狭邦雄氏（鉄鋼労連第1期執行部の中執、第12期執行部の副委員長、室蘭労組の中執、書記長、副組合長などを歴任し、富士鉄・新日鉄独占体の軍門に降ることなく現在に至る）は、鉄鋼労連結成時点における大手善栄氏の野望について、次のように語っている。

「鉄鋼労連が結成されたとき、清水慎三氏が初代書記長に就任しますが、その前に彼を書記

長にするかどうかということで内部ではかなり揉めたわけです。釜石からは、三田村学校と深いつながりのあった黒幕的存在のK氏（のち業務部課長に昇進）あたりのところから、大手善栄副組合長を推す動きが出てきたんです。それに対して、室蘭の方では、そのころは室蘭は社会党の天下でしたから、釜石がそんな右を出すんなら、けしからんから我々のほうは長牛を出すということで一長牛は社会党員でしたから、長牛さんを出した。書記局次長だったでしょうか。そういう経過があったんです。」

だから、瀬戸川省二副組合長のような富士室蘭社会党の幹部とその党友であった花里泰明書記長が、鉄鋼労連本部の清水慎三副委員長や長牛正書記長に相談を持ちかけたのは理解できるとしても、釜石の大手善栄副組合長のような札付き分子までメンバーに加えたことは、全く解せない話だったのである。当時、室蘭労組の組合員は、連執闘における花里室蘭書記長の提案説明のなかにもあるように、13日以降のスト決行によって、「このままの形でいけば、各現地組合員の盛り上がりで血みどろの闘いにまで押しすすむおそれがある」と言わせるほどの盛り上がりを示していたし、釜石労組のばあいも同様であった。とくに室蘭の組合員のばあい、前述したように4月18日の破防法反対の政治的ストライキを打った直後であったため、その体験を通じて「労働者階級の完全な解放という広大な目的のために、〈中略〉ふみにじられた幾百万の大衆の解放を目的とする」（マルクス『個々の問題についての暫定中央評議会代議員への指示』）「その偉大な解放目的を実現する能力を高め」（レーニン『経済的ストライキと政治的ストライキ』）つつあった重要な時期に当たっていたのである。こうした意味を持っていた組合員の大衆的な盛り上がりを前にして、本来ならば「民主主義のための先進闘士としての労働者階級」に対して「もっとも広範な政治的扇動を行なうこと、したがってまた全面的な政治的暴露を組織すること」（レーニン『なにをなすべきか』）⁽¹⁶⁾のできる絶好のチャンスと考えて、「労働者階級の政治的教育に、その政治意識を発達させることに、積極的にとりかかかなければならない」⁽¹⁷⁾（レーニン『なにをなすべきか』）はずの富士室蘭の左派社会党員が、とくに組合執行部の責任あるポストにいた左派社会党員が組合運動の社会的高揚を前にして動揺した揚げ句、こともあろうに富士鉄独占体の札付き分子として広く知られていた釜石労組副組合長大手善栄氏のような御用幹部と一緒にスト中止のために中労委への働きかけを行ない、折角盛り上がっていた組合運動の大衆の高揚を圧殺する暴挙に出たのである。当時、富士室蘭社会党に潜入していた瀬戸川省二副組合長や、もっとも信頼できる党友として優遇されていた花里泰明書記長が、結局のところどんな人物であったか、ということについては、すでに説明した通りである。若狭邦雄氏や川島芳信氏のような良心的活動家を擁していた富士室蘭社会党が、右派の御用幹部と結んで闘争圧殺の暴挙に出た主たる要因は、上記の両氏のような寝技師を党や組合の幹部として処遇していた無原則的な党運営と党員メンバーの理論水準の低さにあったと考えてよい。当時、富士室蘭社会党の人びとが学ぶ必要があったのは、レーニンが1913年に執筆した論文『革命的ストライキと街灯デモンストレーションの発展』のなかで述べている次のような指摘である。

「もしもストライキが労働者を消耗させるならば、— ある者には休養をあたえながら、そして休憩をすました勢力、あるいは『新鮮な』勢力を闘いに立ち上がらせながら、ストライキを交互におこなわなければならない。ときにはデモンストレーションをもってストライキにかえなければならない。しかしもっとも主要なことは、—ストライキ、集会、デモンストレーションが切れ目なくおこなわれることであり、全農民と全兵士が労働者の頑強な闘争を知ることであり、

農村がもっともへんびな農村ですら、都市が不隠であること、『身うち』のものが奮起したこと、彼らが必死でたたかっていること、彼らがよりよい生活をめざして、より高い賃金をめざして、権力の無法と専横の廃止をめざして、地主の土地の農民への引きわたしをめざして、地主的君主制の打倒をめざして（「サンフランシスコ体制の打破をめざして、日本の真の独立をめざして」と読み替えよー引用者）たたかっていることを知ることである。〈後巻〉⁽¹⁸⁾。

レーニンは、この論文の最後でブルジョア「自由主義者の奴僕である」解党派メンシェビキを批判して、「彼ら（メンシェビキ引用者）は、ストライキが農民を目ざめさせ、彼らを蜂起に導き、大衆のなかに革命的扇動を發展させ、兵士を目ざめさせるであろうとか、ストライキから（それが消耗させるかぎり）街頭デモンストレーションにうつらなければならないということについては、考えることさえしない」⁽¹⁹⁾と述べているのである。マルクス・レーニン主義の立場にたつ社会主義者が第一に重視しなければならないことは、上記の引用のなかで強調されている体制変革の武器としてのストライキの役割、すなわち農民や勤労市民などの大衆を「目ざめさせ」「民主主義のための先進闘士としての労働者階級」のまわりに結集させる契機となり得るストライキの役割を正しく理解することである。もち論、組合員の力量を考慮せずに、ただ闇雲に長期ストの続行をするのは、革命的アナルコ・サンジカリストであり得ても、マルクス・レーニン主義者ではあり得ない。しかしながら、6月16日の時点でスト中止の戦術転換を打ち出すプロモーターとなった瀬戸川省二副組合長や、花里泰明書記長たちのねらいが、まさにストライキ圧殺にあったことは疑問の余地がないのである。この阿氏は、大手善栄氏に協力して、「一時は中労委提訴にも反対するほど強硬な闘争体制をもちつづけた」といわれる釜石現地中間の分断をはかり、戦術転換の可否を討議するため6月18日に開かれた2度目の釜石労組中央闘争委員会で、当初の予定に従って事務部門のスト突入を主張する左派系中間委員の反対意見と戦術転換に賛成する右派、中間派の意見が相半ばするなかで採決が行われ、「25対23のきわどい差で中労委提訴に賛成」の方針を可決させることに成功したのである⁽²⁰⁾。ドイツ民主共和国のクチンスキー教授は、『純然たる日和見主義』からストライキに反対の煽動をやる組合幹部は、まだ独占資本の手先ではない（たとえそういう手先のような行動をしているとしても）。その同じ幹部が、おこったストライキを圧殺しろという指令をうけるときには、これを手先と、つまり意識的に労働者階級の敵の御用をつとめるこの敵の道具と、名づけてさしつかえないであろう⁽²¹⁾と述べている。「おこったストライキを圧殺しろという指令をうけと」っていた人物と推定できる大手善栄氏に協力した瀬戸川、花里のふたりの労働官僚が、60年代前半期には公然たる独占資本の手先に転落したことは、前述したところである。

こうして、富士連合会は、釜石現地中間の戦術転換によって、6月16日の連執闘での花里泰明室蘭書記長のスト中止・中労委提訴を主たる内容とする事態収拾提案の線に沿って52年春季賃上げ闘争の局面打開に乗り出すことになったのである。これまで述べられたことから明らかなように、富士鉄独占体にとっては喜ばしい、そうしてストに参加した現場労働者にとっては無念きわまる組合の方向転換は、大手善栄氏など「民連」系御用幹部の力だけで実現できるような情勢ではなく、左派社会党組合という評価が定着していた室蘭労組幹部の協力があってこそ、実現しえたのである。

こうした経過を辿って富士連合会は、中労委に調停を依頼した。その結果、労資双方に提示された中労委案をもとに団交を行ない、ペースアップはゼロ、そのかわり7月以降から前年比2割増の定期昇給、それに一時金17,000円という敗北としか言いようのない会社回答をのんで6月30日に妥結してしまうのである。

以上のように室蘭、釜石などの職場組合員のかってない盛り上がりを支えられて闘われた富士

連合会の52年春季賃金闘争は、初めからストを回避した広畑労組幹部の敵前逃亡同然の会社派的行動と、組合幹部の思惑を越えて大きく前進した運動の大衆的な高揚を前にして動揺し自らの保身のためには手段を選ばなかった室蘭労組執行部内の反共民同派ボスの策動、そうして結局は室蘭の反共民同派ボスの計略にのせられた釜石労組幹部多数派の右翼日和見主義的行動などの相乗作用によって、富士鉄独占体に対して決然として闘おうとした組合員大衆の期待は裏切られ、ストライキは4日間で中止されてしまったのである。もっとも、室蘭では闘いの続行を叫ぶ職場組合員の声を執行部は無視することができなかったため、製鉄所正門前で座り込みを行なうことを提起して闘うポーズを示すとともに、組合員大衆の闘うエネルギーを発散させることをねらったのであった。6月18日から始められた座り込みは、こうしたねらいをもって始められたものであったがために、20日に開催された中央闘争委員会で早くもその中止が決定された。『新日鉄室蘭労組三十年史』によると中闘の席上、「座り込みは賃上げの戦術ではなく、組織を守るためにやったものであり、中央（連執闘一引用者）で拒否された以上やめた方がよい」との意見が出されたいうが、真の提案者は他ならぬ執行部の反共民同派だったと推測してよからう。室蘭労組の機関紙『解放戦線』65号に収録されている本部役員による座談会記事には、闘争終熄にいたるいきさつについての興味深い発言が含まれているので、ここで紹介しておきたい。

「竹本調査部長一室蘭がストをやめて中労委にかけるということになったのは、八幡のやらなくなったのが原因である。ただ室蘭がいつまでも聞えるという余力をバックにして、闘いのなかから中労委にかけ、ともに歩調を合わせながら闘いを好転させてゆくという考え方で中労委のあっせんを決めたのだが、釜石では室蘭はもうやる気がなくなり逃げるために中労委をダシにして戦術転換したというようにとられたようで、この点はまったく残念であり、地域的に離れていることをこれほど痛切に感じたことはない。

須藤教宣部長一前に一度でも会議のなかで、そのような話が出ていればよかったのだが、突然中労委あっせんを出したことはやはり失敗で、釜石がそう思うのも当然だと思ふ。

花里書記長一中労委のことは、中央でも鉄連書記長清水さん（正しくは「鉄連副委員長」。当時の「鉄連書記長」は、室蘭出身の長牛正氏だった）から話があり考えていたことで、釜石代表には話していたが、やはり時期的には、中労委などと口にしたら、大衆がダメだと怒るような、闘争意識が一番燃えているときならよかったと思う。」⁽²²⁾（傍点は引用者）。

ところで、上記の竹本調査部長や花里書記長の尤もらしい弁明を顔面どおりに受けとった室蘭の組合員は、そんなに多くなかったと思われる。何故なら、多くの組合員が、富士室蘭社会党内に潜んでいた日和見主義分子の本質を鋭い階級的直感で感じとっていたからである。それはとも角として、もしも竹本調査部長の話のように、当時の室蘭労組執行部が、本当に釜石と「ともに歩調を合せながら闘いを好転させてゆくという考え方で中労委あっせんを決めたのだ」としたら、なぜ釜石の札付き御用幹部である大手善栄副組合長などと一緒になって、「一時は中労委提訴にも反対するほど強硬な闘争体制をもちつづけた」釜石現地中闘内の左派勢力の切り崩し策動を行なって、「ともに歩調を合わせながら闘いを好転させてゆく」態勢を弱体化させるような愚かな行動をとったのであろうか、また、花里泰明書記長の話のように、鉄鋼労連の清水慎三副委員長から中労委旋申請の「話があり考えていた」とのことであるが、執行部のスト決行戦術が僅差をもって否決された八幡や、川鉄のみが闘争態勢を堅持していた鋼管連合会などの状況を配慮して、清水慎

三氏が富士労連会の中労委斡旋申請に賛成したことはあり得ることである。しかし、左派社会党内左翼の代表的理論家でもあった清水慎三氏の考えていた中労委斡旋申請の位置づけが、マルクス主義と縁もゆかりもなかった花里泰明氏のそれと質的に異なったであろうことは、疑問の余地がない。前述したように、清水慎三副委員長は、結局のところ6月3日の第1波スト回避を決定した富士の連執闘に出席して八幡と連帯して予定どおり第1波ストを決行するよう訴えたばかりでなく、6月14日の現地中闘で執行部のスト決行戦術方針を否決した八幡が最後まで闘争態勢を保持するよう現地へ行って要請しているのである。⁽²³⁾したがって、釜石労組内の会社派と連携工作をして自己の主張をゴリ押しした富士室蘭左派社会党のボス・瀬戸川省二副組合長、竹本武男調査部長や有力な党友・花里泰明書記長らと、闘争持続に努力していた清水副委員長とでは、戦畧・戦術が違っていたと考えてよい。鉄鋼労連副委員長の清水慎三氏は、当時、総評代表という形で左派社会党の中執を勤めていたが、翌53年夏の総評定期大会および54年1月の左派社会党大会で論議をまき起こしたところの「平和勢力」論や民族解放社会主義革命を基調とする「清水私案」、上田耕一郎氏の評価によると「共産党の新綱領の理論的基礎に対するすどい批判を正しく含んでいた」⁽²⁴⁾「清水私案」を提起し、わが国社会主義陣営の理論的發展と労働戦線の階級的前進のために寄与した人物である。清水慎三氏は、任期を終了した53年2月の時点で副委員長の職を退き総評幹事となるが、鉄鋼労連の歴史のなかで書記局出身で三役を勤めたのは同氏だけなのである。（76年9月の鉄鋼労連大会で組合主義者の軍門に下った千葉利雄企画調査部長が、新たに書記次長に選任された。同氏が書記局出身であることは、すでに述べたとおりである。）

なお、総評は50年代賃金闘争の自己批判のうえに立って書いたという『60年度賃金白書』（60年1月20日刊）のなかで、中労委などの調停機関について次のような警告を発しているので、ここで紹介しておこう。すなわち、

「四、当面する政府、資本の賃金政策

①～③ <中畧>

④ 調停仲裁機関による賃金決定の強化

第三者機関という立前をとっている調停機関もいまでは政府、資本家の賃金政策の執行機関となりつつある。組合の闘争がはげしくなればなるほど、第三者による調停に従うべきだという宣伝活動は強化され、労資の階級的力関係で賃金を決定しようとする労働組合を世論から孤立させようとする。

調停機関にたよらない闘争の心がまえを、いまから徹底させなければならない。」⁽²⁵⁾

念のためつけ加えておくと、富士連合会の52年春季賃金闘争のばあいには、組合員大衆の戦闘化に直面して恐れを抱いた室蘭労組内の左派社会党系ボス幹部の右翼日和見主義的腰くだけによって、これから闘争が本格化するという直前に早くも中労委斡旋を申請してスト中止の措置がとられたために、「組合の闘争がはげしくなればなるほど」という段階までに至らなかったわけである。

ここで、富士鉄独占体との「血みどろの闘いにまで押しすすむおそれ」（富士連執闘での花里泰明氏の発言）を感じ、釜石会社派と「見事な」連携プレーを演じた室蘭労組「左派」幹部の動向について、もう少し説明を加えておこう。まず当時、室蘭労組の実力者ナンバー・ワンとして自他ともに認めていた瀬戸川省二副組合長は、前述したように、51年4月に組合推選議員として初当選し連続5期、20年間、室蘭市会議員を勤め、最後の任期中には市議会議長に就任した。富士鉄独占体は、共産党の影響力の増大を阻止したいというおもわくから（左派）社会党グループを利用する

労務政策を62年ごろまでとってきたわけであるが、相次ぐ闘いの展開過程のなかで富士室蘭の社会党グループの主導権が、階級政党として筋を通すべきだと主張する若狭邦雄氏をリーダーとする良心派の手に掌握される危険性があると見てとるや、これまでとってきた融和政策をかなぐり捨て富士室蘭の社会党組織に対して全面的な攻撃を開始するにいたったのである。こうした富士鉄独占体の労務政策転換の背景には、翌63年春の市長選において紐つきの市長候補を擁立して市政の御用化をはかるという不遜な意図も秘められていたのであり、社会党に対する組織攻撃はそのための第1弾という性格も帯びていたのである。機を見るに敏な瀬戸川省二、花里泰明、竹本武男などの諸氏は、この時点で素早く会社派へ転向したのである。そうして、旧中卒の学歴で瀬戸川省二は、早くも64年には陸運課長となり、次いで調査役に抜擢される。その後、富士鉄の推せんにより室蘭製鉄所構内で最大の要員を抱える第1鉄鋼(株)―この企業については本研究報告書第2部の木村保茂論文、および第1部を執筆した藤沢健二論文の第2章第2節を参照のこと―の常務に就任、そのかわり市民のあいだで富士鉄(新日鉄)独占体の「お抱え市長」という定評の高かった高薄豊次郎市長を市会議長の座にあって積極的に補佐したのである。そうして、71年4月の市長選のときに瀬戸川省二氏は、形式上、4月30日までの任期となっていた市会議長の肩書きをフルに活用して、高薄陣営の最高幹部の一員として活躍し、社会党員時代に尊敬すべき同志として付き合っていた長谷川正治候補を落選させるために、街頭に出て熱弁をふるったのである。しかし、こうした瀬戸川氏の努力にもかかわらず、長年にわたる新日鉄独占体の市政壟断に対する市民の厳しい審判によって、前室蘭市長・高薄豊次郎氏は、敗北を喫し、市長の座から放逐されたのである。或いは、「狡兎死して走狗烹らる」のたとえとは無関係かも知れないけれども、市長選に敗北して2年後、新日鉄室蘭労組に社会党員の本部中執が1名もいなくなって1年後に、瀬戸川省二氏が第1鉄鋼(株)常務から同相談役へと更迭されたことだけは、厳然たる事実である。後で鉄鋼労連三役となる花里泰明書記長と竹本武男調査部長の両名については、別のところでふれる機会があるので、ここでは簡単な紹介にとどめておこう。花里泰明氏のばあいには、組合長をやめ職場復帰してから1年あまりしかたたない66年に早くも販売サービス室課長、その翌年には庶務課長、そうして3年目には総務部副部長という具合に、驚くほどの超スピードで昇進し、年満で退職した74年以降からは新日鉄の系列会社・(株)鉄原室蘭工場の部長職にある。また、62年末まで富士室蘭社会党のボス幹部だった竹本武男氏のばあいにも、花里氏と一緒に伝統ある富士室蘭労組の右傾化に「功献」した労に報いるため、高小卒では異例と言ってよい参事(課長待遇)に任ぜられ、掛長のポストを占めている。

以上が52年春季賃金闘争を指導する組合本部役員の職にありながら、釜石の御用幹部と組んで、室蘭と釜石の組合員大衆を裏切ったところの労働官僚たちのたどった人生コースである。富士室蘭の組合員大衆が、自分たちを踏み台にして「出世」した上記の人びとに対して、侮蔑の目で見ていることは事実であるとしても、大衆に納得して貰える弁明ができそうもない瀬戸川、花里、竹本などの諸氏に残されているみちは、自業自得としてその報いにただひたすら耐えることであろう。何故なら、富士室蘭の組合員大衆は、上記の諸氏の行なってきた数かずの反階級的な裏切り行為を忘れてしまうほど甘くはない、と思われるからである。

(3) 日本共産党の分裂と富士室蘭左派組織の弱体化

ところで、52年春季賃金闘争の終熄過程のなかで、釜石の組合員大衆のなかから「逃げるため

に中労委をダシにして戦術転換した」ことを見抜かれてしまった上記の室蘭労組役員諸氏も、現地室蘭では富士鉄独占体の有形無形の支援のもとで玉石混交と言ってよい状態にあった富士室蘭の左派社会党組織の弱点に付け込んで、その後も本部役員の座を保有することに成功し、翌58年春季賃金闘争のときに日和見的な野心家たる本質を暴露され身を引くことを余儀なくされた瀬戸川省二副組合長を除き、52年の春季賃金闘争の終熄過程で常日頃から組合員の前でみせかけていた“左派”的ポーズに相反する醜態をさらけ出した自分達の失策に気付いて自戒し、自己保身のために再び欺瞞的な“左派”的ポーズを示すことによって、その後も10年ほどの間、室蘭労組指導部の座を僭取し続けるのである。

こうした無限則的妥協に走ったボス幹部達の居据わりを許してしまった主たる要因については、以上の説明によって明確になったと思われる。しかし、同時にここで指摘しておかなければならないことは、労働者階級の前衛党としての任務をば充分に果たし得ない状況の下におかれていた当時の日本共産党組織にも、その責任の一端があったという事実である。周知のように、50年1月6日付のコミンフォルム機関紙・『恒久平和と人民民主主義のために』は、当時、日本共産党の政治路線の決定に大きな役割を果たしていた野坂参三政治局員に対して、「〈前署〉野坂は、アメリカ占領軍が存在する場合でされも、平和的方法によって日本が直接社会主義に移行することが可能であるというような、ブルジョア的俗悪な意見をいうまでになった」として批判を加え、「『野坂』理論は、日本の帝国主義的占領者を美化する理論であり、アメリカ帝国主義賛美の理論であり、したがって日本人民大衆をあざむく理論である」ときめつけたのである。このコミンフォルム論評を契機として、これを無条件に支持する志賀、宮本、春日庄次郎など「国際派」と呼ばれた少数派と基本的には曖昧な態度をとった徳田書記長、野坂、春日正一など「所感派」と呼ばれた多数派とのあいだで激しい論戦が交わされたばかりでなく、徳田書記長の起草した50年テーゼ草案をめぐる意見の対立も影響して、逐には共産党中央委員会が分裂状態になるところまでエスカレートしていったのである。いわゆる、「50年問題」の発生が、それである。上田耕一郎氏の労作・『戦後革命論争史』によると、50年6月に行われたアメリカ占領軍当局による日本共産党中央委員全員の「追放後、中委内の派閥的傾向はついに表面化し、50年テーゼの全面支持派の多数派中央委員『9幹部』（徳田・野坂・志田・伊藤・春日正一・紺野・松本・長谷川・竹中）は、意見書を提出した7名の少数派中央委員（志賀・宮本・春日庄次郎・袴田・蔵原・亀山・神山）を排除して非合法活動にはいり中央委員会は事実上分裂」⁽²⁶⁾するといった異常事態の発生を見ることになったのである。こうした形で排除された宮本顕治政治局員は、当時、いわゆる「国際派」の機関誌『理論戦線』2号（51年6月刊）において、「所感派分派の未曾有の醜悪な陰謀」、「所感派幹部の陰謀によって計画的にデッチあげられ、所感派の党分裂の陰謀を合理づけるため行われた」「テーゼ原案に意見をもつ中央委員の除名カンパ」という一連の「歴史的事実」に関して、「これこそ、党史未曾有の醜悪で破廉恥な党機関の私党化の陰謀の具体化であった」として批判するとともに、「心ある党員がユーゴ共産党をファシストの党に変造したチトー一派の陰謀の手口を連想させられたような、権力欲の露出した奸計と冷血の連続ではなかったか」⁽²⁷⁾と反論している。一方、これより先の51年2月に「所感派」幹部のイニシヤで開かれた『日本共産党第4回全国協議会決定』のなかには、「帝国主義の手先となり下ったチトー一派が、スパイとして、国際的な裏切りをやるに至った経過を思い起さないわけにはいかない。分派（「国際派」を指す一引用者）は、いまや本質的にはこれと同じ役割を演じつつあることにわれわれは大きな関心を持たざるを得ない」⁽²⁸⁾という一節が含まれていたのである。

とに角、「少なからぬ党組織と個人が中央委員会の解体状態と一方的な判断に基づく組織的排除の措置、そうした全国的な分裂活動に反対した」にもかかわらず、「中央委員会の解体と分裂は全党の分裂に発展した。不正常的の各種の対抗手段が相互にとられた」(日本共産党第15回拡大中央委員会「50年問題について」1957, 11, 5)⁽²⁹⁾と後で自己批判がなされている異常事態が続くなかで、他府県と違って、いわゆる「所感派」を純真・素朴な立場で支持する党役員が絶対多数を制していたため、他府県の党組織内で起っていた混乱から回避できるかに見えた共産党北海道地方委員会も、やがて中央レベルでの分裂の余波を受けることになったのである。もっとも、50年8月いわゆる7名の「国際派」中央委員が中心メンバーとなってつくった同派の公然機関・「日本共産党全国統一委員会」の全国委員に宮川寅雄北海道地方委員が選出されたことから、同氏が「所感派」と一体化していた当時の統制委員会から直ちに処分されるという事件は起きていた。しかし、宮川寅雄処分問題は、他に波及せず、北海道の党組織に大きな影響を及ぼすことがなかったのである。ところが、講和条約締結直前の51年9月6日、第6回大会選出の中央委員候補である西館仁北海道地方委員会議長が当局によって公職追放されたため、西館氏にかわって、当時、日胆地区委員長を勤めていた村上由北海道地方委員が、「常任委員として党務に専念」するために、「公然と共産北海道地方委員会の旗をかかげる責任者として札幌にもどった」⁽³⁰⁾のである。ところで、朝鮮戦争の勃発以降から激しさを増した、相次ぐ党幹部の公職追放や機関紙の停刊処分によって北海道の党組織も、他府県の党組織と同様に「半ば非公然の活動に入らざるを得なくなって」⁽³¹⁾いた。こうした状況下にあった北海道に「所感派」中央指導部は、党の公然たる分裂の直前に全国オルグとして、同派の有力幹部であった志田重男政治局員直系の吉田四郎なる人物を送り込んできたのである。そうして、この人物が、ほんの一時期のことではあったけれども、「所感派」中央指導部直属という地位をバックとして非公然活動分野の実質的な責任者に登用され、公然活動分野の責任者たる村上由氏などの古参幹部を押し退けて、共産党の北海道党組織全体の主導権を事実上掌握するという事態が起こったのである。党の統一が回復される過程で地下潜行中の恥ずべき行状が発覚したため、志田重男政治局員が共産党から脱走して除名処分を受けたことは周知のことに属するが、後で志田重男と同じ運命をたどる吉田四郎なる人物も、50年代の初頭には「毛沢東思想」に心酔していた道委員会の一部「所感派」幹部、すなわち、善意ではあるけれど理論水準の低かった一部幹部の支持を取り付けることに成功したがために、彼が中心となって傘下の党組織にたいし「左翼」日和見主義的街頭闘争や、わが国の実情を全く無視した中国猿真似方式とも言うべき「山村工作隊」の組織化に活動の重点を集中するよう指示し、その極左冒険主義と「所感派」特有のセクト主義とによって共産党組織に甚大な打撃を与えたのである。何故なら、そのために富士室蘭を含む党組織は、著しく困難な状況のもとで、「自分のまわりの大衆とのつながりを絶えず強め、常に大衆闘争の先頭に立って闘う」(分裂以前に開かれた第6回大会決定の『日本共産党規約』)という基本的任務を遂行しなければならない苦しい立場に追い込まれたからである。

もち論、後で中央統制委員や中央監査委員長に選出される村上由氏などのような試練済みの幹部を一時棚上げすることによって、短期間のことであったにせよ、吉田四郎全国オルグが北海道の党活動の主導権を握り得たのは、個人的な力量によるものではない。こうした人間的魅力の全くない人物が、北海道の党組織に対して極左冒険主義的活動を指令し得たのは、次に挙げるような徳田書記長をはじめとした「所感派」中央幹部による党機関の私物化と、お茶坊主的徳田側近の専断といった党内民主主義の破壊が、他方におけるアメリカ占領軍の弾圧による党中央の非合法化・分裂

という事態の進展のもとで、行われていたからである。吉田某は、当時、徳田書記長お気に入りの側近という立場を利用して極めて悪質な挑発的策動を行っていた「所感派」中央幹部・吉田重男政治局員直系の人物であり、その後押しで党の非公然活動を主導するビュローの責任者に登用された人物であった。そのために、多くのばあい「所感派」中央の指示という形で提案された彼の意見に反対することのできない雰囲気、当時の党組織のなかに醸成されていたからである。当時の共産党の状況を57年11月2日付の公式文書によってみてみよう。

「この当時（50年秋－引用者）にはすでに党の日常指導は徳田同志の指名した少数の人びとによって行われていた。これらの人びとは51年2月にひらかれた第四回全国協議会を招集した。四全協は『当面の基本的方針』『規約草案』『分派主義者に関する決議』を決定し、新しい指導部を選出した。これらのなかで、極左冒険主義をうちだすとともに、『スパイ分派の粉碎』として、統一を主張していた同志たちへの闘争を強調した。

四全協は、第六回党大会の規約および党中央委員会の解体と分裂状態からみて、適法的なものではなかった。それは、第六回大会の党中央委員会や規約の無視によって党の分裂状態を決定的に固定化した。統一を主張していた中央委員たちは、四全協は党の分裂の一方的な合法化の試みであり、これによって、統一のための闘争は新段階に入ったとみなして公然機関を再建して全国統一会議（「全国統一委員会」の後身－引用者）を組織し、党の統一と大衆闘争の指導を積極的にすすめる態勢に移り、極左冒険主義に反対し、『民主民族戦線の発展のために』（「全国統一会議」の機関誌『建設者』6号、1951年7月1日刊に発表－引用者）などの方針をだした。こうして、党中央と全党組織の分裂状態は固定化し、両者のあいだにはげしい批判と攻撃がつづけられた。＜中畧＞

それにもかかわらず、それぞれの党組織と党員は、アメリカ帝国主義と、日本の反動勢力に反対し、平和と独立、民主主義と人民の生活を守るための闘争で勇敢にたたかうことをやめなかった。

二つの組織が公然と対立抗争する党の分裂状態は、大衆の不信と批判を受け、党勢力に急速に減退した。

＜ 中 畧 ＞

1951年なかばごろには、＜中畧＞話し合いがすすみ、統一への気運が促進されるかに見えた。

ところが、8月14日の恒久平和紙（コミンフォルムの機関紙－引用者）は、四全協の『分派主義者についての決議』を支持的に報道した。そのため四全協による指導部は、これを自己の勝利と受けとり、原則にもとづく正しい統一の道をとぞした。＜後畧＞⁽³²⁾。

吉田某の策動が、一定の期間それなりの効果をあげ得たのは、以上のような異常事態が全国的規模で発生していたからである。富士室蘭の党組織は、上記の引用文のなかでの指摘のとおり、こうした情勢のもとでも「平和と独立、民主主義と人民の生活を守るための闘争で勇敢にたたかうことをやめなかった」。しかし、富士室蘭の党組織は、次のような困難な事態にも直面していた。それは、富士室蘭や炭労の先進的な労働者層の積極的な支援を受けて、敗戦直後の第22回衆議院選以降、3度も当選したキャリアを持つ柄沢とし子代議士に対して加えられた「所感派」指導部による「中道派」という攻撃である。この攻撃は、当然のことながら富士室蘭の組合員「大衆の不信と批判をうけ」、党勢力を減退させる要因となった。そうして、さらに当時、「中央委員会の解体

のまま開いた（所感派－引用者）分派協議会」（宮本顯治政治局員）と批判され、後で「適法なものではなかった」旨の公式見解の表明がなされている『日本共産党第四回全国協議会決定』、すなわち『四全協決定』（51年2月下旬）のなかには、次のような驚ろくべき内容の労働組合政策が提起されていたために、正常な経営内組織活動の展開が著しく阻害されることになったのである。非論理的な悪文なので真意をつかむのに苦勞を思うが、関係箇所だけを次に引用することにする。

「われわれが、新しい政策の実践上において、とくに、その偏向の克服を強調しなければならないのは、依然として濃厚なストライキマン的傾向である。

ストライキその他の闘争の手段のために、政治方針を手として使おうとするような傾向をもってしては、今日ではもはや闘争は一步たりとも前進できぬ。

何故なら、今日の情勢のように、個々の日常要求すら、直ちに狂暴な権力との衝突なしに獲ちとられ得ないときにおいて、本質的にいって大衆の自然成長性の後を追うストライキの組立て戦術によって、闘いの的を後から手段としてくっつけるようなやり方をもってしては、闘争が発展しないのは当然だからである。

＜ 中 畧 ＞

理論的には、形式主義、実践的には経験主義、理論と実践の遊離傾向の主要な根元は、この根強いストライキマン的傾向の中にある」⁽³³⁾。

上記の引用文の最後の箇所にある「理論的には形式主義」という批判は、当時の「所感派」による少数派中央委員批判の諸資料からして明らかに「統一会議」の、つまり、いわゆる「国際派」の最高幹部・宮本顯治政治局員や蔵原惟人書記局員を、また「実践的には経験主義」という批判は、袴田里見書記局員や春日庄次郎書記局員を念頭に置いたものであろう。ひと言だけ付け加えておくと、「理論的には、形式主義」と偉そうな指摘をしている「所感派」指導部自体は、全くお粗末な「理論」しか持ちあわせていなかったのである。何しろ彼らは、わが国労働者階級が、アメリカ占領軍権力の公然たる支援を受けて強行された49年の100万人首切りや、50年のレッド・ページによる打撃から立ち上がって、占領下の困難な情勢のなかで再び反帝反独占の旗のもとに結集して、再びストライキを打てるだけの力量を蓄えつつあったときに、一方では、「依然として濃厚なストライキマン的傾向」の「克服」という驚ろくべき右翼日和見主義の方針を提起するとともに、他方では「個々の日常要求すら、直ちに狂暴な権力との衝突なしに獲ちとられ得ない」といった革命前の中国と同一視した極左冒険主義につながる、誤った「左翼」日和見主義的情勢分析を提示することによって、守勢から攻勢に転じつつあった大衆闘争の正しい発展を妨げる妨害者の役割を演じることになったのである。こうした「所感派」幹部の偏向は、いわゆる『日本共産党第五回全国協議会決定』、すなわち『五全協決定』（51年10月）において、さらに拡大再生産されたのである。同決定には、次のような労働者階級を侮辱した露骨な反レーニンの見解が、恥し気もなく述べられていたからである。

「当面の革命の段階は、決して社会主義革命の段階ではない。今日の革命の段階で成しとげなければならないのは、民族の解放と民主主義の確立である。そこでは、労働者の要求は、その生活の改善の要求にとどまる。それ以上の要求をかけることは、労働者階級が、社会情勢の発展の段階を無視して、利己的な要求を主張することになるであろう。そして、それを強行しようとするならば、労働者階級は、農民と同盟し、広汎な国民を団結して、革命の事業をおしすすめ

ることが不可能となり、したがって、自己の要求を貫徹し、かつ、それを高めることをも不可能にする。

＜ 中 畧 ＞

年2週間以上の有給休暇の要求は、このような考慮にもとづいて出されているのである」⁽³⁴⁾。

日本共産党中央委員会五〇年問題文献資料編集委員会の手によって刊行された『日本共産党五〇年問題資料集』（全3冊、57年12月刊）には、お粗末極まる『五全協決定』の8割近くがカットされているのであるが、上記の引用部分は、五〇年「問題の本筋に直接関連する」（同資料集「まえがき」）のものと判定され収録されている。けれども、ここで批判的な解説を加えなくとも、「年2週間の有給休暇は少ないという意見」にたいし労働者階級の「利己的な要求」として否認した『五全協決定』は、少なくともマルクス・レーニン主義とは縁もゆかりもないものだったと言ってよい。

以上のように「所感派」が、とても常識では考えられないような逸脱した方針を採択した背景には、その主観的意図はともかくとして、自己の成功を過信するあまり、中国方式の「人民戦争」路線をわが国でも実践させようとしていた中国共産党指導部の介入があったのである。現時点では国際社会主義運動、労働・農民運動の統一を破壊する小ブル思想としての正体が 대중レベルでも明白となりつつある“毛沢東思想”も、中国革命の輝かしい勝利ゆえに当時は過大な評価を受けていたのである。そのために50年7月7日の『北京人民日報』紙上において、朝鮮戦争を契機として戦後国家独占資本主義の構築を開始していた日本を、こともあろうに東南アジアの新興国家群と同一視し、「日本民族の当面最大の敵は、アメリカ帝国主義と、それが日本で飼いやしになっている少数の走狗、日本の買弁ブルジョアジーとその政治上の代理人たる日本反動派である」（論説「日本人民闘争の現状」）⁽³⁵⁾という全く誤った現状分析を行なうことによって、いわゆる「買弁資本」なるカテゴリーを「創造」し、わが国の階級闘争をブルジョア民族主義の方向へ導くおそれのある有害このうえない論説を発表したばかりでなく、同年9月3日の同紙紙上では、「日本共産党の指導機関、すなわち現在の臨時指導部」（論説「今こそ日本人民は団結し敵にあたる時である」）⁽³⁶⁾という露骨な表現で「所感派」幹部によるところの分裂策動を容認した中国共産党指導部の利不尽な態度に対して、「スターリンらの直接的な介入と中国共産党指導部の支持のもとに」⁽³⁷⁾「所感派」組織が採択した『五全協決定』による極左冒険主義を強く批判していた「国際派」最高幹部の宮本顕治政治局員でさえも、「この忠言と所感派の党独占のための解党主義分裂コースとは到底一致し得ないものである」⁽³⁸⁾としてまるで見当違いの善意の受けとめ方をしていた有様だったのである。

上田耕一郎（現日本共産党幹部会副委員長）氏は、まだ党本部の役職に就いていなかった56年1月に労作『戦後革命論争史』上・下巻を刊行したが、そのなかで前述した50年1月17日付の『北京人民日報』紙上に「日本人民解放の道」と題した論説が発表されて以降、中国共産党指導部による毛沢東路線の押し付けが本格化し、それに盲従した「所感派」幹部によって中国方式の機械的適用がなされたため、その当然の帰結として起った「国際的・国内的統一戦線」の「破壊」⁽³⁹⁾の数かずを具体的に提示している。けれども、一時期、党内に多数の“毛沢東思想”心酔者をかかえていた日本共産党が、本格的に“毛沢東思想”批判を開始し、それを克服するまでには約10年の歳月を必要としたのである。その間、わが国労働運動内の階級的潮流は、真面目な戦場活動家から「スト破り」と非難された4・17スト反対という64年春闘時に犯した決定的な誤りをはじめ、“毛沢東思想”の害悪に苦しめられたのである。

反帝、反独占の旗を掲げる、わが国労働陣営にとって何よりも先に必要であったフランス・イタリアなどヨーロッパ労働組合運動の先進的な教訓の摂取とか、また世界労連や同産別インターなどの諸会議における国際レベルの闘争の経験交流にしても、いわゆる「日ソ論争」、「フルシチョフ修正主義」の問題も影響して60年代の後半、“毛沢東思想”批判が定着化した後で、やっと本格化したのである。その間隙を縫って60年代の前半期に、アメリカ帝国主義の意向を受けたAFL-CIOは、総評も含む労働陣営全体に対して「招待外交」の一定の成果をあげていたのであった。日本共産陣の理論機関誌『前衛』61年12月号には、ソ連共産党第22回大会へ日本共産党代表団長として出席した野坂参三第一書記の「日本共産党中央委員会の祝辞」と袴田里見政治局員の「壮大な共産主義建設の綱領」と題する論文が収録されているが、これらを読むと、いわゆる「日ソ論争」の表面化した当初の時点では、日本共産党中央が、一般に言われているような「中国一辺倒」の立場をとっていたわけではないことが明白となる。また、60年のモスクワ声明と関連して「『声明』には、一面部分的ではあるが、内部的な討論の経過を反映して、ソ連共産党を『世界共産主義運動の一般に認められた前衛』とよぶなど、不適切な命題も含まれていた。党は、この当時も、＜中畧＞これらの命題に対しては批判的態度をとった」⁽⁴⁰⁾とする定説についても、「この当時」とは違った受け取り方をしている向きも多く見られるので、ここで両氏の文章の一部を紹介することしよう。

「われわれは日本共産党の中央委員会と全党员を代表して、歴史的なソ連共産党第22回大会の代議員のみなさんにたいし、またあなた方をつうじて、ソ連の英雄的な人民にたいし、熱烈な兄弟のあいさつを送ります。

＜ 中 畧 ＞

ソ連における共産主義建設をめざすこの綱領は、人類がこれまで経験したことのない真の自由と幸福をソビエト人民に保障するものであるとともに、全世界の勤労人民に大きなはげましをあたえるものであります。

＜ 中 畧 ＞

フルシチョフ同志を先頭とする中央委員会の周囲にかたく団結したソ連共産党の全党员、全ソビエト人民の不屈の努力によってこの計画が必ず実現するであろうことを確信するものであります。今日では、各国人民の敵もソ連を先頭とする社会主義陣営が不断に発展強化している事実を認めないわけにはいかなくなっております。

＜ 後 畧 ＞

（野坂参三第一書記の祝辞。傍点は引用者）⁽⁴¹⁾。

「全世界の人びとの耳目は、今度モスクワで開催されたソ連共産党第22回大会に集中されている。この大会の中心的な議題は、いうまでもなく共産主義社会建設の壮大な計画を内容とする綱領の決定である。

いかなる資本主義国のブルジョア新聞も、ソ連共産党第22回大会で討議された綱領やフルシチョフ同志の報告を黙殺してしまうことができず、かなり長文の要約を報道せざるを得なかった。それは、幾百千万の人民が、もっとも大きな関心をこの大会によせているからである。

しかし、ブルジョア報道機関が重点をおいているのは、共産主義建設20カ年計画の内容のすばらしさではなくて、＜中畧＞ソ連が力の政策を強引に進めているような印象を大衆に広めようとしている。

しかし、全世界の労働大衆と進歩的な人びとは、ソ連が一貫して平和政策、平和共存の政策を確固としてとり続けてきていることを知っているし、ソ連が恐るべきその爆弾を使って、他国を侵略するものではないことをよく知っている。

全世界の人民が驚嘆しているのは、新綱領に盛られた共産主義建設20カ年計画の内容なのである。

この建設がいかに資本主義の人びとの想像を絶するものであるかは、つぎのいくつかの数字を見ただけでわかる。

＜ 中 署 ＞

そもそも共産主義社会を考える場合に、物質の面のゆたかさだけにのみ注意を向けてはならない。共産主義社会とは人間の文化的な経済的なゆたかさだけではない。人間精神の高度な発展、すなわち社会のすべての人びとの思想がかたまり、社会全体の利益と個人の利益のあいだに矛盾がなくなっていくのである。だから、ソ連共産党の共産主義建設20カ年計画には、この精神的思想的準備の問題が重要な部分を占めている。

まず、国家の問題に目をむけてみよう。

44年前、ソ連では共産党の指導のもとにプロレタリア独裁が打ち立てられた。社会民主主義とちがって、マルクス・レーニン主義は、社会主義建設のためにプロレタリア独裁が不可欠なものだとしている。＜中署＞ マルクス・エンゲルス・レーニンの教えによれば、社会主義社会においては国家は死滅するといわれている。国家の主要な機構である軍隊、警察、裁判所、刑務所等はいまもソ連に残っている。しかしこのなかで警察、裁判所、刑務所等は、資本主義国家におけるようなものとは性質が非常にかわり、むしろ不心得者にたいする教育を主要内容としている。ソ連では資本家地主制度が徹廃されてから44年になる。したがってソ連国内には敵対階級がなくなってから長年たっている。わずかに階級的差別があるとすれば、労働者階級と農民および知識人があるだけである。＜中署＞ （20カ年計画実施による一引用者）この変化の過程でソ連における国家ののこりかすもなくなってしまう。＜中署＞

今度ひらかれたソ連共産党第22回の討議にかけられている草案には次のようにのべられている。＜中署＞

これこそ人間社会の理想境ではないか。仏教もキリスト教もその他あらゆる宗教も、悪いことをするな、よいことをしろ、強者は弱者をいたわれ式のことを何千年となく説教してきたが、それらの宗教はつねに支配階級の人民に搾取と抑圧の制度を維持する道具になってきたにすぎない。＜中署＞ このような人類の幸福な社会をきずく思想は、もはやマルクス・レーニンの共産主義以外にありえないではないか。

アメリカ帝国主義をはじめとする日本その他の反動勢力は、隆々と発展するソ連を先頭とする社会主義諸国の社会主義建設がすすめばすすむほど、自分ための危機がせまっていることを知っている。それだからこそかれらは、ソ連その他社会主義諸国を武力攻撃して、打倒しようとしているのである。＜中署＞ このような帝国主義者の攻撃にそなえて、ソ連その他の社会主義諸国は、かれら以上の強大な武力を維持しなければならない。＜下署＞」（袴田里見論文。傍点は引用者）(42)。

以上のように、野坂、袴田両氏とも、「ソ連を先頭とする社会主義陣営」「社会主義諸国」という表現を用いている。これが、モスクワ声明より1年経った時点における日本共産党中央の公式見解だったのである。こんにち、社会党内で江田派との連携を強めつつある佐々木派などの手によ

って、月刊誌『しんろ』の発行など、新たな手口を使った労働陣営への“毛沢東思想”の売り込みが活発化し、いわゆる「宮本修正主義集団」排除を口実とした「左翼」日和見主義的分裂策動が目につくので、具体的な資料にもとづき歴史的事実を整理する必要を感じ、あえて長文の引用を行なった。したがって、毛沢東主席の死亡に際して日本共産党の野坂中央委員会議長が発表した談話のなかにある次の箇所は、本人の真意ではないとしても、すでに述べた50年代前半期における中国共産党指導部の「大国主義的干渉」を曖昧にする弱点を持っていることに注意を喚起しておきたい。

「＜前略＞ 最近の10年間は、中国側からの大国主義的干渉のために、日中両党間の正常な関係は、そこなわれたままですが、両党関係の半世紀をこえる歴史のなかでは、友好と連帯の期間が、一番長いものでした。」（傍点は引用者）⁽⁴³⁾。

一見したところ難点のない談話なのであるがこれだけでは読む人に「中国側からの大国主義的干渉」が「最近の10年間」だけ行われた、と受け取られ兼ねない弱点を持っていることがわかるであろう。

とに角、52年春季闘争の時点では、富士室蘭労組内にあって組合運動の階級的前進をはかる潮流の先頭に立つべき共産党戦場組織が、党分裂の余波を受けて異常な事態のなかで活動せざるを得なかったこと、こうした共産党組織の状態は、先進的な戦場活動家たちに大きな失望を与え、反共ボス幹部の指令を乗り越えて前進しようとしていた運動の組織化、その質的發展に一致団結して全力を集中することができなかったこと、等々の事態について説明を行なってきた。したがって、民同“左派”というポーズをとって本部役員ポストを僭取していた反共ボス幹部を組合本部から追放する絶好のチャンスを見失ってしまったのは、当時、好ましからぬ状況におかれていたところの同労組内左派勢力の状態と深くかかわりを持つ事柄だったのである。そうして、闘争の終熄過程で中間政党的弱点をさらけ出した富士室蘭の左派社会党組織などは、反共ボス幹部が再び勢力を強め、こともあろうに花里泰明氏を文字どおり信頼できる“左派”の「党友」ということで翌53年3月に鉄鋼労連本部の書記長として送り出すという無反省ぶりを示すのである。ついでにつけ加えておくと、まだ富士室蘭の社会党メンバーであった竹本武男氏についても、58年3月に鉄鋼労連の本部三役に推せんし送り出している。その具体的状況については、第2節初めの表1-3表に示したとおりである。しかし、ここで指摘しておきたいのは、以上のような左派社会党内にも、警職法反対の政治ストや賃上げのための経済ストの決行過程で戦闘化しつつあった組合員大衆の盛り上がりによってバック・アップされて、富士室蘭の組合運動の階級的、民主的強化のために努力していた一定数の良心的な活動家が存在していたという事実である。58年2月から58年7月まで10年余にわたって室蘭労組の本部中核として活躍した共産党製鉄委員会委員長の西沢哲男氏なども、当時は富士室蘭の社会党員だったのである。

以上の説明によっても明らかなように、52年春から初夏にかけて闘われた闘争過程のなかから新しく生まれてきた注目すべき特徴は、まさに先きに引用したレーニンの指摘のなかにもあるように、室蘭と釜石の組合員大衆が「生活条件の改善を求めてたたかううちに、精神的にも、政治的にもたかめられ、その偉大な解放目的を実現する能力を高めていく」動きを示し、民同“左派”を僭称していたボス幹部の指導を乗り越えて組合運動の階級的な前進をはかる行動を開始した点にある。こうした性格を持つ組合員大衆の盛り上がりを正しく把握しなければ、7月13、14日の両日、および16日の3日間にわたって行われた賃金闘争自己批判の富士連合会執行委員会において、室蘭代表が、次のような発言をした意味を正當に評価することができないであろう。

「＜前畧＞ 団交における一番大きな力は、大衆が幹部を吹きあげてくることである。この意味で（6月－引用者）13日以降のことについては、形は弱体であったが根は強いものであった。これを組織化できなかったことが残念である。しかし、ストをやったから必ずとれるものではない。ストは算盤では解決できない。」

「誤解しないでいただきたいが、室蘭ではストのためのストを計画したのではない。（6月－引用者）3日のストをやっても出ないから回避するというのは間違いで、ストによる大衆の盛り上がり計算に入れなければならない。したがって、単に組織を守るための闘争ではない。」

「算盤でとれるとはじきだされない限りストをやらないのだとなれば、見通しをつけるために会社の窓口に向いに行かねばならず、ストは一つの芝居になる。室蘭では、広畑は算盤でストを考えると思っている。広畑では、室蘭、釜石をとんでもない闘争至上主義者ばかりと思っていよう。このことが問題である。」

こうした室蘭代表の立派な発言にもかかわらず、同労組内には、当時の広畑労組指導部と同一の発想に立って、「算盤でストを考え」闘争終熄策動を行なった花里泰明氏などのボス幹部が存在していたことについては、すでに説明したところである。しかし、「大衆が幹部を吹きあげてくる」痛烈な体験に支えられた上記の室蘭代表の発言のなかには、「見通しをつけるため会社の窓口にお伺いに行かねばなら」ないと信じ込んでいる室蘭労組の現執行部や組合主義者グループが、もっと吟味すべき組合民主主義のイロハが含まれていることを見逃してはならない。「歴史の教訓」から学びとるとは、こうしたことを指すのである。恐らく少数ながらも存在すると思われる組合主義者グループ内の良心的な人びとは、先輩達が身をもって示した階級的運動のなかから教訓を学びとるべきであろう。労働組合は会社の組織ではない、と信じている人なら、会社と組合幹部とのなれ合いに対する組合員大衆の批判に支えられた上記の室蘭代表の発言のなかから重要な教訓を引き出すことができるはずである。

<注>

- (1) 斉藤一郎『戦後賃金闘争史』下、三一書房、23～26頁、1968年9月。
なお、多少文章は異なるけれども、内容的には殆んど同一の記述が以下の著作のなかに見られる。
斉藤一郎『戦後労働運動史』下、三一書房、73～75頁、1956年9月。
斉藤一郎『総評史』、青木書店、1957年10月、157～160頁。
- (2) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』、日本鉄鋼産業労働組合連合会、1971年3月、171頁。
- (3) 姉齒三郎他、同上、179頁。
- (4) 部 充『八幡製鉄労働運動史』下巻、八幡製鉄労働組合、1960年10月、27頁。
- (5) 塩田庄兵衛・中林賢二郎・田沼肇『戦後労働組合の歴史』（新日本出版社、1970年6月）第7章のなかの以下のような記述は、鉄鋼労連に関する限りは誤りである。
「＜前畧＞ そこで1952年の春季闘争では、私鉄総連をはじめ、合化労連、鉄鋼労連、全銀連など多くの労働組合がCPIの無批判的利用をあらため、マーケット・バスケット方式による賃金要求を採用するにいった。」（同書、134頁、なお傍点は引用者）。
- (6) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、新日本製鉄室蘭労働組合、1976年1月、421頁。
- (7) 清水慎三『日本の社会民主主義』、岩波書店、1961年10月、62頁。
- (8) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』、同上、181頁。
- (9) 部 充『八幡製鉄労働運動史』、同上、70頁。
- (10) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、同上、425～425頁。
- (11) 部 充『八幡製鉄労働運動史』、同上、71～78頁。
- (12) 『新日鉄室蘭労組三十年史』、425～426頁。

- (13) 蔀 充, 同上, 78～86 頁。
- (14) 『新日鉄室蘭労組三十年史』, 同上, 426 頁。
- (15) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』, 新日本製鉄(富士)連合会, 1974 年 4 月, 213 頁。
- (16) レーニン『なにをなすべきか』, 大月書店, 全集版, 第 4 巻, 450 頁。
- (17) レーニン, 同上, 426 頁。
- (18) レーニン『革命的ストライキとデモンストレーションの発展』, 同上, 第 18 巻, 506～507 頁。
- (19) レーニン, 同上, 507 頁。
- (20) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』, 同上, 203 頁。
- (21) ユルゲン・クチンスキー「労働貴族の経済的基礎と構成」, 『マルクス・レーニン主義研究』6 号, 青木書店, 1955 年 9 月号, 127 頁。
- (22) 『新日鉄室蘭労組三十年史』, 同上, 427 頁。
- (23) 蔀 充『八幡製鉄労働運動史』下巻, 同上, 99 頁。
- (24) 上田耕一郎『戦後革命論争史』, 下巻, 大月書店, 1957 年 1 月, 10～11 頁。
 なお, 次の著作も参照のこと。
 月刊社会党編集部『日本社会党の三十年』(1), 日本社会党中央本部機関紙局, 1974 年 12 月, 419～420 頁。
- (25) 日本労働組合総評議会『1960 年度賃金白書』, 1960 年 1 月 21 日。
- (26) 上田耕一郎『戦後革命論争史』上, 大月書店, 1956 年 12 月。195 頁。
- (27) 瀬川揚三(宮本顕治)「党の統一を妨害しているのは誰か(二)」(1951, 4, 12), 日本共産党中央委員会五〇年問題文献資料編集委員会編『日本共産党五〇年問題資料集』3, 新日本出版社, 1957 年 12 月, 52～53 頁。
- (28) 「日本共産党第四回全国協議会決定」(1951, 2, 23～27), 同上, 18 頁。
- (29) 日本共産党第十五回拡大中央委員会「五〇年問題について」(1957, 11, 5), 同上, 285 頁。
- (30) 村上 由『北海道労働運動ものがたりー私の歩んだ 40 年』, 日本共産党北海道地方委員会教育宣伝部, 1965 年 3 月, 110 頁。
- (31) 村上 由, 同上, 110 頁。
- (32) 日本共産党第十五回拡大中央委員会「五〇年問題について」(1957, 11, 15), 日本共産党中央委員会五〇年問題文献資料編集委員会編『日本共産党五〇年問題資料集』3, 新日本出版社, 1957 年 12 月, 286～287 頁。
- (33) 「日本共産党第四回全国協議会決定」(1951, 2, 23～27), 同上, 37 頁。
- (34) 「日本共産党第五回全国協議会決定」(1951, 10, 16), 同上, 200 頁。『平和・民主・独立文献』, 駿台社, 1953 年 4 月, 110～111 頁。
- (35) 「日本人民闘争の現状」, 『北京人民日報』, 1950 年 7 月 7 日号, 日本共産党中央委員会五〇年問題文献資料編集委員会編『日本共産党五〇年問題資料集』2, 新日本出版社, 1957 年 12 月, 21～22 頁。
- (36) 「今こそ日本人民は団結し敵にあたる時である」, 『北京人民日報』, 1950 年 9 月 3 日号, 同上, 128 頁。
- (37) 『日本共産党の五十年』, 日本共産党中央委員会出版局, 1972 年 7 月, 36 頁。
- (38) 瀬川揚三(宮本顕治)『党の統一を妨害しているのは誰か(二)」(1951, 4, 12), 日本共産党中央委員会五〇年問題文献資料編集委員会編『日本共産党五〇年問題資料集』3, 新日本出版社, 1957 年 12 月, 48 頁。
- (39) 上田耕一郎『戦後革命論争史』上巻, 大月書店, 1956 年 12 月, 172 頁。
- (40) 『日本共産党の五十年』, 日本共産党中央委員会出版局, 1972 年 7 月, 43 頁。
- (41) 野坂参三「ソ連邦共産党第 22 回大会への日本共産党中央委員会の祝辞」(1961, 10, 23), 『前衛』, 日本共産党中央委員会, 1961 年 12 月号, 2～3 頁。
- (42) 袴田里見「壮大な共産主義建設の綱領」, 『前衛』, 同上, 5～9 頁。

第3節 鉄鋼労連の産業別統一闘争と富士製鉄室蘭労組

1 鉄鋼労連の産別機能の弱体性と本部権限の強化

(1) 鉄鋼労連本部の産別機能の弱体性と大手共闘の失敗

すでに述べたように、鉄鋼労連は、総同盟高野派と大手組合の反共民同派幹部との妥協の結果「階級的性格をもつ産業別組織」の構築を到達目標としながらも、実際はゆるやかな企業別組合の連合体として発足したため、本部の有する権限が著しく弱く、清水慎三、斉藤徳次、横山進、そうして千葉利雄といった有能な本部書記局員を擁していたにもかかわらず、傘下单組の主力をなす大手5社労組の足並みの乱れもあって、グループ別共闘の組織化がやっとという状態にあった。北九州大学の松隈芳男教授は、こうした「鉄鋼労働戦線の組織のみだれ」に関して、次のような指摘を行っている。

「これ（大手グループ会議の設置一引用者）は、＜中畧＞じつは大手と中小との間の共同闘争の困難をあらわすものであったし、この困難を、大手組合が自分たちの立場で鉄連を動かすことによってひどくしかねないものであった。げんに、51、52年のいずれの春季賃闘でも、大手の組合は、鉄連本部の指導より大手グループ会議からのそれを重んじた。しかも、その大手の諸組合の闘争姿勢は中小のそれより概して弱かったし、くわえて、大手組合間の足なみがいちじるしくふぞろいであったために、51年賃闘も、この年の越年一時金闘争も物的成果ははかばかしくなく、52年賃闘では賃上げゼロに終わり、戦前戦後を通じ他産業より高かった鉄鋼の賃金水準は52年にはついに電気産業を下回るにいたった」⁽¹⁾。

こうした指摘は、松隈芳男氏に限らず、東京大学の中村隆英教授の論稿（58年12月）や、鉄鋼労連傘下の企業連・単組などが刊行した組合史のなかでもなされている。『富士製鉄労働運動史』の執筆者である姉齒三郎氏は、53年初頭の鉄鋼労連の状況について、次のような注目すべき組織面の問題点を提起している。

「鉄鋼労連は事実上、大手5社労組の連合体であり、鉄鋼労連としては、交渉権も争議権も妥結権ももっていない。すべては企連、単組がもっている。したがって鉄鋼労連が産業別統一闘争を展開するためには、要求を統一するばかりでなく、交渉から妥結にいたるまでの指令権をもち、加盟単組を規制できる体制をつくらねばならないということであった。

26年、27年には、『賃金闘争委員会』を設置してこの機能をもたせようとしたが、むしろ、大手一貫3社労組のグループ会議の方が指導性が強く、賃金闘争委員会は最終的には無力であった。」⁽²⁾（傍点は引用者）。

ここで2つの引用文のなかに出てくる「大手グループ会議」（松隈芳男）、あるいは「大手一貫3社労組のグループ会議」（姉齒三郎）に関して若干の説明を加えておこう。鉄鋼労連は、51年3月1日、2日に開催した結成大会で審議された『運動方針（案）』のなかで、「組織運動方針の基調」として「グループ別集約闘争のための組織態勢へ」という方向を打ち出し、「鉄鉄一貫作業、単独平炉、単圧、鑄鉄、鍛鑄鋼、特殊鋼、合金鉄、二次製品等」「企業条件や作業形態の相違を十

分把握してグループ別に各組織を整理し、できるだけ規約に基づく部会として部会単位で集約し得る限り闘争条件の足並みを揃えてゆくべきである」との考え方を明らかにしている。換言すれば、「鉄鋼労連の枠内における実態に見合う各種共闘の組織化ということ」を、「当面の組織運営方針」⁽³⁾として提起したわけである。こうした組織運営方針に基づいて、51年春季賃金闘争以降の賃闘が展開されたのであるが、そのさいとられた闘争形態は、本章第1節の終わりに掲げた表1-2「鉄鋼労連の賃金闘争の歩み」に示しているように、鉄鋼労連の結成直後に組織された51年春季賃金闘争のときには、当初鉄鋼労連指導部が意図していた「鉄鋼労働者の全的統一の目標に邁進」することをねらいとしたところの共同闘争方式も、また3月末に設置された賃金闘争委員会が決定したところの参加組合によるスト決行という集約闘争方式も、ともに貫徹することが不可能な情勢であったのである。そのため4月末に組織の実情を配慮した大幅な戦術転換を余儀なくされ、富士、鋼管、扶桑（現住友）、神鋼、久保田鉄工、日鋼室蘭、関東製鋼茨川など闘争態勢を確立した組合を第1グループとし、八幡、川崎製鉄など未確立の組合を第2グループとするグループ別共闘方式を採用することにした。しかし、この賃闘でストを打ったのは日鋼室蘭のみで、スト決行を強硬に主張した富士室蘭も含めて闘態を確立した第1グループの他の組合は、いずれも結局のところ団交だけで妥決してしまったのである。田中徹氏は、「26年の賃闘で、鉄鋼労連は、結成早々の組織の弱さをバクロし、資本家にじゅうりんをほしいままにさせた」⁽⁴⁾と指摘しているが、妥当な評価と言えよう。この点に関しては他ならぬ鉄鋼労連自身が、同年10月下旬に開催した第2回臨時大会において次のような自己批判を行なっているのである。

「今時賃上げ闘争で当初いわれていた統一闘争あるいは集約闘争が、各組合の内部事情によって、不可能となり、その終結の時期に至っては、各組合の個々バラバラの闘争に終わってしまったことが批判の最大の焦点である。

<中畧> 特に鉄経連を中心とする、鉄鋼産業資本家の一時金方式あるいは能率給政策を打破することができなかったところに敗北感を抱き、それによって批判の声がより以上高まっていることも否めない。そのことも併せ考えた上でここでは基本的な点にたいして批判してみたい。

その第1は労連としての準備の不足という点があげられる。結成された3月1日より3日までの大会において取り上げられたのは、賃上げ闘争のための大綱であり、具体的な点については賃上げ闘争委員会に一任することであった。

その後賃闘委の設置によって若干具体的な問題を討議したが、結果的にみて賃銀案の作製は各組合毎になっている。

それ故賃銀案についてはもちろん要求の時期、その後の各組合の闘争の組立方についても、労連として拘束せず各組合の自主性に委ねられた。その結果としてその後の闘争は組立方、特に行動の統一化、時間的な調整に努力したにも拘わらず、失敗に終わったのである。<中畧>

批判の第2の点は、本部指導能力の欠除にたいしてである。ここで若干当時の状態を説明しておく、結成大会当時、本部書記局の構成は常駐役員9名、職員8名、正副委員長のうち1名は輪番制による本部常駐ということであった。ところが闘争中に正式の本部役員で終始常駐というのは3名である。他は各組合の内部事情で途中で変更になったり、相当期間就任できずにいた。

また中央執行委員会、賃上げ闘争委員会は規約あるいは各種機関の決定に基づく労連の執行機関指導機関であるにも拘わらず、各選出組合の事情によって単なる協議の機関にすぎないのが実情である。つまり実質的役割を果たしたのは、職員を含めた、本部書記局である。この書記局

が前述の如き状態であったのである。しかしながらこの本部書記局についても相当の批判はある。

即ち大勢の推移について分析が不充分であり特に各組合の個性、闘争の慣習等も熟知せず一人よがりの方針を打ち立て、その後の組合の動き、内部情勢の変化から、つぎの会議には別な方針を打ち出すというが如き、無定見ぶりは指摘されるところである。

鉄鋼労連の規約は加盟組合の自主性を認めているが、今次闘争において各組合は最大限にこれを活用してきた。

統一行動が必要であり、それによってのみ、鉄鋼資本家の政策を打ち破る可能性が出てくることを充分了承のうえでもなお統一行動をとることができなかった。〈中畧〉

これはしかし、階級的な立場から、産業別の組織が企業別の組織より優先し、産業別に闘いの戦列をしくことによって全体の、ひいては各自の利益を守ることができることを充分理解し、その方針を、各組合の方針にすることにより企業別組合のセクトを止揚するように努める必要がある。

＜ 中 畧 ＞

以上の点以外にもまだ相当問題があると考えられる。

われわれは、今次賃上げ闘争の体験の中から、今後のゆくべき道を発見する必要がある。〈後畧〉⁽⁵⁾（傍点は引用者）。

こうした自己批判にもかかわらず、すでに述べたように、八幡が参加した翌52年の春季賃金闘争においても、「階級的な立場から、産業別の組織が企業別の組織よりも優先し、産業別に闘いの戦列をしく」方針を貫くことが、できなかったのである。すなわち、鉄鋼労連賃金闘争委員会の決定にしたがって予定通り第1波ストを打ったのは、実質的には初めて戦列に加わった八幡だけであり、八幡のスト決行を知り態勢を建て直して無期限ストに突入した富士室蘭、釜石、川崎のばあいには、八幡のストが会社側の罫み出したロック・アウト戦術のために続行の困難な事態に直面するやいなや、「各現地組合員の盛り上がりで血みどろの闘いにまで押しすすむおそれがある」（富士室蘭の花里泰明書記長の発言）ことに恐怖を抱き、八幡を見捨てたまま直ちに闘争圧殺の相談を開始した反共ボス幹部たちの策動によってスト中止にいたった顛末については、すでに述べた通りである。その他の大手でストを打ったのは、八幡の後に続いた神鋼のみであり、鋼管、住友は結局、ストを回避した。こうして鉄鋼労連の大手共闘は、またもや初期の目的を達成することができぬまま終熄してしまったのである。けれども、52年春季賃金闘争の経過を検討してみると、前年の状況とは異なり、組合員大衆の高揚に支えられて職場レベルでは組合運動が新しい局面へ移行しつつあることを示すきざしが、認められたのである。この新しい徴候の出現は、否定できない運動の流れとして、間もなく単組レベルから鉄鋼労連本部レベルにいたる共通の認識となり、鉄鋼労連の機能組織強化の原動力となる。

(2) 指令権の労連本部への移譲と拡中闘の設置

鉄鋼労連本部は、52年7月下旬に第2回中央委員会を招集して『春季闘争の成果と自己批判』と題する本部原案を提出したが、そのなかで「今次闘争の結果は、たしかに目的達成への希望は失われその面から見ると闘いは明らかに敗北であった」ことを卒直に認めたとうえで、「広く一般大衆の盛り上がった闘争意欲にもとづく精神的な活動が展開された」ことを重視し、「大衆の力による

組織強化への要因が「実を結ぶ」ため、組織、指導面の欠陥を大胆に自己批判したのである。すなわち、

「＜ 前 畧 ＞

闘いを終えた今日、今次の闘争全般を通じて省みると、従来の闘争とは非常に異なった現象として把握できるものに大別して2つの事柄があげられると思う。その一つは、要求に対する獲得率が非常に低率であったことと、いま一つは従来行われてきた幹部闘争の域を脱し、相当な大衆闘争が組織化せられたことであろう。

＜ 中 畧 ＞

以上を要約すれば、

- (1) 今次賃上げ闘争の結果は、賃上げそのものの獲得率は低く此の面からすれば成功とは云えない。
- (2) しかし、今次闘争に見られた広汎な大衆的行動の経験は運動の一步前進であり、賃上げの失敗を補なって余りあるものと云える。
- (3) 労資が対等の立場で大衆的な対決を闘い抜き且つ、指導し得るだけの主体性は未だ充分とは云えない。この面の是正が行われるならば、必ずや次の歳会に於いて十分な成果を期待し得るであろう。
- (4) 以上の観点より闘争の指導系統、組織体制等に於いて改善の具体的方途を速やかに大衆討議の上、決定しなくてはならない。

次にこれを各々のケースによって分析し批判を行なってみる。

＜ 中 畧 ＞

次に今次共闘組織運営上の誤りを指摘すると

- (イ) 共闘の性格、内容が極めて不十分であったことと、このような脆弱な組織に対し、本部側の指導性が欠除していた。
- (ロ) 本部単組間及び各単組間における信頼性が甚だしく欠除していたことと、共闘内にある単組内に於いて道義的責任に欠くところがあった。
- (ハ) 本部規約よりも単組規約の優先している現状では、闘争の方式も勢い企業実態による自主的闘争の傾向へと走るのは当然であろうが、あくまで本部を中心とした共闘態勢を組むべきであった。
- (ニ) 共闘組織を構成する企業連合会対策は一率に対処することは許されない問題ではあったにもせよ、規約上の誤謬まで侵している実態を放置したことは誤りであった。
- (ホ) 共闘をグループ別闘争に集約したことは適切であったとはいえ、本部としては各グループ内の各単組の実体把握に欠けるところがあり、それぞれの状況把握が不充分であった。
- (ヘ) 従来、屢々批判を受けている間柄でありながら、またしても一貫、平炉グループの闘争に重点をおいたかの本部対策は組織上の問題としての考慮を必要とする。

＜ 後 畧 ＞」⁽⁶⁾

以上のように鉄鋼労連は、第2回中央委員会において、「本部の指令能力及び各単組間における階級的連帯性に伴う道義的責任感と自覚等に欠除があったことが」52年春季賃金闘争敗北の主たる要因であったことを自己批判するとともに、「今後の対策としてはこれらの欠陥を補うとともに、今次闘争に示された驚異的な大衆の前進を更に強力化するとともに組織化し、一時も早く産業別組

織への具体化へ進まなければならない」ことを確認したのである。そうして、さらに52年10月下旬に開催された第3回中央委員会において、53年春季賃金闘争を「強力な統一闘争とし」、「闘争の最大効果の発揚を主眼として、統一闘争に必要なあらゆる手段を適宜に採用できるよう措置する」⁽⁷⁾ことを決定したうえ、52年12月22日から開催された第4回中央委員会において53年春季「賃金闘争方針」を決定し、そのなかで「実力行使を含む」「闘争態勢確立に際しては単組闘争委員会から鉄鋼労連本部中央委員会に指令権の委譲を行なう措置をも同時に講ずる」⁽⁸⁾という画期的な産別本部機能の強化策が打ち出されたのである。こうした中央委員会決定を受けて翌53年2月19日、20日の両日に開催された鉄鋼労連第4回臨時大会においては、「単組は指令権限の本部委譲を行ない、これを果たした単組の三役中より1名ずつの補充中間委員を本部中央執行委員で構成する中央闘争委員会に加えて拡大中央闘争委員会を構成し、ここで実力行使をふくむ交渉戦術の樹立から妥結の条件・時期の決定を行なう権限を持つことを決めた」⁽⁹⁾のである。つまり、「指令権限の本部委譲・拡中間の設置」を決定したわけである。次に、大会議案中関係箇所を引用することにしてしよう。

「< 前 畧 >

二、闘争態勢の確立

基本方針で明らかにしたとおり、今次賃金闘争は異常な決意を必要とする。このためには慎重な闘争計画、積極的な闘争戦術が要請され、闘争方針は春季闘争の批判にともなう対策により指令権を拡大中央闘争委員会に委譲することを基本として闘争態勢の確立を図る、このための具体的活動は次のとおりとする。

(1) 宣伝、啓蒙、オルグ活動 <省略>

(2) 団体交渉の集中期間 <省略>

(3) 闘争態勢の確立

(イ) 闘争態勢の確立に際しては、単組闘争委員会から本部拡大中央闘争委員会に指導権委譲を行なう措置を講ずる。

(ロ) <省略>

三、拡大中央闘争委員会（以下拡中間という）の設置

(1) 構成 <省略>

(2) 拡中間の権限および性格

(イ) 権 限

④ 団体交渉戦術の樹立、打切り、再開の決定。

⑤ 労働委員会を利用することの可否について検討し、またはこれを実行する。

⑥ 実力行使に関する一切の指令権限。

⑦ 妥結の条件、時期の決定。

⑧ その他賃金闘争に必要な事項。

(ロ) 性 格 <省略>

(3) 開催および運営 <省略>

(4) 拡中間設置および解散の時期 <省略>

(5) 戦術委員会の設置

闘争期間中争議戦術等について企画立案し、拡中間に答申する任務を持つ戦術委員会

を設置する。戦術委員は拡大中闘で選出する。

(6) その他必要な事項 <省略>

四、企業連合会の役割

今次闘争に当たっては、鉄鋼労連機構の立前から、本部は各单位組合と直接関連をもつことになるが、従来の闘争経過からも各企業連合会は重要な役割をもつことになる。

そこで、企業連合会の役割を次のごとくする。

- (1) 本部拡大中闘ならびに戦術委員会は企連の実情を勘案して選出する。
- (2) 闘争にあたっては要請、指示、指令その他の文書は必ず企連にも各単組とともに伝達する。
- (3) 各企業連合会は拡大中闘の指令実施機関としての性格とする。このために各単組は必要処置をとる。
- (4) 企業連合は連絡を密にするようこの方針に準じて処置する。⁽¹⁰⁾

以上のような鉄鋼労連にとって初めての産業別統一賃金闘争の方針は、万場一致をもって決定された。この第4回臨時大会決定によって鉄鋼労連は、戦前の春季闘争の際にセロ回答を押し付けてきた鉄鋼独占資本の低賃金政策を打破するため、本部の産別機能の質的強化をはかるとともに、産業別統一賃金闘争の組織化に取り組むことになったのである。

2 53年賃闘と副組合長を追放した富士室蘭労働者の闘い

(1) 53年春季闘争と決定違反の副組合長の追放

富士製鉄室蘭労組は、52年11月18日に第25回中央委員会を開催して53年春季賃金闘争の取り組み方について討議し、鉄鋼労連本部書記局が策定した『28年1月以降の賃金要求方針ならびに本部基準案』に依拠して年齢別賃上げ要求の方針を決定するとともに、世論調査を行なって組合員の要求をできるだけ反映した要求内容とすることを確認したのである。12月20日、21日に開催された富士連合会賃金専門委員会では、鉄鋼労連本部の「ベース要求の型をとらず、各人別の増額要求という形態をとる」との賃上げ要求作成方針に準拠した年齢別基本額増額要求の方針を採用するとともに、室蘭についてのみ家族持ち250円、単身者150円の寒冷地給を連合会として要求する、との結論を出した。すでに述べたように、翌22日には鉄鋼労連第4回中央委員会が開催され、「この低賃政策を突破するためには強固な産業別闘争を組織する以外にわれわれの要求貫徹は困難である」との立場から産業別統一闘争方式を前提とした「賃金闘争方針」を決定したのである。この鉄鋼労連の「賃金闘争方針」では「世論調査の結果大衆の盛上る声として、標準労働者(31歳)の手取増額3000円を要求する」ことになっていた。富士連合会は、連中闘を開催して鉄鋼労連の統一闘争方針を確認し、12月26日、「標準労働者(31歳、3人世帯)3,000円増(基本給1.7倍)」の要求書を会社側に手交したのである。

室蘭労組は、翌53年1月22日に第29回中央委員会を開催して、「鉄鋼資本の強引な低賃金政策と対決せざるを得ない賃闘であり、総力を鉄鋼労連に結集してその指導のもとに統一行動をとる。賃金が完全に保障されないようなストは大衆闘争とは言えない」とする53年春季賃金闘争の基本方針を決定するとともに、闘いに備えてストマンには月収見込額の60%を支給、非ストマンからは月収20%を徴収することも同時に決定した。これらの決定は、1月18日に開かれた室蘭労第55回臨

時大会で承認されたが、1月24日、会社側は組合に対して再び昨年と同じくゼロ回答を通告し公然と挑戦してきたのである。

ところで、富士連合会は、鉄鋼労連にとって初めての産業別統一闘争に対応した組織固めのため、53年2月15日から3日間、連執委を開催した。姉齒三郎氏が執筆した『富士製鉄労働運動史』（新日本製鉄・富士連合会刊）の指摘するところによると、この会議で第1に問題となったのは、「①この賃金闘争を総評、鉄鋼労連のいうMSA体制・合理化粉碎などの闘争の一環としての闘いという位置づけに対する批判、＜②、③は省略＞」⁽¹¹⁾であったという。もっとも、討議の内容からすると、総評や鉄鋼労連の指向していた労働組合運動の階級的強化という運動路線の可否をめぐる討論と云った方が、より正確であろう。この連執委の討議の過程で、階級的立場にたって鉄鋼労連初の産業別統一賃金闘争を成功させようとする室蘭代表の意見と、経済闘争の枠内でしか発想し得ない釜石代表の意見との食い違いという形で、運動理念の質的相違が、かなりはっきりと表面化したからである。この連執委で討議の対象となったのは、1月17日に作成され下部討議に下ろされた富士連合会の『賃金引上げ闘争について（案）』であったことを明らかにして、連執委における論議の要点を紹介することにしよう。

「○釜石 『階級理念に立って賃金闘争を推進する』を削除し、つぎのように具体的に明文化するよう釜石中委で決定している。すなわち『したがってわれわれは、生活実態の向上のために従来の物価と賃金の悪循環より脱し、鉄鋼労働者の必然的な要求にもとづく賃金闘争を推進する』に修正したい。

○広畑 広畑としては大体異議ない。

○室蘭 さっき釜石より出された問題は根本的な問題にふれる。労働者の立場はいかなる場合でも階級的である。誤解を招くという意味がわからない。

○釜石 釜石の考え方として、情勢の悪いときに賃上げを強いてやることの奥には、権力奪取、政治闘争などの幅の広い闘争の意図が含まれているのではないかという危惧をもつのである。そこで階級理念の目的と限界をはっきりと表現するよう提案しているのである。

＜中略＞ 固執する理由はつぎのとおりである。階級理念ということは、一般的に広汎な労働者階級の立場を示すものであって、今次闘争は鉄鋼労連者としての生活向上に直接的な目的と範囲があるのである。それは、間接的には他産業労働者の生活向上にも寄与することは勿論あり得るが、ここではそれが主目的ではない。したがって、この限定された直接の目標と範囲を具体的に示すものでなければならない。採決で決まればそれにしたがうが、総評および左派社会党の再軍備反対、軍事予算反対闘争にまきこまれ、賃上げの本質を見失ってはならないと考えている。

○室蘭 室蘭としては、この理念なくして闘争を押しすすめていくことは困難と思うが、釜石の大衆が政治闘争の誤解をうけるおそれがあるというのであれば十分啓蒙していかなければならないとしても、この問題を採決することは適切でない。そこで字句は修正してもよい。案ももっている。

○広畑 広畑としては、いつの場合でも階級理念が基調となっていると思うので、原案の趣旨は修正したくないが、討議の過程から趣旨がわかるので修正してもよい。

○室蘭 室蘭としてはつぎのように修正したい。『したがって、われわれは物価と賃金の悪循環より脱却し鉄鋼労働者の生活実態の向上を目標とした闘いであり、従来のごとき安易

な闘争方式は許されず、現状における労使間のきびしい姿を深く認識した上に立って、賃金闘争を推進しなければならない』と。

○広畑 広畑としては釜石の案でいきたい。

○室蘭 われわれは調整権がなかったが修正案をだしている。釜石の意向もと入れ、室蘭の趣旨も生かした修正案を作成してもらいたい。」⁽¹²⁾

以上が連執委における討論の要旨であるが、こうして原案のなかにあった「階級的理念に立って賃金闘争を推進する」という文章は、「情勢の悪いときに賃上げを強いてやることの奥には、権力奪取、政治闘争などの幅の広い闘争の意図が含まれているのではないかという危惧をもつ」釜石代表から削除の要求が出された結果、「釜石代表よりだされた問題は根本的な問題にふれる。労働者の立場はいかなる場合でも階級的である」とする室蘭代表の反論にもかかわらず、結局、上記の立場から「総評および左派社会党の再軍備反対、軍事予算反対闘争にまきこまれ、賃上げの本質を見失ってはならないと考える」釜石代表の意見に同調した広畑、川崎代表の賛同によって削除されることになり、最終的には室蘭代表も譲歩してしまったのである。ここで見逃してはならないことは、富士連合会連執委において表明された釜石代表の见解が、前年12月下旬に発表された4単産声明、すなわち『総評指導方針批判—民主的労働組合の立場に立って』という声明書のなかで述べられていた総評批判と全く軌を一にしたものであったという事実である。『全労十年史』によると、4単産批判の文案は全織同盟の滝田実と海員組合の和田春生の両名によって起草されたとのことであるが、その総評批判の骨子は、第1に「組合の行ないうる経済闘争の限界を超え、解決困難な泥沼争議の中に組合員を引きつり込む」「現実無視の闘争指導」、第2に「観念的な平和論と結びついた再軍備反対闘争の行動隊のごとき方向に組合を導く」「政治闘争の行動部隊的偏向」、第3に「一切の経済闘争を政治闘争に発展させようとアジリ、非合法活動を煽動する」「共産党と大同小異の宣伝」⁽¹³⁾（傍点は引用者）の3点であった。したがって、この4単産声明と釜石代表の発言とは、全く瓜二つと云ってよいほど類似していたのである。周知のように、4単産声明は、総評脱退・全労結成をめざす分裂策動の第1弾であったわけだから、釜石代表発言は認という事態の発生は、鉄鋼労連にとって初めての53年春季統一闘争の前途に暗い影を投げ掛けるものであった。

一方、2月下旬に開催された第4回臨時大会で指令権の拡中闘委譲を承認された鉄鋼労連本部は、闘態確立と権限委譲を指示してきたので、室蘭労組では、3月21日に第56回臨時大会を開催して鉄鋼労連の組織する産業別統一闘争に積極的に参加することを確認し、拡中闘への権限委譲・闘態確立の批准投票を実施することを万場一致で承認したのである。富士連合会傘下の各組合の批准投票は4日、いっせいに実施されたが、室蘭も含めていずれも高率でスト権の委譲に成功した。しかし、産業別統一闘争に積極的な姿勢を示した室蘭労組とは異なり、他の組合のばあいには、3月上旬に開催した大会で「八幡が同調するなら」という条件がつけられ、とくに釜石のばあい、「スト権を委譲する拡中闘には八幡が入っていること」⁽¹⁴⁾という厳しい前提条件がつけられていたのである。ところが、その八幡では、左派と右派の対立で信任得票数の不足から組合長選挙をやり直し右派候補が組合長に就任した直後という内部事情から、執行部が、「鉄連のスケジュールには沿うが」⁽¹⁵⁾「一切の権限をわが組合の中央委員会に一任する」⁽¹⁶⁾間接委譲の方針を提案し、これが同労組の中央委員会で可決されていたのである。したがって、鉄鋼労連の53年春季産業別統一賃金闘争は、この時点ですでに鉄鋼独占資本の切り崩し工作によって一定の打撃を受けていたわけである。

鉄鋼労連は、3月25、26の両日、第1回戦術委員会を開催して当面する諸情勢について検討

を加え、闘争日程を決定した。この戦術委員会の決定・『戦術を立てるに当たっての情勢判断』は、27、28の両日に開催された鉄鋼労連第4回拡中闘に答申された。拡中闘では、間接委譲ということで拡中闘へ権限委譲をしていない八幡労組の取り扱いを含め多くの論議が交わされたが、八幡と神鋼については過渡的措置として当面は間接委譲を確認し、戦術委員会の答申案を正式決定した。この決定にもとづいて鉄鋼労連は、鉄連拡中闘指令第2号をもって「各組合は4月27日始業時より全面24時間のストライキを行なうよう一切の準備および手続きを完了せよ」との指令を発したのである。

4月2日、この拡中闘指令にしたがって室蘭労組は、製鉄所側にスト通告を行なうとともに、第2回中央闘争委員会を開催し執行部から、「最近、組合員は、他組合が会社の出方に色目を使い、統一闘争の足並みが崩れるのではないかという点を、過去の経験と主観で話し合われている。会社側はその弱点を利用してデマを流すことが予想される。本部に対し、他組合の動向に対する質問の多いことは、この流れを裏書きしている」⁽¹⁷⁾との現状報告がなされた後、この報告を中心として討論が行われ、会社側の切り崩し工作をハネ返すために組合情報を中心とした職場討議の徹底、拡大支部闘争委員会の開催、職場単位の報告会の実施などの対応策の実行とともに、4月7日のスト突入および総決起大会の開催を決定した。こうした組合側の動向を見て、これまでゼロ回答を繰り返してきた会社側も、4月3日、富士連合会に対して賃金制度「合理化」を前提とした基本給の2,095円増額（約40%アップ）の回答を示してきたが、その財源には業主財源と社宅料、電灯の値上げ分が見込まれていたため、実質的には約1,000円増にしかならないことから、組合側は直ちにこれを拒否した。このように「合理化」と引き換えに僅かばかりの有額回答を示してきたのは、富士鉄独占体ばかりでなく、八幡、住友などの大手独占体、尼鋼、日亜などの中手でも同様であった。

『新日鉄室蘭労組三十年史』によると、「現在の賃金は『働けど暮しラクにならず』ということから『啄木賃金』と呼んでいた組合員は、1千円の回答に不満を爆発させ」⁽¹⁸⁾たというが、この組合員の「不満」の「爆発」をバネとして富士室蘭労組は、当初の予定どおり4月7日、全面24時間ストに突入したのである。この日、鉄鋼労連拡中闘指令に従ってストに突入したのは、同調した八幡を含め30組合を数え、「10万人の組織をあげて一糸乱れず整然と決行され」た「歴史的な」「大ストライキ」⁽¹⁹⁾となったのである。ドッジ・ライン以降、長い間守勢に立たされてきた鉄鋼労働運動も、前述した産別本部機能の強化と相まって、鉄鋼独占体に対して産業別統一闘争でもって反撃を開始したのである。そうした意味で、53年春の賃闘における第1波統一ストは、まさに「歴史的」意義を有するといえてよい。もっとも、本格的な意味で産業別統一闘争の開始されるのは、以下で述べるように、まだ若干の日時を必要とした。

というのは、このあと4月14日以降から突入することになっていた第2波ストが、遂に陽の目を見ないまま腰くだけに終わってしまったからである。この鉄鋼労連の産業別統一賃金闘争が挫折を余儀なくされたのは、すでに富士連合会の連執委において、すでに「情勢が悪いときに賃上げを強いてやることの奥には、権力奪取、政治闘争などの幅の広い闘争の意図が含まれているのではないかという危惧をもつ」との見解を公言していた釜石右派幹部の策動と、これと全面的に対決しなかった室蘭代表を含む富士連合会他単組の日和見の態度が、大きな要因となったのである。すなわち、鉄鋼労連本部は、4月11日の戦術委員会で4月14日以降の第2波スト突入を確認すると同時に、直ちに拡中闘を開催したのである。この第6回拡中闘の席上では第2波スト突入の可否をめぐる激しい論戦が展開されたが、結局、翌12日の午後にはいて採決により20対9で第2波スト突入

を決定し、一度は拡中闘指令を発したのである。このさい、八幡と富士釜石にも第2波ストへの同調要請の電報が送られた。ところが、八幡が同調しないことを口実として、富士連合会の釜石右派幹部とこれに同調する広畑右派幹部は、鉄鋼労連拡中闘指令を無視する腹を固めたのである。このため13日未明、一度決定した拡中闘指令を撤回してスト延期の指令を発するという事態に追い込まれたのである。この第2波スト延期を審議した鉄鋼労連拡中闘の席上で、釜石代表は、「八幡が同調できない現在、統一闘争の条件が満たされていない」との理由をあげてスト決行に反対したのはもち論であるが、広畑代表のみならず室蘭代表までも、次のような理由をあげて同調したのである。

「○広畑 統一闘争について指令に従いたい気持ちはあるが、大衆討議のさいに八幡とともに闘うことがいわれており、また八幡と富士連合会の関係からもストは避けたい。

○室蘭 富士連合会の重要組合が、突入困難な現状では昨年例もあり、スト決行は困難である。」⁽²⁰⁾

こうした富士連合会各代表の見解表明、それも統一闘争の推進役として自他ともに認めていた室蘭代表の「スト決行は困難」という見解表明がなされた結果、大手代表の大半が態度をひるがえして同調するにいたったため、スト決行の決意の固い神鋼連合会と中手の関西グループを除く他の大手組合に対して無期限スト延期の拡中闘指令を発することになったのである。

4月13日、神鋼を除いた大手4社はいっせいに会社回答を出してきたが、富士鉄独占体の第2次回答は500円上積みするという内容のものであった。富士連合会傘下の各組合は、鉄鋼労連拡中闘指令に基づいて過勤務拒否の闘いに入ったが、右派御用幹部が主導権を握っていた釜石労組は、「第2次回答は会社の最終態度であろうが、それに対して連合会としてはっきりした態度が出せない現在、過勤務拒否はできない」と難癖をつけ、闘いを中止してしまったのである。4月28日の拡中闘では、第2波ストに突入して激しい闘争を展開中の各組合に条件闘争に移行することを指示し、次いで5月8日の拡中闘では、妥結の時期が来たと判定し各組合に妥結の権限を一任する決定を行なった。こうして富士連合会は、釜石右派幹部の策動によって統一闘争の続行が困難となる事態のなかで闘争妥結を余儀なくされ、5月13日に会社側と正式に調印したのである。

ところで、4月13日の鉄鋼労連拡中闘の席上において、「スト決行は困難である」との見解を表明した富士室蘭の代表は、瀬戸川省二副組合長であったが、こうした同氏の発言内容は、産業別統一賃金闘争推進の立場から第2次スト決行の準備を整えていた現地組合員の意向を全く無視した越権行為であった。そのため当然のことながら、早くも4月23日に開催された富士室蘭労組の第7回中闘で問題にされ、5月15日の第6回中央委員会では執行部不信任を求める動議が可決されたのである。そうして5月19日に開催した同労組の第57回臨時大会でも不信任案は、可決決定された。当時の富士室蘭労組の機関紙『解放戦線』は、その模様を次のように報じている。

「『12日の拡中闘の採決で、瀬戸川氏は延期の方に加わった』『連合会が指令実施の機関であるにもかかわらず、いったん決まったスト指令を延期してくれと要請した』理由をめぐって代議員のきびしい批判がなされ、『下部討議はまだ不充分である』『不満だけで解決し、執行部がやめた後の内部組織をどうするのか』『失敗を積み重ねた上で前進がある』という意見や、『今まで何度も行われた闘いの失敗から、幹部に対する下部大衆の信頼がなくなっている』『重大な段階で、釜石、広畑の渦の中にまきこまれたのは大衆の意志を無視したことになる』『企業セクトの排除を常に室蘭がとなえながら、室蘭がそれをやり、中小企業を見捨てた』『今後の一時金、昇給問題よりも大衆の幹部信頼の方が大切である』などの意見で論議が闘わされ、信任・不信任

で、激昂した代議員で場内は一時騒然となるも、採決の決果、大多数をもって、ついに不信任は可決され、きびしい大衆の批判はくだされた。」⁽²¹⁾

こうして、前年の52年の賃闘のさいにも、釜石の大手善栄同労組副組合長などの右派御用幹部と手を組んで中労委幹旋という口実で悪質なスト中止策動を行なった主謀者のひとりである瀬戸川省二室蘭労組副組合長は、4月13日の鉄鋼労連拡中闘において現地組合員の意向を無視したスト回避の発言を行なった廉で、室蘭労組の三役ポストから放逐されたのである。この第57回臨時大会で注目されたことは、同労組の主導権を掌握していた富士室蘭社会党内の意見が真二つに割れたことを反映し、闘り組合員大衆の立場に立って公然と執行部批判を行なった社会党所属の代議員が現われたことである。たとえば、工作支部の社会党員は、職場の声を代弁して次のように執行部の責任を追求しているのである。

「大衆が考えているのは、いつも失敗ばかりしているとの認識しかしていない、いま総辞職すべきでないとの結論を出したなら大衆はまた執行部にだまされたという考えになる。」⁽²²⁾

けれども、「いずれにしても、鉄連や連合会に対する今後の対策をどのようにするかを決めなくては、今までにしたことが良いとか悪いとか言って総辞職や信任・不信任をとったところで結果的にはどうにもならないのでないか」という瀬戸川副組合長の出身支部である陸運支部代議員の意見が、社会党内では根強かったため、大会で三役ポストからひきずり下ろした瀬戸川省二副組合長を次期地方選で組合推選の市議会議員として処遇することになる。市会議員となった瀬戸川氏が、富士鉄独占体にどんなに献身的に俸仕したか、その内容については前述したので、ここでは繰り返さない。ただ、臨時大会の席上に見られた富士室蘭社会党内の新しい流れは、次第に富士鉄独占体と対決する姿勢を強めることになるが、以上の瀬戸川氏の処遇にも示されているような富士室蘭社会党の体質は、克服されないまま推移するのである。その結果、前に紹介しておいた旧富士室蘭社会党の幹部の回顧にもあるように、レッド・パージのあと「会社の労政とつながっている」瀬戸川氏などに代表される紐つき分子を一定の時期まで党内に抱えることになり、「社会党を徹底的に利用して共産党の征覇にかかる」という富士鉄独占体労政サイドの意向が、党内に大きな影響力を持ち続けることになったのである。党内の良心派でさえも、反共イデオロギーを克服できなかったところに富士室蘭社会党の悲劇があったのであるが、その点については後述したい。ただ、ここではこれまでの叙述のなかで言及した富士室蘭社会党の幹部たちに関して、54年まで同党に所属していた活動家の回想を紹介しておこう。

「竹島浩平、長牛正、瀬戸川省二、花里泰明、竹本武男、これらの人達は、ひとつのグループだったですね。レッド・パージのときには抵抗せずに、むしろ積極的に会社に協力したんです。これに対して若狭邦雄さん、婦人部長の永野たみ子さんなんかは、占領政策ということも考慮して裁判闘争を提起したんですよ。同じ社会党でも竹島浩平なんかは、会社と一緒に追放する姿勢だった。幌別（現登別市富士町一筆者）の社宅にいた若狭邦雄、川島芳信（あとで中執・書記長、副組合長を歴任）、大山吉次（51年2月から52年1月まで中執、のち会計監査）などのメンバーあたりが、かなり企業主義だったけれど、地域の社会党らしい恰好を保っていたんですね。若狭派と言われるようになるのは、59年の闘争のころからです。社会党のなかでは、この若狭派が59年闘争のときに最後まで頑張るわけです。長牛氏は傍観的で巧みな態度をとったし、花里氏はスト打ちり策動をやるんですね。＜後略＞」

以上の回顧のなかに出てくる人達については、第1節の表1-1、第2節の破防法反対スト、

および同じく第2節の52年春季賃闘のところでその言動を紹介しておいたので繰り返さない。だから、『富士製鉄労働運動史』の筆者である姉齒三郎氏に対して、富士労働者の期待を裏切った功績を買われて新日鉄室蘭製鉄所の副部長や課長に「栄達」していた花里氏と瀬戸川氏が、労働委員会への提訴や法廷闘争に積極的姿勢をとっていたかの如く話しているのは全く破棄的な言動と言わなければならない。たしかに、富士室蘭労組は、「彼ら（レバ対象者一筆者）を護ってやろうという純粋さをもっていた」のであるが、彼らを含む「共産党以外の執行委員も、この大会で党员を守ろうと大動員をかけた」⁽²³⁾という事実など、なかったのである。それは、若狭邦雄氏には通用しても、「会社に協力した」花里氏や瀬戸川氏にはとても通用しないことだからである。それにしても、会社と結託して若狭邦雄氏を裏切った阿氏が、法廷闘争を主張した若狭邦雄氏の「純粋さ」を自らの持論であったかのように姉齒三郎氏に伝えるとは、何ともあきれ果てた行為である。

なお、53年7月20日から4日間の日程で開催された第5回定期大会において、鉄鋼労連は、53年春季賃金闘争、とくに「第2波の戦術転換について」、右派御用幹部の分裂策動を示唆しつつ次のような自己批判を行なった。

「＜前略＞ 闘争の戦術を転換せざるをえなかった技術的な問題、すなわち企連、単組の実情把握と機関出席の指導、特に釜石労組に対して事前の拡中闘としての適切な指示、指導などの欠陥は認められるとしても、問題はAグループに所属すべき各組合の過度の八幡労組に対する依存と、これを理由としたスト延期組合の基本的な考え方にある。要するに第1波スト以降盛り上がりつつあった大衆意識をおさえて、結果的に産業別の統一闘争に確信が持てず、企業の条件のみを考慮して安易な妥結の方向をとり、企業内の闘争を抜け切れない本質的な意識の問題と組織の弱さに基本的な反省の必要があり、十分な大衆闘争とならなかった。このことに自己批判の焦点も集中される。

第2波無期限ストの延期は、第1波によって統一闘争を自らの経験によってこれを闘いとり、確信に燃えて第2波の決意を固めつつあった大衆の期待を裏切り、鉄鋼労連に対する信頼を失わせ、失望感を与えたことは否定できない。この2波の延期の時期に効果的な組合員大衆との結びつきに欠け、幹部の独断のみで問題进行处理したことは批判されるべきである。

＜ 中 畧 ＞

12日の拡中闘においてスト決定をしたが、同夜富士連合会においてこの決定を変更する要請を決め、拡中闘で決定した諸対策を講じなかったことは、企連の規制を大会方針として確認した方針にそわなかったことになる。この結果、富士労連は實際上ストに入れない状態になった。この事実の上で要請したことは重大な誤りである。この要請を拡中闘は取り上げた。このことは当時の情勢から止むをえないとしても、拡中闘の性格と相まって嚴重な批判と検討を加えるべきである。

＜ 後 畧 ＞」⁽²⁴⁾

第2波スト中止にかかわる自己批判は、長文のもののなので関係の深い箇所引用にとどめたが、「確信に燃えて第2波の決意を固めつつあった大衆の期待裏切り、鉄鋼労連に対する信頼を失わせ、闘争意識を減退させ」た瀬戸川省二室蘭労組副組合長や大手善栄釜石労組副組合長らの分裂策動に対する批判が大会の席上で確認されたのである。

(2) 53年越年一時金闘争と鉄鋼労連本部の要請による2波の単独スト

53年10月16日、鉄鋼労連は、賃金専門委員会を開催して越年資金闘争の基本方針を討議したが、この結果、大手5社の要求額は手取り27,000円とすることになった。富士連合会各単組は、早くも10月20日から22日にかけて闘争態勢を確立し、23日から連執委を連執闘に切りかえた。そうして、10月29日には他の企連・単組に先行して手取り27,000円の要求書を会社に手交したのである。

ところで、前述したような理由で瀬戸川省二副組合長を執行部から放逐した富士室蘭労組は、この越年一時金闘争において終始一貫、鉄鋼労連の闘争の先陣を切って闘った。すなわち、八幡の闘争態勢の確立が遅れたため、組合側にとって事態の進展が思わしくないことを憂慮した鉄鋼労連本部は、鉄連一時金共闘からの要請という形で大手のなかで最強と目されていた富士室蘭労組に対して単独先行ストの決行を依頼してきたのであるが、この要請を受けた室蘭労組では、10月31日および11月10日に開催した中央闘争委員会において単独先行スト決行の方針を絶対多数の賛成で決定したのである。それと同時に室蘭労組は、教宣部長と中央委員1名を各組合にオルグとして派遣し、その決起を促した。鉄連一時金共闘からの要請に応じた富士室蘭労組の考えは、「この要請を断れば、一時金共闘は弱体する。先行ストを打ちながら、八幡をはじめとした大手組合に働きかけることが今後の闘争前進のために役立つ」との信念によるものだった。こうして富士室蘭労組は、11月12日に第1波全面24時間ストをさらに同20日に第2波圧延部門48時間ストを打ったのである。

ところが、この室蘭の単独先行ストは、釜石などの富士連合会他単組の支持を得られず、連執闘の空気も認められないとする態度だったのである。連執闘のメンバーであった他単組幹部の判断では、「この先行ストは、富士連合会が一本にまとまって八幡と共闘を組むさいに障害となる」ということだった。もち論、こうした反対理由が全くのいいがかりに過ぎないことは明らかであるけれども、ここで指摘しておきたいのは、室蘭の単独ストに反対し八幡との共闘をうんぬんした釜石などの幹部の念頭には、7月上旬の鉄鋼労連第5回定期大会で確認したばかりの「各単組の過度の八幡労組に対する依存」をいましめた53年春季賃闘の自己批判が早くも消え去ってしまっていたということである。当時の時点では、同じ富士連合会傘下の組合であっても、室蘭と他の単組とのあいだには組合体質にかなりの差があったのである。この点に関して、室蘭労組の中執を10年以上動めたキャリアを持つ共産党のリーダー西沢哲男室蘭製鉄委員会委員長は、次のように話している。

「昭和29年、30年ごろまでは広畑にしても、釜石にしても室蘭からのオルグをいやがりましたね。殆んど受け入れなかったんですよ。むこうの組合幹部にしてみたら、室蘭から来るオルグは危険だという気持ちがあったんでしょね。広畑のばあいには、敗戦直後の傾斜生産のとき暫く休止していましたから、そういうしこりも残ってありましたから、仲々動かなかったわけですよ。少なくとも29年、30年初頭までは富士連合会のなかでも室蘭は進んでおりました。富士連合会の組織体制がまとまってきた時期というところ、昭和31年ごろでないだろうか。オルグ交流をどんどん応じるようになったのは。ただ、あとで変わってきますけど、富士連合会自体、非常に官僚的だったですね。大衆討議をあまりやらんというような。」

11月18日、鉄鋼労連本部は、第3回共闘委員会を開催し、11月26日に第1波全面24時間ストを、そうして11月30日に第2波ストに突入することを決定した。もっとも、室蘭は八幡、釜石とともに第1波の対象から除外され、第2波ストに参加することになっていた。この情勢を見た鉄鋼独占体は、11月21日の日本鋼管の会社回答を皮切りに、25日には富士製鉄、住友金属、および神戸製鋼という具合に、相次いで会社回答を出してきたため、当初の予定どおり第1波ストに突入

したのは、尼崎製鋼および日亜本社のみであった。このため11月28日、鉄鋼労連本部は、東京本郷の有明旅館で第4回共闘委員会を開催し、第2波ストの対策を協議することになった。この会議では、冒頭に八幡代表から「12月1日午前9時までの最終期限付回答を要求し、2日午後よりスト突入の予定である。規模は24時間ないし72時間を考えているので、30日のストは延期されたい」との見解表明がなされたのを契機として議論が沸騰し、「八幡依存の広畑・釜石両労組とそれを非難する室蘭労組との間で激論となり、必ずしもスッキリとした共闘の結論とはいえぬ印象を残した」²⁵⁾のである。すなわち、この会議の席上では、現地中闘の「30日のスト延期決定」を報告し、八幡に同調した広畑・釜石代表の発言に対して、前回の共闘決定どおり30日にスト突入すべしとする若狭邦雄室蘭代表は、次のような激しい反論を加えたのである。

「広畑代表に伺いたい。現地はどこから八幡の情報を手に入れたのかは知らないが、しかし、今日の共闘決定を待たずに現地中闘が延期を決定したことは納得できない。何がためにわれわれは夜を徹して論議しているのか。一切がこうなれば無意味だ。これは鉄連共闘だけでなく富士労連内でもいえることだ。まことに残念なことだ。室蘭としてはこれ以上何もいいたくない。連合会意味なし。脱退の意見もあり考慮せざるを得ない。

<中略>

広畑、釜石のとった態度は全く心外である。連合会共闘に対する不信はもはやさけ難い。」²⁶⁾

結局、12月1日に大手5社グループ会議で話し合った結果、12月2日から室蘭が48時間、釜石が40時間、広畑が45時間、そうして八幡が72時間ストに突入、これに続いて翌3日には住友と富士川崎が24時間ストに突入したのである。なお、神鋼はこれより早く12月1日に24時間ストに突入していた。しかし、鋼管連合会はずいぶんストを見送った。こうした情勢のなかで、12月6日に鉄鋼労連第5回共闘委員会が開かれたが、大手組合の歩調が揃わず、とても共闘を組める情勢ではなかったため、「各組合の自主闘争に切り替える方針」を確認して終熄の方向にむかうことになったのである。こうして、2波の先発単独ストを打った富士室蘭の労働者の闘いからはじまった53年の年末一時金闘争も、組合員大衆の大きな盛り上がりにもかかわらず、再び右派御用幹部の裏切り行為によって、中途半端な形で妥結を余儀なくされたわけである。

53年の闘争当時、鉄鋼労連本部は、拡中闘の議事録を中央機関紙に収録して職場に流したというが、鉄鋼社党協のリーダーとして今も活躍中の田中幸男総評常任幹事（55～57年鉄鋼労連書記次長、58年書記長、64～65年副委員長）は当時の反響について次のように語っている。

「あれは、職場にものすごく効きましたねえ。『自分たちの代表がこの会議でこんなことをいうから、ストライキがつぶれるんや』とこうなるんだから。タブロイドの新聞にね、ちゃんと名前入りで書いてあるわけですよ。あれはしかし右の連中は、皆怒ったですな。『こんなことをやるとは何か』とすさまじい見幕で。

僕は当時単組の書記長で、それを持って大会で発言するわけですよ。だから、東京で会議をやっても、それがウソ隠しなしにキチンと大衆のところに来たわけね。だから、鉄鋼労連の新聞というのは、単組の新聞より大事にされますよ。

しかしこれはねえ、後で制限されますよ。発言記録については外に出さないようになります。32年争議のときは全然出ませんね。」²⁷⁾

以上の発言は、富士室蘭の職場に限定したものではないけれども、自分たちを裏切った右派幹部に対する職場組合員の反撥を示した興味深い内容のもので、あえて引用した次第である。な

お、鉄鋼労連の年末一時金闘争を途中で挫折させた釜石の執行部は、職場組合員の大衆的批判の前に、総辞職に追い込まれた。なぜなら、釜石の右派幹部の分裂策動の結果。この年の富士製鉄の年末一時金は、鋼管税込 28,000円、住友税込 20,769円、神鋼 20,573円に対し八幡と同じく大手のなかで最低の税込 20,000円にすぎなかったからである。

3 54年賃闘と「合理化」反対闘争

(1) 54年賃闘と退職金増額の実現

1953年7月の第5回定期大会で「29年早々賃上げを要求することを目標」とすることを決定していた鉄鋼労連は、53年末の淀川製鋼争議、54年春の尼崎製鋼争議、そうして八幡製鉄労組における組合費横領事件発覚による執行部不信任問題の発生などのため、当初の予定より3カ月近くも遅れた54年4月27日から4日間の日程で第6回定期大会を開催した。この大会で大手5社4,000円、配分は一律プラスアルファ、中小手は大手5社に準ずるという統一要求と、5月20日までに拡中闘への権限委譲を行なうことを骨子とする闘争態勢確立の統一闘争方針を決定した。

富士製鉄室蘭労組では、54年3月までに組合の要求案を作成していたが、4月10日に開催した富士連合会調査部会で、釜石代表が2,000円前後という低額要求を提示したため、単組間の調整にかなりの日数を費すことになった。しかし5月2、3日の中闘委で、とに角、鉄鋼労連の大会決定に従い要求額4,000円配分は一律プラスアルファという賃金闘争の方針を決定することができた。5月13日富士連合会は、この闘争方針に基づき4,000円の賃上げ要求書を会社側に手交するとともに、5月20日を指定回答日とした。第1次会社回答は、富士製鉄をはじめ全てがゼロ回答であった。5月19日、室蘭をはじめ富士連合会の各単組は、組合員の一般投票を行なって闘争態勢を確立するとともに、鉄鋼労連拡中闘への権限委譲を行なった。

6月6、7日の両日に開かれた鉄鋼労連拡中闘では、ゼロ回答の壁を突き破るために、「6月17日 第1波全面24時間スト、6月23日 第2波48時間スト（但し、広畑は24日から48時間）」という実力行使の方針を決定した。こうした情勢のなかで鉄鋼独占体は、産業別統一闘争の切り崩しをねらって夏季一時金の回答を出してきたが、富士製鉄のそれは16,000円であった。しかし、6月17日、富士連合会の各組合は、4,000円の賃上げを要求して、鋼管、住友などの大手10組合とともに第1波24時間ストを決行した。室蘭労組は、直ちに6月23日の第2波ストの準備に入ったが、6月17日に釜石高炉に突発事故が発生、次いで6月21日に夏季一時金1,000円増の追加回答が出されるに及んで、釜石、広畑、川崎の3労組が第2波スト回避の態度を打ち出すにいたった。室蘭労組は、既定方針どおり闘争続行を主張したが、少数意見として葬り去られ、結局、富士連合会は第2波決行のストを中止することになったのである。住友も夏季一時金の回答を受けて第2波ストを中止したため、大手では鋼管の4組合だけが6月23、24日に48時間ストを打った。しかし、ゼロ回答の壁を突き破ることができず、第3波ストを中止した。こうして鉄鋼労連54年統一賃金闘争は、完全な敗北の形のまま妥結を余儀なくされたのである。

なお、54年の年末一時金闘争は、八幡労組が「鉄鋼労連の総評からの脱退」方針を打ち出したという事情もあって、大手5社労組の要求全額の統一もできない情勢となり、各組合はスト権を確立したものの実力行使に入ることなく妥結した。富士連合会も、第1次回答より2,000円増の20,000円で、12月6日に妥結することになった。

以上のように全体として振わなかった54年の闘争のなかで、組合側が獲得した成果として注目されるのは、54年の11月10日に「30年年満者105万円」の会社回答を引き出した富士連合会の退職金増額の実現であった。すなわち、富士連合会は、53年秋闘と54年春の賃闘で二度も棚上げされてきた退職金増額の要求を、とに角、「不満があるが一步前進」（11月20日の連執委の評価）した回答を引き出したのであった。

(2) 「第1次合理化計画」と配置転換

戦後日本資本主義の再生産構造の中心をなす重化学工業の構築が、鉄鋼業を基軸とした重化学工業化というプロセスをつうじて達成されたことは、すでに序論で明らかにしたとおりである。そうして、戦後鉄鋼業の本格的展開が1951年度を初年度とする「第1次合理化計画」を契機として開始されたことは、周知のことに属する。55年度まで続く「第1次合理化計画」の推進過程のなかで、室蘭製鉄所の近代化も促進された。すなわち、輪西工場の解体と仲町工場への集中化が、それである。こうした製鉄所の編成替えのなかで、製鉄部門では仲町地区への集中化を機軸とした高炉およびコークス炉の改修、製鋼部門では台車注入法の採用、硬鋼線材用、SC材用などのギルド鋼の高級鋼生産の開始、平炉の高圧操業、酸素工場の新設にともなう酸素製鋼法の開始、そうして圧延部門では新型のアームコークス炉の新設、輸出用鋼片、硬鋼線材用鋼片、熔接用線材、輸出用スラブ圧延などの開始等々、着々と「合理化計画」を実行に移していったのである。こうした「合理化計画」の推進によって、室蘭製鉄所の粗鋼生産は、50年度の26万9千トンから54年度には51万トン、55年度には57万4千トンへと増大したのである。銑鉄や鋼材を含めた生産拡大の概況は、表1-4に示すとおりである。⁽²⁸⁾

表1-4 「第1次合理化」期の室蘭製鉄所の生産規模の拡大

	生産高(1,000トン)			社内シェア(%)			全国におけるシェア(%)		
	銑鉄	粗鋼	普通熱間圧延鋼材	銑鉄	粗鋼	鋼材	銑鉄	粗鋼	鋼材
1950年度	292	269	139	32.4	31.1	29.9	12.0	5.1	3.9
51	400	394	183	29.4	29.9	25.1	11.8	5.8	3.9
52	467	372	160	33.8	27.6	22.9	13.2	5.4	3.5
53	562	489	205	33.0	33.2	25.0	11.7	6.1	3.8
54	490	510	211	32.6	32.6	23.7	10.8	6.5	3.8
55	556	574	248	31.1	30.4	21.5	10.2	5.9	3.6

資料出所： 富士製鉄調査部『日本鉄鋼業の歴史と当社の発展』、1966年2月、166～167頁。

アメリカの景気後退を中心とした世界恐慌の余波をうけて日本経済は53年秋口から54年上半期にかけて深刻な恐慌の機相を呈するにいたり、鉄鋼業も容易ならぬ難局に直面することになった

のである。この難局を労働者へしわ寄せすることによって切り抜けようとした鉄鋼独占体の試みのひとつが前述したゼロ回答であったが、富士鉄独占体のばあいには、さらに本工労働力の編成替えによる要員合理化の会社提案として具体化されたのである。すなわち、6月5日に開催された臨時中央経営審議会において、減産を前提とした第2・4半期生産計画を発表するとともに、「余剰人員」に対する配転を含む要員計画を提示してきたのである。そのなかには室蘭製鉄所関係分として、輪西第3高炉の休止による7%減産と、それによって生ずる334名の余剰人員（現業員、作業夫を含む）の配置転換計画が含まれていたのである。これに対して富士連合会は、6月17日の賃闘スト第1波の直前でもあったので、現地での団交によって事態の前進をはかる方針を確認した。

6月7日、室蘭労組は、第2回中央闘争委員会を開催して「高炉防衛に関する件」について討議し、次のような基本的態度を明らかにしたのである。

「室蘭製鉄の輪西町高炉の吹き止めと、これに伴う人員計画を発表した。この原因となった日本経済の不況、鉄鋼の不振は、政府の米国依存の政策とこれに追随する日本の資本家（鉄鋼資本も含む）の無気力振りに責任がある。したがって、今回の合理化は資本家がその責任を負うべきで、われわれに犠牲を強いる合理化には反対しなければならない。」⁽²⁹⁾

翌6月8日には関係支部である第1製鉄、第2製鉄両支部は、支部大会を開催して輪西第3高炉の中止に対する決議を採択した。そうして、次のような反対ビラを作成して門前配布を行なうとともに、各職場にオルグを派遣して積極的な反対活動を展開したのである。

「輪西製鉄支部では、8日3時より支部大会を開催し、経審の報告をかん察し、賛否両論、4時間半に及ぶ討論の結果、満場一致で輪西3高炉吹き止め阻止を行なう強い決意が表明された。輪西3高炉吹き止めに伴う配転は、唯単に輪西支部員の配転問題だけでなく、次に起こる人員整理の前提であるだけに非常に大きな問題である。輪西吹き止めは決して対岸の火災ではない。やがて起こる人員整理の前衛として吾々は強力な決意で吹き止め反対の為闘うものである。組合員の皆さんの絶大なる協力を希うものである。」⁽³⁰⁾

こうした関係組合員の吹き止め阻止の「強力な決意」を背景に室蘭労組は、数次にわたる団交を重ねたが、事態の進展がなかった。6月24日の団交の席上で「極力人員整理は回避する方針である」との所長答弁を引き出した室蘭労組執行部は、直ちに第7回中央闘争委員会を招集し、配置転換の条件交渉に入りたい旨の本部提案を行なった。この提案に対して、製鉄支部の中闘委員から「実力行使も辞せず」との第6回中闘決定を理由として反対意見が出され、討論が交されたが、結局のところ40対26で本部提案どおり交渉に移行することが承認されたのである。

7月3日の団交で、高炉吹き止めにとまらぬ余剰人員のうち、35名を広畑へ配転、他は所内配転とする、との所側の意向が明らかにされた。組合側では、「(1)本人の希望を取り入れ民主的に行なう、(2)配転先において不利益な取り扱いをしない（特に給与面）、(3)欠勤補充、代番補充を実施せよ、(4)臨時作業夫の完全就労及び請負にしわ寄せするな」⁽³¹⁾の4項目を所側に確約させた後、7月17日に団交のなかで輪西第3高炉の吹き止めについて了解を与えたのである。この結果、翌7月18日には早くも第3高炉の火が消され、銑鉄の生産は仲町地区に集中することになったのである。8月13日、希望者166名のなかから選考された35名の広畑への配転者は、室蘭を離れ任地へ向った。その他の所内配転も順調に歩み、1名の首切りも出さずに要員合理化は解決の目途がついた。こうした最小限の被害で要員合理化問題が解決した背景には、首切り「合理化」を許さず、といった職場組合員大衆の強い団結の力があったことは、言うまでもない。

(3) 青年部の再建と日鋼室蘭支援闘争

富士室蘭労組の青年部は、1946年11月12日に結成され組合活動の先頭に立って活躍してきたが、労働組合運動の階級的前進を危惧したアメリカ占領軍当局の組合青年部解散の方針に抗し得ず、47年11月20日に投票によって青年部解散を決定、48年2月1日以降から青年対策部として活動してきた。

ところが、53年に入って鉄鋼労連本部が青年組合員の結集に熱意を見せ、53年7月の定期大会で青年組合員の行動力を重視して青年部再建を提起するとともに、大会直後の8月31日・9月1日の両日に青婦対策協議会を開催して青婦活動強化の方針を樹立するに及んで、室蘭労組でも青年部再建の機運が急速に盛り上がってきた。富士連合会でも、こうした鉄鋼労連の動きに対応して、同年9月3日に第1回青婦人部連絡協議会を開催して、活動方針の立案に着手したのである。

53年9月18日に開催された富士連合会の連執委の席上で、室蘭代表は、連合会加盟組合でただひとり青婦人部を有していた釜石労組に対し「青年部結成促進のため、オルグを派遣してほしい」と要請するところまで事態は進展した。この要請に応じ53年年末一時金闘争を展開中の10月下旬、釜石労組青婦人部役員3名が、連合会オルグとして室蘭労組を訪れたのである。

11月12日、鉄鋼労連一時金共闘の要請で先行ストを打った室蘭労組では、デモを終えた製鋼支部の青年組合員約50名が組合会館に集まって、製鋼支部青年部結成準備会を発足させ、同24日には製鋼支部青年部を正式に結成した。これに引き続き庄延、窯業、陸運、コークス、土建、検定などの各支部にも青年部が結成され、製鋼支部青年部とともに本部と協力して未結成支部へのオルグ活動を行なったのである。

こうした盛り上がりのなかで、53年11月12日、早くも室蘭労組青年部結成大会が開催されるにいたる。大会で決定された規約では27歳までを青年部としていたから、結成大会の時点には、15支部、1,235名の青年部員を擁することになった。この青年部をバックとして、若手の戦場活動家が組合本部入りし、室蘭労組全体の左傾化・戦闘化が始まり、50年代後半期の産業別統一闘争につながってゆくのである。

つぎに富士室蘭労組の日鋼室蘭支援闘争について述べることにしよう。『総評十年史』が指摘しているように、日鋼室蘭の大闘争は、「鉄鋼および機械産業の合理化に対する反対闘争の代表的なもの」⁽³²⁾であり、当時の総評事務局長高野実氏が提唱していた家族ぐるみ、町ぐるみの、いわゆる「ぐるみ闘争」方式で闘われた典型的な争議でもあった。しかし、日鋼室蘭の争議それ自体については、すでに多くの研究成果が刊行されているので、ここでは主として富士室蘭労組の支援闘争に焦点をしばらくしたい。

日本製鋼所は、1907年に創立された三井系の代表的な単圧・兵器メーカーであったが、朝鮮戦争の休戦にともなう特需の減少と輸出不振とによって、54年3月期決算で5億7,500万円の巨額な赤字を出し、「経営破綻の寸前」と自称する有様であった。このためメイン・バンクである三井銀行の強い示唆を受けて、大量の人員整理を含む企業整備の方策を打ち出し、企業立て直しをはかろうとしたのである。54年6月17日の団交の席上で会社は、日鋼連合会に対して、組合員5,329名中976名、臨時作業員など非組合員270名、計1,246名の「人員整理を含む企業合理化案」を提示してきたのである。その内訳は、室蘭製作所915名（組合員3,742名）、広島製作所32名（組合員1,120名）、横浜製作所2名（組合員260名）、東京本店23名（組合員170名）、大阪支店4名（組合員37名）であった。⁽³³⁾つまり、室蘭製作所のばあいには、4名に1名が解雇されることになるわけ

である。日鋼独占体が提示した9項目からなる解雇基準は、従業員の大部分が該当するような巧妙なものであったため、組合員は深刻な不安に脅かされることになった。こうした不安はやがて会社の仕打ちに対する怒りに変わり、日鋼室蘭労組の役員選挙で毎回落選していた電気課の統一左派活動家を中央執行委員として当選させる要因となったのである。しかし、日鋼室蘭労組は、レッド・パージの直前に三役や青年部役員のポストを左派が占めたことがあったけれども、基本的には労資協調型の組合であり、富士室蘭労組と違って闘争の経験の乏しい組合であることに変わりはない。

日鋼室蘭労組は、日鋼連合会の指令によって6月28日、30日、7月1日と3波にわたる24時間ストを打ったが、この間に会社が希望退職者の募集を行なったため、もともと整理人員の少なかった室蘭製作所以外では、予定人員に達してしまったのである。かなり精力的な団交を重ねたが、7月5日には交渉は、完全に決裂してしまった。この段階で会社案の撤回をめざしてあくまで闘うことを主張する室蘭労組は、条件闘争への移行を唱えるようになった日鋼連合会傘下の他単組と対立し、孤立の様相を深めることになったのである。日鋼連合会の単組幹部のなかには、早くも室蘭労組のみの単独闘争を望む意見を持つ者さえ現われていたといわれる。

7月6日、こうした情勢のもとで日鋼室蘭労組闘争委員会は、44対14の採決で室蘭の単組闘争方針を採択したのである。

一方、同じ鉄鋼労連傘下の組合で日鋼室蘭と工場敷地も隣接している富士室蘭労組は、三井系という点で日鋼室蘭と同じ資本系列に属する北海道三井鉱山労働組合連合会（北三連）と一緒に支援活動を行っていたが、総評系組織に呼びかけ7月5日には早くも「日鋼首切り合理化反対共同闘争委員会」なる支援組織を発足させた。7月5日には総評、鉄鋼労連、富士室蘭労組、炭労、北三連の代表と並んで室蘭地協、道金属、函館ドック、船崎造船などの組合代表などが参加し直ちに第1回共同闘争委員会を開催した結果、委員長には富士連合会書記長の肩書きをもつ富士室蘭労組の佐藤半治郎氏が就任したのである。そうして翌7日に開かれた第2回共同委員会では、鉄鋼労連（富士室蘭労組）と室蘭地協より各1名の専従を配置すること、富士室蘭労組10名、地協3名程度の日常的動員態勢をとることを決定した。こうして富士室蘭労組は、北三連とともに共闘の主力部隊として、日鋼室蘭の大闘争とともに闘い抜くことになったのである。

7月8日になって日鋼独占体は、指名解雇の対象とした組合員宅へ解雇通告書を配達したが、このことを予期して社宅街に配置されていた日鋼室蘭労組の青年行動隊の手によって通告書が回収されてしまったため、目的を達成することができなかった。しかし、こうした状況のなかで日鋼独占体は、早くも7月9日に一方的に解雇者のタイム・カードを引き上げるという強硬措置をとったのである。この会社のとった一方的措置は、組合員大衆を憤激させた。日鋼室蘭労組は、これに対抗して直ちに通告書を郵便局へ一括返上するとともに、タイム・カードを無視して被解雇者も含む全員就労を行なうことを決定、即日これを実行に移したのである。こうして日鋼室蘭の労資は、人員整理をめぐる真向から対決することになった。つまり、被解雇者を含む日鋼室蘭の全組合員は、7月9日以降から会社の解雇通告をも、タイム・カードをもともに無視して出勤し、会社が7月10日にとった「入門証、身分証明書なきものの入門禁止」措置に対しては、青年行動隊のピケに守られてスクラムを組んで入門し、職場内で課長や工場長に解雇理由の説明を求めたのである。7月9日に代議員大会を開催、翌10日に前日の大会決定にもとづき組合員の一般投票を実施した日鋼室蘭労組執行部は、これによって所定の手続きが完了したので、日鋼連合会に委譲していた交渉権と指令権を現地室蘭に還元し、正式の団体交渉に入ることになった。しかし、7月17日の予備交渉のあ

と、翌18日から現地ではじまった団体交渉は、人員整理の必要性を繰り返す会社側の非妥協的態度のために、実質的な論議に入れぬまま事態は推移していったのである。団交のたびに日鋼独占体が強調したのは、タイム・レコーダーを無視しスクラムを組んで入門闘争を繰り返す組合員の全員就労の即時中止要求であった。この要求を組合が拒否するや、会社側は7月20日午後6時30分、翌21日午前6時以降からのロック・アウトを通告するとともに、有刺鉄線でバリケードを構築したのである。このバリケードは組合の青行隊員によって除去されたが、会社側はさらに強力な手段を打ってきたのである。すなわち、7月22日を期して動力用電源を切って生産現場の大部分を作業不能の状態にしたばかりでなく、翌23日には札幌地裁室蘭支部に立入禁止仮処分を申請するに至ったのである。

ところで、7月13日、首切り合理化反対共闘の委員長を送っていた富士室蘭労組は、第8回中央闘争委員会の席上、日鋼室蘭労組支援のカンパ活動を行なうことを決定した。この決定は、翌14日に開催された共闘委員会に報告された結果、資金カンパ対策として日鋼室蘭の青行隊員や主婦も参加して、17日午後2時より富士鉄の正門、二門、および七門でまた19日、20日の両日には富士鉄の社宅地内で資金カンパを行なうことが確認された。このカンパ活動は、趣旨をよく理解した富士室蘭の組合員や家族の積極的な協力によって、13万7千円も集まり、直ちに日鋼室蘭労組に送られた。富士室蘭労組によるカンパ活動は、8月に入ってからでも取り組まれるが、その前に日鋼室蘭労組のなかに現われた危険な動きを紹介しておこう。

7月27日、日鋼室蘭労組では、中央闘争委員会を開催したが、そのさい事務系の第5支部から「戦術を転換し、条件闘争に移行せよ」との動議が提出される、という事態が発生した。この動議を審議した29日の中央闘争委員会では、40対19で否決したものの、この動議の背景には、日鋼独占体の意を受けた一部組合員の策動があったのである。もち論、大多数の日鋼の組合員は、「1名の首切りも出さない」という執行部の方針を支持して、積極的に闘いの戦列に参加していた。こうした情勢のなかで、共闘委員会は、この29日以降から日鋼室蘭労組内に9名を常駐させる常駐共闘の態勢に入り、活発な活動を開始したのである。この常駐共闘を支えたものは、富士室蘭労組と北三連とであった。8月1日の午前10時から開催された総決起大会には、三鉱連（三井鉱山労働組合連合会）の高杉委員長とともに、鉄鋼労連の今田委員長も出席して、ともに連帯の挨拶を行ない、富士鉄を含む室蘭地協の組合員や北三連を含む炭労派遣のオルグ団も参加したのである。ついで、8月8日には、全道労協、日鋼首切り合理化反対共闘委員会、室蘭地協三者主催の「失業対策全道労働者室蘭地区総決起大会」が開催され、雨のなかを室蘭地協傘下の1,000名をはじめ7,000名の労働者、家族、それに日鋼室蘭労組の闘いを支援する地元商店会代表も参加し、市内の目抜き通りをデモ行進した。この日、室蘭労組では、「室蘭を不景気にする日鋼の首切りに反対しよう」というチラシを市民に配布し、共感を呼んだ。こうして日鋼室蘭労組の闘いは、家族ぐるみ、町ぐるみの様相を呈してきたのである。

8月7日、富士室蘭の社宅主婦組織である中島主婦民話会は、日鋼室蘭主婦の会代表らを招いて懇談を行なったが、その席上で富士鉄の主婦側から闘争支援のための資金カンパや供米運動などの取り組み状況が被露され、日鋼主婦の会の会員たちを感激させた。この富士室蘭の社宅主婦による資金カンパ、物資カンパ活動は、一週間もたたないうちに実を結び、同月の13日、14日の両日に日鋼室蘭労組に届けられたのである。⁽³⁴⁾一方、この頃から再建されて間もない富士室蘭青年部の支援活動も次第に活発化し、日鋼の社宅地区へ出かけ社宅の子供たちにカンパの飴を配りながら、昼

はバンド演奏、夜は幻灯などによる慰問・激励を繰り返した。こうした青年部活動のなかから、階級意識に目覚め、共産党や左派社会党へ入党する職場活動家が出てきたため、富士室蘭労組内の階級的潮流も強化されることになったのである。また、富士室蘭の青年部は、親組合の各支部の非番の部員とともに青年部執行委員1名を毎日、日鋼室蘭労組へ派遣し、その入門闘争の激励を続けた。

共闘委員会からの強い要請を受けた富士室蘭労組は、8月11日および16日の両日に中央闘争委員会を開催し、就業時間中の組合活動という位置づけで、18日午後1時を期していっせいに退場し、“日鋼の首切りを俺たちの力ではね返せ”、“組合活動の自由を実力で闘いとれ”の合言葉で、日鋼正門前広場へ向かったのである。そして、午後2時から富士室蘭労組と共闘委員会との共催の形で「日鋼首切り反対闘争支援・激励総決起大会」を開催したが、日鋼室蘭労組の組合員・主婦の他、共闘傘下の組合員も加わったので、約1万名の大会となった。まさにこれは、共闘委の『共闘情報』№2が報じたとおり、「鉄連闘争史の一頁を飾る」「歴史的大会」であったと言ってよい。⁽³⁵⁾『新日鉄室蘭労組三十年史』は、大会の様態を次のように記している。

「＜前畧＞ 会場の表面には当組合の組合期が張りめぐらされ、『企業合理化絶対反対』の横断幕の左右に、郷土産業を守り室蘭を失業の町にするな、組合活動の自由を実力で闘いとれ、労働者の力でMSAを粉碎しよう、などのスローガンが掲げられ、特に日鋼闘争支援については、(1)長期化の場合、可能な最大限の支援、(2)鉄鋼労連本部を通じて可能な最大限の支援、(3)日鋼社長、所長、三井銀行に抗議文、(4)市議会・道議会・関係官庁に要請、の4点が決定された。

＜ 後 畧 ＞」⁽³⁶⁾

組合側の申し出によって、8月2日以降から開催された精力的な団交の続行にもかかわらず、内容的には一步も前進しなかった。しかし、上述したような共闘委員会による支援活動の本格化と相まって、闘いを通じて鍛えあげられてきた組合員や主婦大衆の戦闘力に支えられた日鋼室蘭労組執行部の態度は、会社の予期しなかった手強いものであったため、8月20日の現地団交で、ついに会社側は、社長が室蘭へ来て交渉に応じることを約束したのである。こうして8月22日室蘭入りした日鋼社長は、本社から派遣されていた労務担当重役も含め現地の会社幹部と打合わせを行なったうえ、翌23日の団交で「最終回答」を出す意向を明らかにした。この夜、日鋼室蘭労組と富士室蘭労組を主力とする共闘委員会とは、約3,000名を動員して夜間波状デモを敢行し、その戦闘力を示したのである。

翌8月24日、会社側は、組合員の解雇人員を当初案の900名から116名減の784名とする「最終回答」を提示してきた。これを受けた日鋼室蘭労組では、同日直ちに執行委員会を開催して討議した結果、この会社の「最終回答」を5対1で受諾することにした。小林組合長をはじめ良心派幹部までが受諾を決意した背景には、後述するような富士連合会出身の鉄鋼労連幹部による闘争早期打ち切り策動があったのである。しかし、翌25日に招集された緊急中央闘争委員会では、傍聴を希望した多数の組合員・主婦たちが見守る屋外で討議されたことも影響して、54対7の起立採決によって執行部案は大差で否決され、闘争の続行を決定したのである。8月30日には総評の高野事務局長が日鋼室蘭労組を訪問し、執行部だけではなく、青行隊や主婦をも激励して9月2日に室蘭を去った。9月4日、会社が7月23日に申請して以来、44日間にわたって実施をはばんできた立入禁止仮処分の決定がついに札幌地裁室蘭支部から出された。その直後の9月4日に開催された日鋼室蘭労

組の臨時大会では、24日に提示された「最終回答」再審議の緊急動議が出され、賛否両論が長時間たたかわれた結果、闘争続行の立場にたつ「今次闘争の当面の活動方針」が、投票総数 3,354, 賛成 2,153, 反対 1,119, 白紙無効 10, 棄権 56で可決され、闘争態勢の強化を再確認したのである。

ところで、これより先き、8月に入ってから、日鋼独占体の意を受けた一部組合員の策動が、次第に強まる傾向を見せていた。すなわち、会社の「最終回答」出される以前の8月11日には日鋼室蘭労組は、悪質な分裂策動を行なった組合員1名を除名処分に、同19日には分裂策動を意図したビラ配布のかどで組合員11名（大部分は事務系）を1カ月の権利停止処分に、同24日には「大衆を裏切った」組合員2名を除名処分にするという事態も起こっていたし、また8月30日午前10時ごろ掛員クラスの主婦約220名が組合事務所へ押しかけて執行委員に面会を求め、「闘争は何時まで続くのか。」「私達はこれ以上苦しい生活は続けられない。」などと述べたうえ赤タスキ返上の行動に出るという事態も起こっていた。この赤タスキを返上した掛員クラス主婦層の行動は、組合員大衆の目を盗んで第2組合旗上げの策動を行っていた日鋼独占体紐つきの一部悪質分子の組合攪乱工作の一環であったのである。それは、第2組合旗上げの時点で殆んどが第1組合から脱落していった掛員クラスの主婦層だけであった事実からも明らかであるが、また翌31日午前9時ごろ赤旗を先頭にして赤タスキかけた約500名の主婦達が組合事務所へやって来て、執行部に「頑張るように。」要請した事実によっても立証されよう。⁽³⁷⁾9月9日、裁判所が決定した立入仮処分が執達吏によって執行されたため、翌10日から入門闘争を中止して無期限ストに突入、これ以降、半製品の搬出をはかる会社側と、これを阻止する組合側との激突が続くことになった。こうして争議が労資双方にとって苦しい新局面に移行した重大な時期に、かねてからの分裂策動を行ってきた日鋼独占体紐つきの一部悪質分子は、膠着状態が続く争議の前途に不安を持ち出した弱気の組合員層を自己の陣営に引き入れて、職制組合員の大多数とともに第2組合の旗上げを行なうにいたったのである。すなわち、

闘争が100日目を迎えた9月23日の早朝、「再建派」を自称する約300名の脱落分子が、一団となって社宅地区を一巡し、「再建派組合大会」へ参加するよう呼びかけた後、日鋼室蘭労組の反撃を恐れて、市内中心街の劇場を会場として同日昼すぎから「結成大会」なるものを開催し、彼らの発表するところによれば、第2組合結成に署名した1,396名中805名が、これに参加したという。日鋼室蘭労組の『闘争ニュース』によれば、これに参加した脱落者は706名であり、新聞などが報道した人数のなかには出面で雇われた人びとが相当数含まれていた、とされている。けれども、この第2組合の旗上げのさいには、驚ろくべきことに、日鋼労組の書記長青野二郎、生活対策部長佐藤信吉の現役幹部2名が積極的役割を演じたのである。したがって、この第2組合の結成によって日鋼室蘭労組が組織的試練にさらされたことは事実であった。参考のために、同日開かれた日鋼室蘭労組の統制委員会が、分裂活動の主謀者として処分した14名を次に紹介しておこう。

「青野二郎（現書記長） 佐藤信吉（現生対部長） 長岡房男（現連合会書記長） 工藤重蔵（元組合長） 藤井国光（元組合長） 上沢田助四郎（元組合長） 前田繁（元組合長） 星田久仁男（元書記長） 向田忠一（元執行委員） 打越貢（元執行委員） 野中幸太郎（元執行委員） 奥山栄輝（元組合長） 池見恒夫（元書記長） 真野米一（現闘争委員）」（傍点は引用者）⁽³⁸⁾

これらの脱落分子は、8月24日の「最終回答」提示の前ごろから、闘争打ち切りをはかって活発な切り崩し工作を行なったのであるが、8月25日の中央闘争委員会および9月4日の臨時組合大会

会で敗北を喫したため、会社側の半製品出荷の動きに対応して、ついに第2組合の旗上げを行なったのである。この旗上げの背景には、日鋼独占体からの物心両面にわたる積極的な援助があったのはもち論であるが、同時に総評を割って結成された分裂組織・全労の積極的支援があったことも、見逃せない事実である。『全労十年史』は、この分裂策動への恥ずべき支援工作を得意気に次のように記しているのである。

「書記長の青野、生対部長の佐藤らを中心に前田、藤井、上沢田、池見等の元役員或いは中堅組合員は、局面転回の具体策を協議した結果、新労を結成する以外に道はないとの結論に達した。そうして、その指導を全労に依頼してきた。

全労では直ちに増原中執を現地に派遣し、北海道全労の島田、石岡等を加えて指導体制を敷き、新大和旅館をアジトにして積極的指導に乗り出した。泥沼争議から脱却して正しい解決への道を開くためには、共産党や総評とのヒモを断ち切るより外に方法はないのだ。＜中畧＞ ついに心ある組合員同志を糾合、9月23日を期して敢然新組合の結成を断行することになった。

いよいよ9月23日、正午から旧市街の東宝劇場で新労の結成大会を開く旨が発表された。当然のことながら、このことを知った共闘委や旧組合は、あらゆる手段を用いて新労結成の妨害に乗り出した。9月22日、旧労側は非常態勢と称して『闘争委員会の許可のない者は一切外出させない』という禁足令を発した。＜中畧＞ 日共や総評のハネ上がった闘争指導に愛憎をつかした組合員たちは、服を破られ、Yシャツを血に染めながらも続々結成大会にはせつめた。その数約850名、いかに多くの組合員が左翼闘争に嫌悪を感じ局面の打開を強く希望していたかがうかがわれる。無数の感慨をこめた新労結成大会は、新しい希望に満ちた組合員によって厳粛に進められ、百日の闘争を通じて身につけた体験に基づき、『総評と対決する民主的労組の協力と支援を求め、その方向で今後の闘いを進める』、『組合の自主性を確立し、破壊的な左翼組合の介入や指導は一切拒否する』、『争議収拾のため直ちに会社と団交を持つ』等当面の方針を決定、左記の新役員を選出して感激のうちに大会を終了した。

＜ 中 畧 ＞

ついに新労は結成された。そうして結成後直ちに積極的に活動に立ち上がった。まず会社と団交を開始すべく工場正門に向かってデモ行進を行なった。しかしここでは旧労側が約1千名でビケを張り入門を阻止したため、もみ合いとなって新労側に相当の負傷者を出す騒ぎとなり、ついに入門は断念せざるを得なかった。

そこで新労は、海員組合の協力により執行部8名を海上から裏門を通して工場に入れ、当面の紛争処理、操業再開に関する団交を開き、＜中畧＞ 会社側最終案の内容を素材として団交を続けることを確認した。」⁽³⁹⁾

こうして第2組合は、結局のところ8月24日のいわゆる「最終回答」を受け入れ、警察権力の援護を受けて就労するに至るのであるけれども、彼らが金科玉条のものとした会社の「最終回答」なるものは、次のように評価されている代物にすぎなかったのである。

「いま、会社の最終回答を詳細に検討すると、解雇撤回116名のうち65名は生協関係で撤回後も無給休職、38名は傷病甚しきもので自然退職間近いもの、19名はかた雇いにより雇用条件の切り下げられる者等々、実質的撤回はわずか10数名にすぎなかった。」⁽⁴⁰⁾

こうして日鋼独占体のみならず、その紐つき御用幹部の指導する第2組合とも対決しなければならなくなった日鋼室蘭労組は、直ちに執行委員会の再編を行なうとともにビケを強化し、第2組

合員の入門による生産再開阻止の態勢を整えたのである。そうして、全国の労働者が激励するなかで、なお93日間にわたって闘い続けた。これは、日鋼独占体や第2組合の御用幹部たちには全く予想もできないことだった。

第2組合の発生という事態に直面した富士室蘭労組は、共闘態勢続行の声明を発し日鋼室蘭労組に融資を決定していた4,000万円の残額も第1組合に引き続き融資することを明らかにするとともに、同労組の中央委員を日鋼社宅へ派遣してオルグ活動を行なうこと、組合員を大量動員して日鋼室蘭労組を支援すること、などの決定を行なったのである。9月24日以降、日鋼では連日にわたって、日鋼室蘭労組および富士室蘭、北三連などの共闘側と、ピケを破って入門し生産再開をはかろうとする第2組合側との激突が続くことになった。そうして、10月6日7時45分ころピケラインの最前線に座り込み、幹部の指示を受けていた富士室蘭労組青年部50数名をはじめとした約170名のピケ隊に対して、ヘルメットに乱闘服で身を固めた約600名の機動隊が広報車からの「御幸橋のピケは交通妨害であると認める。ピケを解かない場合は実力で排除する」との警告を合図に、突如としてコン棒を振りかざしてピケ隊に突っ込み、実力で排除するという暴挙に出たのである。このため16名の富士室蘭労組青年部員が、頭や顔、手足などをコン棒で殴られて負傷し、共闘ピケ隊の2名が業務妨害で逮捕される惨事となったのである。第2組合員は、こうした機動隊の不当な介入によって、正門から100メートル離れた非常門から構内へ入ることができた。日鋼室蘭労組と富士室蘭労組、北三連などを主力とする共闘傘下労組とは、正門前広場で報告大会を開催して抗議決議を採択し、約3,000名の組合員と主婦とが警察署へデモをかけ検束者の即時釈放と不当介入の暴挙に対して抗議したのである。⁽⁴¹⁾富士室蘭労組員の共闘ピケ隊への参加は、衝突による不祥事態発生回避のため戦術転換を行なった10月28日まで続けられ、その延人数は約2万人に達した。⁽⁴²⁾富士室蘭の労働者は、日鋼室蘭の労働者とともに、レーニンの次のような指摘を、実践をつうじて証明したのである。

「企業家のロックアウトは、闘争の激化によっておこされるが、それ自体また闘争を激化させる。そして、プロレタリアートは、闘争のなかで結束をかため、闘争によってその意味をも、その経験をも等しく発展させながら、ますます広い範囲で、資本主義社会の完全な経済的改造が必要であるという、ますます固い信念を固めている。」⁽⁴³⁾

ピケ解除の戦術転換を行なった翌日の10月29日に開催された日鋼室蘭労組と共闘委員会との合同会議の決定でも、富士室蘭労組は、炭労とともにオルグ団を編成し、社宅地区を固める任務を引き受けたのである。日鋼室蘭の闘いは、組合運動の組織強化と新しい前進をはかるため、12月26日に開催された日鋼室蘭労組の全員大会において、満場一致で中労委斡旋案を受け入れることを決定したことによって、193日にわたる闘争の終止符がうたれることになった。この結果、いわゆる会社の「最終回答」からさらに122名の解雇を取り消すことができたが、首切りそのものを撤回させることはできなかった。しかし、「日鋼室蘭の争議は、レッド・ページ以来の労働者一人ひとりの力の回復の頂点を示す」⁽⁴⁴⁾わが国労働者階級の戦闘的な闘いであった。富士室蘭労組の組合員も、この輝かしい闘争の一翼をになったことは、すでに述べたとおりである。

ただ、富士室蘭の前書記長で当時、鉄鋼労連書記長であった花里泰明氏や、広畑の前組合長で当時、鉄鋼労連の副委員長であった安西虎氏などの労働官僚には、上記の評価は妥当しいと言わなければならない。この両名は、自らが上部団体の指導的地位にいたにもかかわらず、日鋼室蘭の争議について次のように述べているのである。最初に花里氏の発言を、つぎに安西氏の発言を続けて紹介しておこう。

「この争議は最終段階の収めのところで失敗し、結局、分裂という最悪の状態になってしまったわけです。

私も鉄鋼労連で指導したのですが、闘争百日くらいの段階で第2組合結成の動きがはっきりしてね、鉄連としても事態収拾を考えました。しかし、すでに炭労オルグが社宅に入り鉄連だけでは収拾できないと判断し、総評幹事会で分裂の事態だけは回避せよと発言し、総評の高野事務局長に室蘭現地で収拾方針を説明するよう依頼しました。

総評としてもこの方針を認め、高野事務局長が現地で説明することになったんですが、一夜にして高野事務局長の考えが一転し、大衆に向って、全く逆の提案をして大混乱となり、そのまま長期の泥沼闘争におちいりました。最終的には分裂状態となり組合員同志のみにくい争いに発展、第2組合が結成される最悪の状態になってしまったわけです。それだけに闘争の終熄段階での組合幹部の決断が重要なのは、今さら申し上げるまでもないと思います。」⁽⁴⁵⁾ 以上が花里泰明氏の発言内容であるが、以下では安西虎雄氏の発言内容を紹介しよう。

「＜前畧＞ 第2組合ができて、その組合長（正確には法対部長－引用者）をしていた青野さんが『安西さんが指導にきていたら第2組合はつくらなくてよかったんだ』と言ったということを開きまして、急拠室蘭へかけつけましたが、第2組合の旗をすでに上げた後でしたので時すでに遅しでした。

そこで『組織の違うそれぞれの指導的立場にあるので、安西と青野という個々のつながりだけでは事態の処理はできない。あとはぶざまな格好でのたれ死にだけはしないよう事態収拾をはかろう』ということを話し合って帰りました。

＜中畧＞ 単組の執行委員が『腹をくくる』ことよりも、斡旋の内容では現地が吹きあがるんではないかという心配するあまりに、斡旋するチャンスを逃がしてしまって、ズルズルと泥沼にはまりこんでしまったわけです。＜下畧＞」⁽⁴⁶⁾

当時、鉄鋼労連の三役のポストを占めていた以上兩名の話は、全くお話しにもならない後向きのもので驚ろく他ないけれども、花里泰明氏が193日間も闘った日鋼室蘭の労働者の闘いを評して第2組合の旗揚げした100日目をもって「最終段階の収めのところ」と考えていること、また安西虎雄氏が第2組合旗揚げの張本人のひとりであった前書記長の青野氏と会って「ぶざまな格好でのたれ死にだけはしないよう」話し合ったことは、利敵行為以外の何ものでもないと言って良からう。日鉄室蘭労組執行部の良心派幹部が、8月24日の会社回答の受諾を一度は決定したのも、こうした鉄鋼労連三役の示唆があったからなのである。両氏の発言のなかには、高野実総評事務局長の行動なども含めて、反論したいことが多々あるが、ここではその発言内容が鉄鋼労連第7回定期大会で確認された次のような『日鋼室蘭闘争の経過と自己批判』にも違反していることを指摘しておくだけに、上記の鉄鋼労連文書のなかの関連する箇所を引用して反論にかえることにしよう。

「日鋼闘争の場合、誰しもナゾとして問うことは『あの御用組合がどうしてあのような強いたたかいを組めたのか』という問いである。

この疑問を解くことは、日鋼闘争のもっとも大切な点に触れることであるし、また日鋼闘争の大半を解明しうる重要な鍵でもある。

たしかに日鋼室蘭は弱い組合であった。しかし無要求、無闘争のそれではなく、常に要求は取り上げられ、闘争は組織されてきた。しかし、決定的な段階で、幹部はいつも闘争の矛先を折っていた。それは幹部の企業意識が労働者の要求を『労資の力関係』で争うまでに階級化されて

いなかったからである。

その原因は、日鋼室蘭の長い間の親子三代にわたる家族主義的労務政策に根ざしている。戦後の工場再建という至上命令が一層企業への従属意識を先行させ、闘いの観念が、企業の責任観念に置きかえられ、常に妥協的な性格をもっていたからである。

こうした日鋼の伝統的な組合運動に対する大衆の反応は、極めて反幹部的であったが、次第に内攻し、『誰がやっても同じだ、言うだけ憎まれる』とやがて自己保身と変り、首切り発表当時は闘いに対する諦めとなっていたものである。〈中畧〉

したがって、日鋼の場合、幹部が伝統的な弱さを持っていたのであり、闘争の基盤たる大衆そのものが持っていたのではなかった。

むしろ大衆のなかには、積載する幹部への不満が、メタンガスのように職場に充満していたし、そのことは、だいいちに闘争の主体性を呼び起こす大衆基盤となっていた。

その刺激的役割が三鉱連によって果されたのであるが、それ以来大衆は強烈なエネルギーを発散させた。日鋼闘争の全体を通じ、大衆の示したエネルギーが極めて自然発生的な傾向をもっていたのは、この間の事情をよく説明するものであろう。

〈 後 畧 〉⁽⁴⁷⁾

〈注〉

- (1) 松隈芳男「鉄鋼労働戦線と組織分裂」、御園生等他編『総評労働運動の形成と展開』、河出書房新社、1975年4月、184～185頁。
- (2) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、新日本製鉄（富士）労働組合連合会、1974年4月、224頁。
- (3) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』、日本鉄鋼産業労働組合連合会、1971年3月、139頁。
佐藤春喜『八幡製鉄労働運動史』中巻、八幡製鉄労働組合、1957年7月、1,316頁。
- (4) 田中 徹他『特殊製鋼労働組合史』、労働旬報社、1966年8月、250～251頁。
- (5) 佐藤春喜『八幡製鉄労働運動史』中巻、八幡製鉄労働組合、1957年7月、1,508～1,511頁。
- (6) 鉄鋼労連第2回中央委員会議案「春季賃金闘争の成果と自己批判（52年7月25、26日）」、
蔀充『八幡製鉄労働運動史』下巻、八幡製鉄労働組合、1960年11月、130～131頁。
- (7) 鉄鋼労連『第3回中央委員会議案書』、蔀充、前掲書、361頁所収。
- (8) 鉄鋼労連『第4回中央委員会議案書』、蔀充、前掲書、373頁所収。
- (9) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』、195頁。
- (10) 鉄鋼労連『第4回臨時大会議案書（53年10月19、20日）』、蔀充、前掲書、400～405
頁所収。
- (11) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』、233頁。
- (12) 姉齒三郎、前掲書、233～235頁。
- (13) 全労十年史編纂委員会『全労十年史』、総同盟内全労十年史編纂委員会、80～81頁。
- (14) 姉齒三郎、前掲書、239頁。
- (15) 蔀充『八幡製鉄労働運動史』下巻、八幡製鉄労働組合、1960年11月、411頁。
- (16) 蔀充、前掲書、412頁。
- (17) 三十年史編さん委員会『新日本製鉄室蘭労組三十史』、新日本製鉄室蘭労働組合、1976年1月、
440頁。
- (18) 『新日本製鉄室蘭労組三十年史』、441頁。
- (19) 姉齒三郎他『鉄鋼労働運動史』、213頁。
- (20) 姉齒三郎他、前掲書、215頁。
- (21) 『新日本製鉄室蘭労組三十年史』、443頁。
- (22) 『新日本製鉄室蘭労組三十年史』、442頁。

- (23) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』, 151 頁。
- (24) 鉄鋼労連『第 5 回定期大会報告書』, 藤充『八幡製鉄労働運動史』, 477～478 頁所収。
- (25) 『新日本製鉄室蘭労組三十年史』, 455 頁。
- (26) 姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』, 248 頁。
- (27) 「鉄鋼労働運動史の証言」, 『鉄鋼労働通信』, 鉄鋼労働通信社, 第 100, 101 合併号, 1971 年 1 月 1 日。
- (28) 富士製鉄調査部『日本鉄鋼業の歴史と当社の発展』, 富士製鉄株式会社, 1966 年 2 月, 166～167 頁。
姉齒三郎『富士製鉄労働運動史』, 173～174 頁。
- (29) 『新日本製鉄室蘭労組三十年史』, 466 頁。
- (30) 同上, 466 頁。
- (31) 同上, 467～468 頁。
- (32) 日本労働組合総評議会編『総評十年史』, 労働旬報社, 1964 年 11 月, 444 頁。
- (33) 全金同盟史編集委員会編『全金同盟史』, 全国金属産業労働組合同盟, 1973 年 5 月, 423 頁。
- (34) 石田幸成編『室蘭地方労働運動史』, 室蘭地方労働組合協議会, 1961 年 12 月, 610 頁。
- (35) 石田幸成編, 同上, 614 頁。
- (36) 『新日鉄室蘭労組三十年史』同上, 479～480 頁。
- (37) 石田幸成編, 同上, 619 頁～620 頁。
- (38) 石田幸成編, 前掲書, 633 頁。
- (39) 『全労十年史』, 総同盟内全労十年史編纂委員会, 1968 年 4 月, 323～324 頁。
- (40) 井上直他編『室蘭中央生協 10 年のあゆみ』, 1968 年 5 月, 22 頁。
- (41) 石田幸成編, 前掲書, 639 頁。
『新日鉄室蘭労組三十年史』, 482 頁。
- (42) 労働争議調査会編『戦後労働争議第 7 巻—鉄鋼争議』, 1958 年 12 月, 中央公論社, 271 頁。
- (43) レーニン「労働運動の諸形態について—ロツクアウトとマルクス主義的戦術」, 大月書店, 全集版, 第 20 巻, 217 頁。
- (44) 松尾洋「MSA 体制と民衆」, 藤原彰編『民衆の時代へ』, 三省堂, 1976 年 2 月, 29 頁。
- (45) 花里泰明「民主主義創成期における指導者の苦悩<歴史の証言 4>」, 中央機関誌『新日鉄労連』第 18 号, 新日本製鉄労働組合連合会, 1975 年 7 月, 30 頁。
- (46) 安斉虎雄「雄断ある指導が正常化への道<歴史の証言 13>」, 中央機関誌『新日鉄労連』第 22 号, 1976 年 3 月, 30 頁。
- (47) 姉齒三郎他『鉄鋼労連運動史』, 前掲書, 273～274 頁。

産業教育計画研究施設研究報告書・研究紀要既刊

研究報告第1号	農業の近代化と農民の生活意欲 第1編	昭和37年 6月
	― 農業未共同化グループと共同化グループの比較研究 ―	
〃 第2号	農業の近代化と農民の生活意欲 第2編	昭和38年 3月
	― 農業未共同化グループと共同化グループの比較研究 ―	
〃 第3号	産業社会における教育の役割	昭和39年 11月
	― 賃金決定における教育要因の分析 ―	
〃 第4号	労働類型と熟練形成過程	昭和39年 11月
〃 第5号	地域開発と学卒労働力移動	昭和39年 11月
	― 北海道における中・高・大学卒業者の労働市場圏の研究 ―	
〃 第6号	地域開発と産業教育Ⅰ・地域開発と地域社会変動構造	昭和41年 10月
	― 道央・苫小牧リージョンを中心とした地域変動の実証的研究 ―	
〃 第7号	地域開発と産業教育Ⅱ・労働移動と職業意識	昭和41年 5月
	― 苫小牧地方労働市場の変動構造と産業教育訓練生の意識構造 ―	
〃 第8号	地域開発と産業教育Ⅲ・地域開発と労働者教育	昭和42年 10月
	― 苫小牧地域工業化にともなう産業教育の展開過程に関する実証的研究 ―	
〃 第9号	建設業の構造変化にともなう建設職人層の賃労働者化 と労働組合運動	昭和46年 7月
	― 親方制の雇用構造の解体過程の進行と養成訓練の変容に関する実証的研究 ―	
〃 第10号	教育とコンピューター	昭和46年 7月
〃 第11号	鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅰ	昭和49年 3月
	― M製鉄所および構内社外企業の企業内教育展開過程についての実証的研究 ―	
〃 第12号	酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・労働 ― 生活過程にかかわる 諸問題 第1編	昭和51年 3月
〃 第13号	鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅲ	昭和51年 3月
	― 大手独占体系系列企業の「合理化」と企業内教育展開過程についての実証的研究 ―	
研究紀要 第1号	論文：アジア地域労働の質の比較研究（中間報告）	昭和43年 11月
	農業近代化と農業後継者教育	
	地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育	

執 筆 者 紹 介

氏 名 (所属・職名)

道 又 健治郎 (北大教育学部・助教授)

産業教育計画研究施設 研究報告書第14号

昭和52年 3 月 25 日 印刷

昭和52年 3 月 28 日 発行

発行機関 北海道大学教育学部 札幌市北区北11条西 7 丁目
産業教育計画研究施設

発 行 者 三 宅 和 夫

印 刷 所 (株)北海道共同印刷所 札幌市中央区北 2 条東 5 丁目
